

# 多古町総合計画

TAKO TOWN

平成23年3月 | 多古町 |

潤いのまち多古

人・文化・自然 みんなでつくる







## 計画の策定にあたって

このたび、平成23年度を初年度とし多古町が今後10年間に展開すべき行政運営の指針を定める多古町総合計画を策定いたしました。

本町では、これまで「豊かな自然と歴史が育む田園文化都市：たこまち」をめざし、良好な住環境と文化的環境の整った住みよいまちづくりに取り組んでまいりました。

現在、国や地方における財政状況が悪化するなか、地方自治体を取り巻く情勢は、少子高齢社会への対応や安心・安全のまちづくり、新しい産業構造への転換等取り組まなければならない課題が山積していることに加え、物質的な豊かさから心の豊かさが求められる時代へと変化しており、行政が果たす役割も大きく変わってきております。

今回、計画の策定にあたっては総合計画が単に行政の計画ではなく、より質の高い町民生活を実現していくための計画となるよう、公募によるまちづくりワークショップやまちづくり懇談会の開催等、策定段階から町民の参加・協働による計画づくりを進めてまいりました。さらに、より実現性の高い計画となるよう成果指標を定めるとともに、行政と町民が力を合せ協働のまちづくりに取り組むため、町民に参加ご協力いただくことも計画に盛り込ませていただきました。

本計画では、本町が長い歴史のなかで培ってきた自然との調和、人と人との調和、農工商等の産業の調和を保ちながら町民が一体となって潤いと活気に満ちたまちづくりに取り組むため

### 「人・文化・自然 みんなでつくる 潤いのまち 多古」

を将来像に掲げるとともに、その実現に向けて最大限の努力をしてまいり所存でございます。

本町の美しい田園風景や歴史、文化は多くの先人たちが守り育て築き上げてきたもので、今も私たちに豊かな実りをもたらしています。

この貴重な財産をさらに大きなものに育て、末永く後世に引き継いでいくことは私たちに課せられた使命であります。

子どもたちの明るい声やお年寄りの笑い声が地域に響き渡るような潤いと活気に満ちた多古町にしたいと考えております。

おわりに、本計画の策定にあたりご協力いただきました町民の皆様にご心より感謝を申し上げます。

平成23年 3月

多古町長 菅澤英毅

# 目 次

## 第1編 総 論

第1章 多古町総合計画のしくみ	2
第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 計画の構成と期間	2
1. 基本構想	3
2. 基本計画	3
3. 実施計画	3
第2章 計画の背景	4
第1節 町のすがた	4
第2節 人 口	4
1. 総人口の推移	4
2. 人口構成の推移	5
3. 世帯数の推移	6
4. 世帯類型の変化	7
第3節 産 業	8
1. 就業構造	8
2. 従業・通学者数	8
第3章 これからのまちづくりを考える	9
第1節 本町を取り巻く時代潮流	9
1. 人口減少・少子高齢化の進行	9
2. 安心・安全の重視と追求	9
3. 価値観の多様化	9
4. 地球環境の保全と循環型社会への移行	9
5. 高度情報化・ICTへの対応	10
6. 国際化の進展	10
7. 地方分権の進展と新しい公共への転換	10
第2節 新しいまちづくりに向けた町民の期待	11
1. 生活環境の満足度	11
2. 充実が期待される施策	12
3. 将来の姿	13
4. 若い世代の定住	14
5. 高齢者施策で重要なもの	15
6. 地域住民のつながりについて	16
第3節 新しいまちづくりの課題	17
1. 都市整備、自然環境分野の課題	17
2. 健康福祉分野の課題	17
3. 教育・文化分野の課題	18
4. 産業経済分野の課題	18
5. 行政運営分野の課題	19



## 第2編 基本構想

第1章 基本構想の位置づけ	22
第1節 基本構想の目的	22
第2節 構想の目標年次	22
第2章 まちづくりの目標	23
第1節 基本理念	23
第2節 まちの将来像	24
第3節 基本指標	25
1. 総人口	25
2. 人口年齢構成比	25
第4節 土地利用の方針	26
1. 土地利用の基本方針	26
第3章 施策の大綱	27
第1節 快適に暮らせるまちづくり	28
1. 計画的な土地利用の推進	28
2. 交通網の整備	28
3. 公共交通機関の確保	28
4. 憩いの空間づくり	29
5. 快適な生活基盤の形成	29
第2節 安心・安全のまちづくり	29
1. 健康な生活の基盤づくり	29
2. 生涯安心して暮らせる環境の充実	30
3. 暮らしの安全の確保	30
第3節 とともに学び文化を育むまちづくり	31
1. 教育環境の充実	31
2. 生涯を通じた学びの場づくり	31
3. 地域における人材育成	31
第4節 活気と賑わいのあるまちづくり	32
1. 農業の振興	32
2. 工業の振興	32
3. 商業の振興	32
4. 観光の振興	33
第5節 みんなで実現するまちづくり	33
1. 協働の基盤づくり	33
2. 適切な行政執行体制の確立	34
3. 健全な財政運営の推進	34
4. 広域行政の推進	34

## 第3編 基本計画

<b>第1章 重点プラン</b> .....	36
第1節 重点プランの位置づけ.....	36
第2節 プラン設定の考え方.....	36
第3節 重点プランの内容.....	37
1. みんなでつくるまちプラン.....	37
2. 定住促進プラン.....	38
3. 活力創造プラン.....	39
<b>第2章 分野別施策</b> .....	40
第1節 快適に暮らせるまちづくり.....	40
1. 計画的な土地利用の推進.....	40
2. 交通網の整備.....	43
3. 公共交通機関の確保.....	46
4. 憩いの空間づくり.....	48
5. 快適な生活基盤の形成.....	51
第2節 安心・安全のまちづくり.....	57
1. 健康な生活の基盤づくり.....	57
2. 生涯安心して暮らせる環境の充実.....	60
3. 暮らしの安全の確保.....	67
第3節 とともに学び文化を育むまちづくり.....	72
1. 教育環境の充実.....	72
2. 生涯を通じた学びの場づくり.....	75
3. 地域における人材育成.....	80
第4節 活気と賑わいのあるまちづくり.....	82
1. 農業の振興.....	82
2. 工業の振興.....	86
3. 商業の振興.....	88
4. 観光の振興.....	90
第5節 みんなで実現するまちづくり.....	93
1. 協働の基盤づくり.....	93
2. 適切な行政執行体制の確立.....	95
3. 健全な財政運営の推進.....	96
4. 広域行政の推進.....	99

## 資料編

資料－1	総合計画策定の経緯	102
資料－2	策定体制	103
	(1) 多古町総合振興審議会	104
	(2) 多古町総合計画策定委員会	106
資料－3	多古町総合計画の諮問・答申	107
	(1) 多古町総合計画（案）について（諮問）	107
	(2) 多古町総合計画（案）について（答申）	108
資料－4	多古町まちづくりワークショップ	109
	(1) 実施経緯	109
	(2) 参加者名簿	109
	(3) 提案内容	110





# 第 1 編

○ 総

論 ○

# 第1章 多古町総合計画のしくみ

## 第1節 計画策定の趣旨

本町は、平成13年に「豊かな自然と歴史が育む田園文化都市：たこまち」を将来像に掲げた「多古町総合計画」を策定し、本町固有の「豊かな自然と歴史」を資源としながら、良好な居住環境と文化的環境の整った住み良いまちづくりを、町民と一緒に進めてまいりました。

地方自治体を取り巻く情勢は、地方分権の進展や少子高齢化による人口減少、地球規模での環境問題の顕在化、情報通信技術の目覚ましい発達、国や地方における財政の悪化等、大きく変化しています。これらに伴い、まちづくりや行政に対するニーズも多様化しています。

このような中で、自治体運営においては、行政のスリム化や効率化、生産性の向上、住民と行政との協働が大きなテーマとなっています。

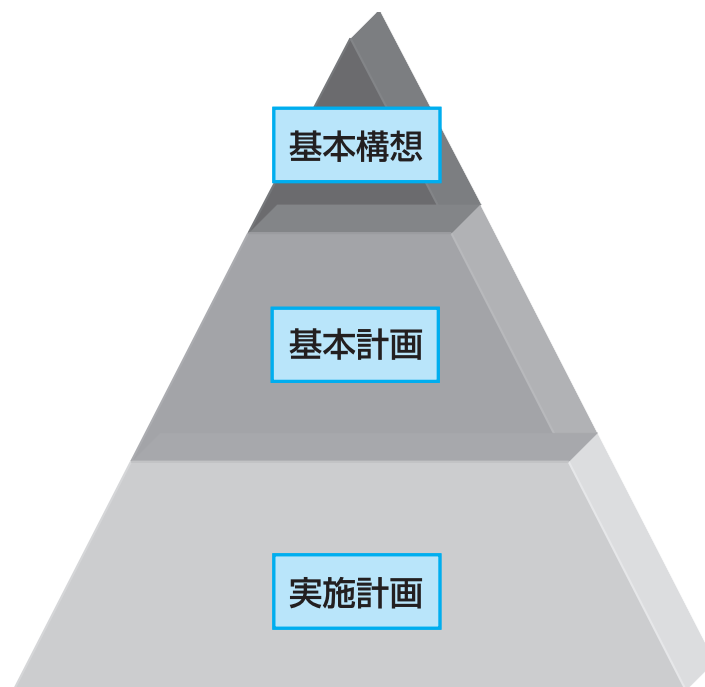
そして、地方自治体の創意工夫による責任あるまちづくりを進め、自主・自立を基本とする新たな行財政運営への転換が必要です。

このような変化の早い時代に対応し、持続的に質の高いまちづくりを進めるため、町民の協力のもと、町民と町が目標を共有する新しい「多古町総合計画」を策定しました。

## 第2節 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」「基本計画」および「実施計画」により構成されます。それぞれの役割や計画期間は次のとおりです。

《多古町総合計画の構成》



## 1. 基本構想

目標年次までの展望と課題を踏まえ、まちづくりの「基本理念」と目指す「将来像」を明確にし、これを実現するための大綱を定めたものです。

計画期間は、平成23年度（2011年）から平成32年度（2020年）までの10年間です。

## 2. 基本計画

基本構想を受けて、その目的を達成するための施策を部門別に体系化し、具体的内容を示したものです。

計画期間は5か年とし、前期基本計画と後期基本計画に分け、前期基本計画は目標年次を平成27年度（2015年）とします。

## 3. 実施計画

基本計画に基づき、個別施策・事業の実施について年次ごとに位置付けるもので、政策的予算編成の基礎となるものです。

計画期間は3か年とし、前期基本計画、後期基本計画の期間内にそれぞれ1回ずつ見直します。

《多古町総合計画の計画期間》

H23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
基 本 構 想									
基本計画（前期）					基本計画（後期）				
実施計画					実施計画				
		実施計画					実施計画		

# 第2章 計画の背景

## 第1節 町のすがた

本町は、千葉県北東部に位置し、都心へは約70km、千葉市へは42km、成田市へは17kmの距離にあります。

町の北西は成田市、北東は香取市、南東は匝瑳市、横芝光町、南西は芝山町となっています。

町中央部を南北に流れる栗山川の流域は、平地で水田地帯が広がり、北部及び東部は、台地で畑地帯となっており、その境の斜面は山林となっています。

地名の由来の一説として、かつて海底が隆起して陸地となり、多くの湖ができたことから「多湖（多古）」という地名になったともいわれている本町は、栗山川の豊かな水と田園風景、丘陵地の色とりどりの緑によって、自然あふれる美しい町となっています。

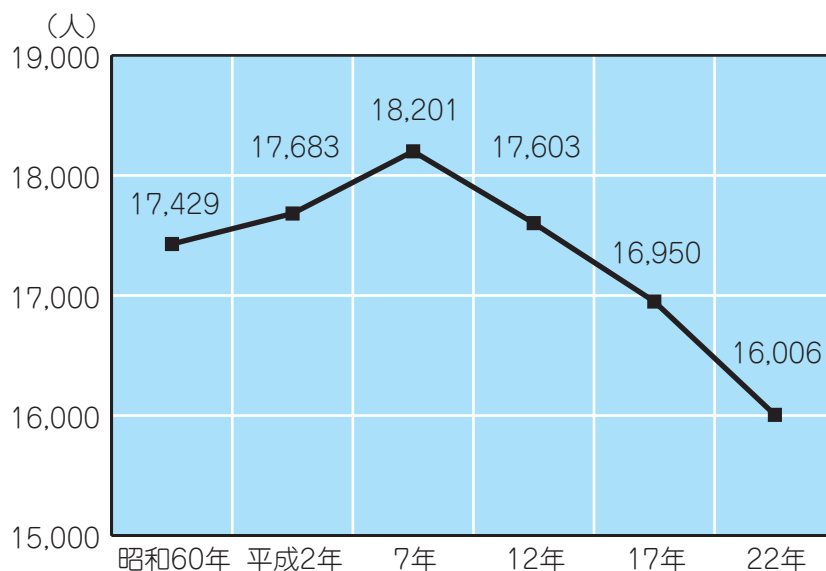
## 第2節 人口

### 1. 総人口の推移

総人口は平成7年に18,201人とピークを迎えたのち減少に転じ、平成22年には16,006人となり、ピーク時に比べ2,195人減少しています。

人口減少数は、平成7年から12年では598人、平成12年から17年では653人、平成17年から22年では944人と、減少の速度が速まっています。

《総人口の推移》



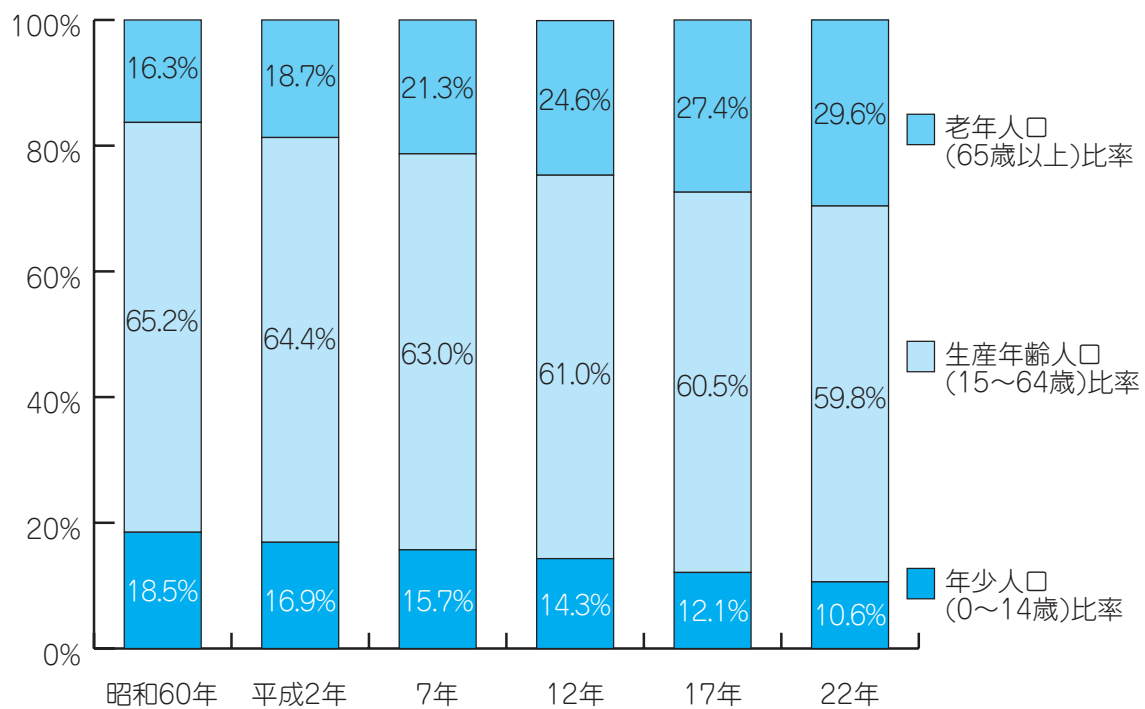
出典：国勢調査（10月1日）

## 2. 人口構成の推移

町の人口構成を、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）に分け、その比率をみると、年少人口比率は昭和60年では18.5%でしたが、平成22年には10.6%まで落ち込んでいます。生産年齢人口比率は、昭和60年は65.2%でしたが、平成22年には59.8%と6割を切っています。老年人口比率は昭和60年では16.3%でしたが、22年には29.6%と、老年人口が3割を占めるまでになっています。

平成2年時点で、老年人口比率と年少人口比率は逆転し、その後10年間は、老年人口比率は上昇を続けており、高齢化は一層進んでいます。

《人口構成の推移》

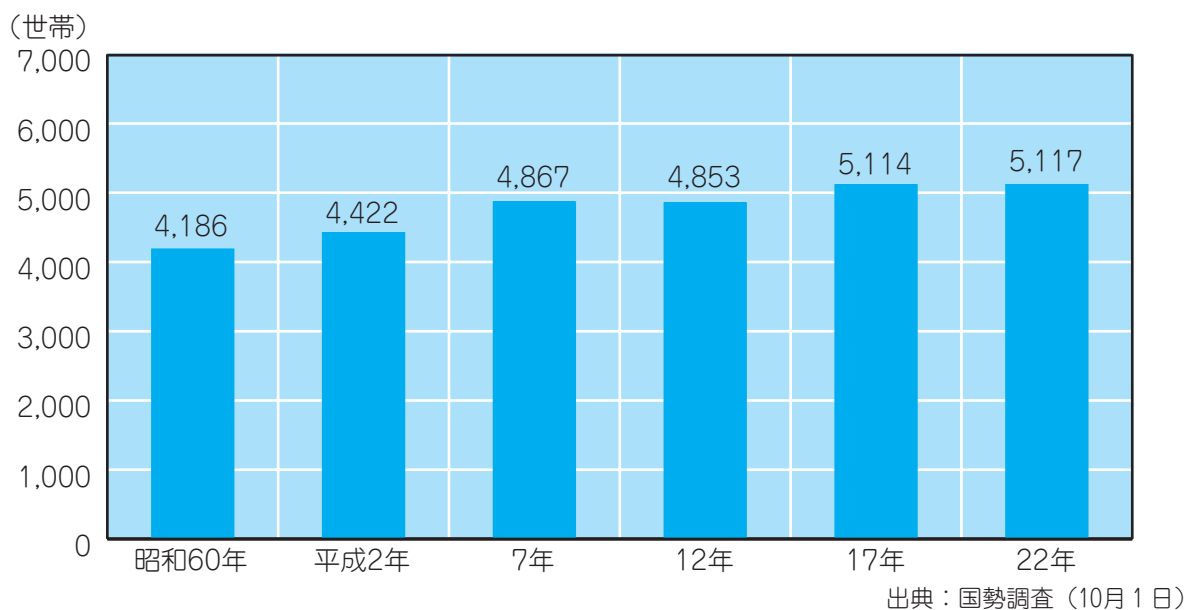


出典：国勢調査（10月1日、平成22年は住民基本台帳（4月1日））

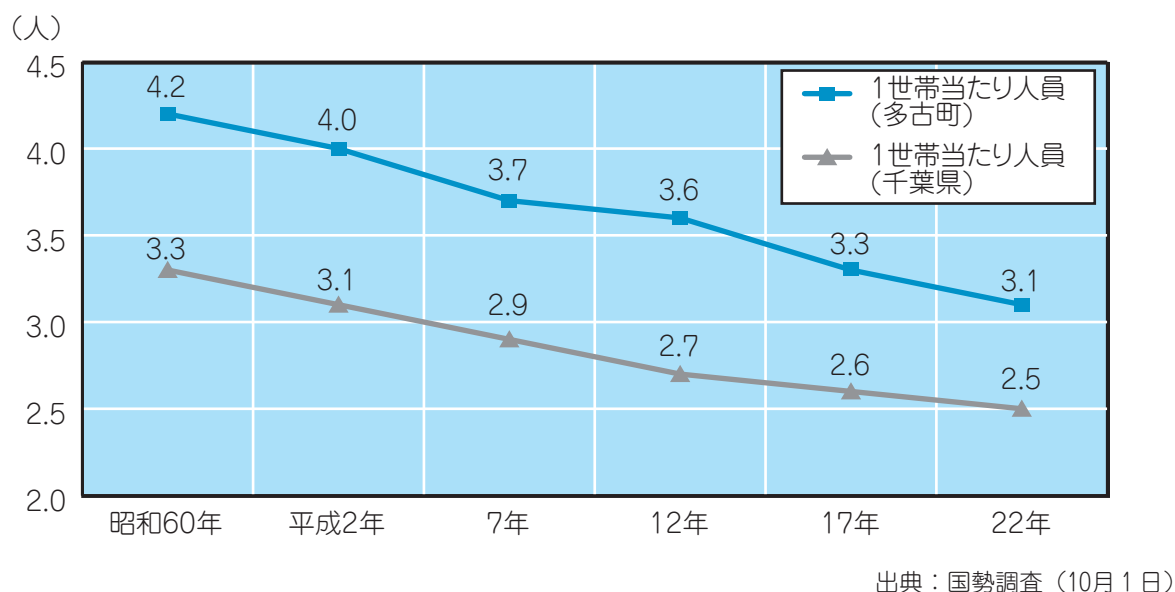
### 3. 世帯数の推移

世帯数は増加しており、昭和60年から平成22年の25年間に931世帯増加しましたが、1世帯当たりの人員は減少しており、昭和60年の4.2人から平成22年には3.1人となりました。千葉県と比較すると、1世帯当たりの人員は多いものの、その差は縮小しています。

《世帯数の推移》



《1世帯当たり人員の推移（千葉県との比較）》

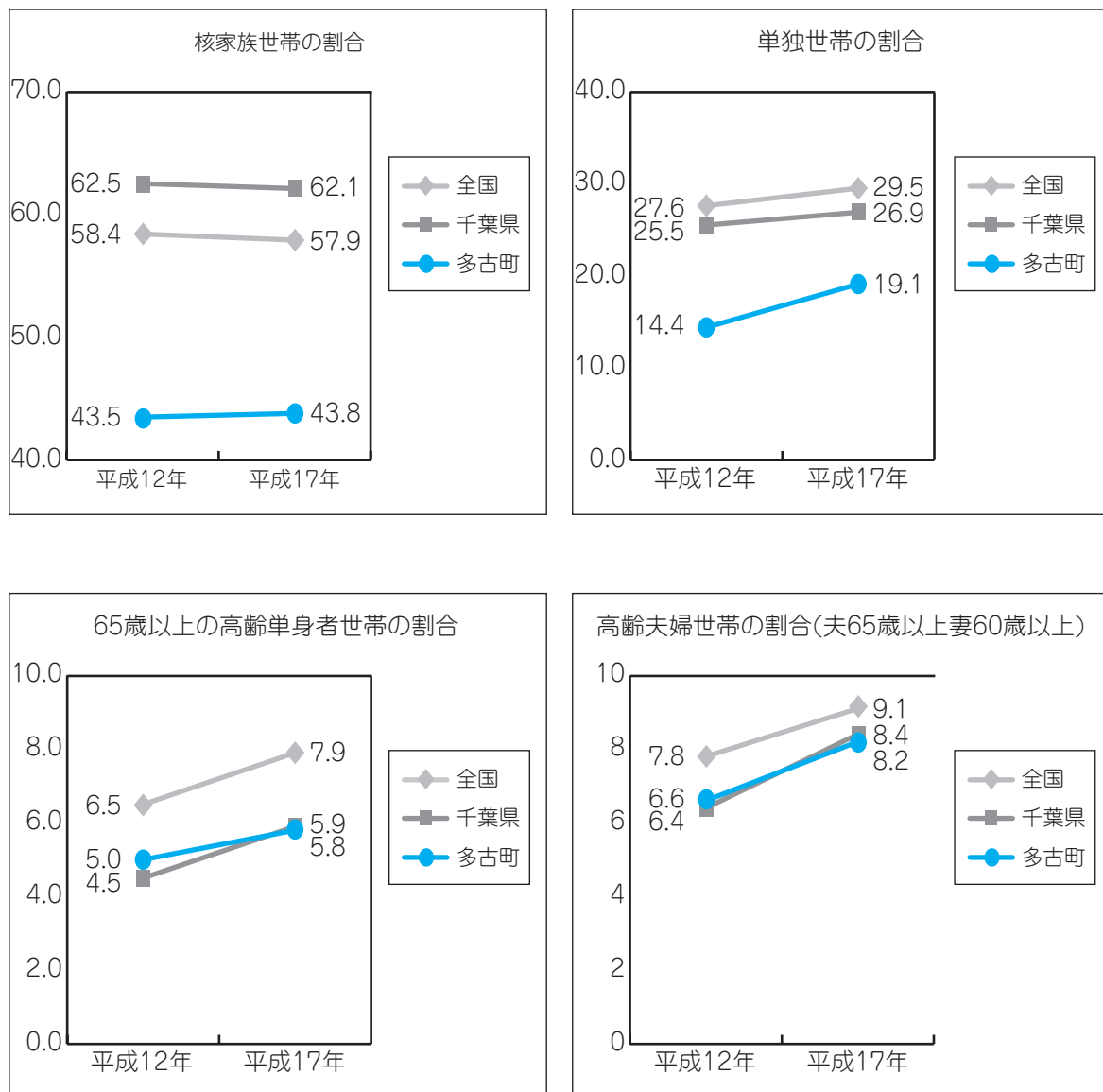




## 4. 世帯類型の変化

世帯類型別に世帯の状況を見ると、「核家族世帯」は全国、千葉県と比較して少ない地域ですが、「単独世帯（一人暮らし世帯）」の割合は増加しています。特に、「65歳以上の高齢単身者世帯」や「高齢夫婦世帯の割合」など、高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加傾向にあり、今後も増加するとみられます。

《世帯類型別にみた割合（全国、千葉県との比較）》



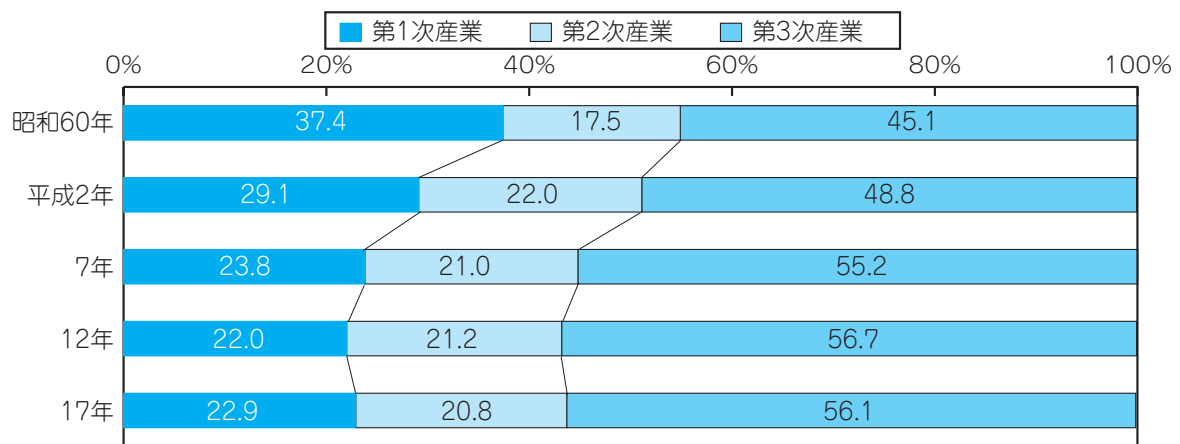
出典：国勢調査

## 第3節 産 業

### 1. 就業構造

町内で就業する就業者（15歳以上）の産業3分類別の構成比をみると、第1次産業が減少して、第3次産業が増加、第2次産業はほぼ横ばいという傾向にあります。平成12年から17年にかけて、わずかですが第1次産業比率が上昇し、第2次、第3次産業が減少しています。これは、生産年齢人口の減少と高齢化率の上昇の影響によるものと考えられます。

《産業3分類別就業者構成比》

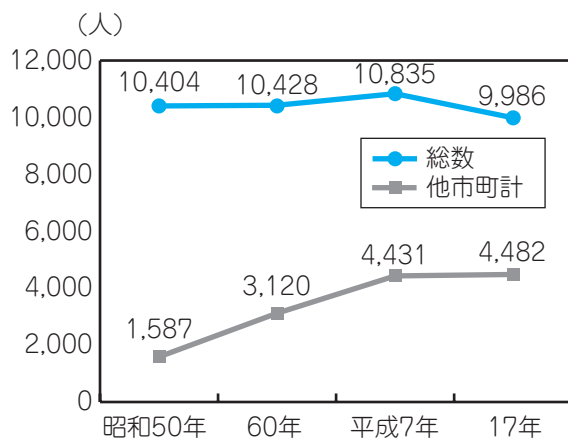


出典：国勢調査

### 2. 従業・通学者数

本町に住む従業者、通学者のうち、他市町村へ通勤、通学する人の割合は約半数で、平成7年以降横ばいです。主な通勤先は成田市、主な通学先は匝瑳市となっています。

《通勤・通学者数の推移》



《通勤、通学先 平成17年》



出典：国勢調査

# 第3章 これからのまちづくりを考える

第1編  
第3章

これからのまちづくりを  
考える

## 第1節 本町を取り巻く時代潮流

まちづくりの課題は、地域を取り巻く時代の潮流に伴って大きく変化しており、これらに対応した新しい視点が求められています。

まちづくりを行う上で注視すべき時代の潮流は、次のとおりです。

### 1. 人口減少・少子高齢化の進行

わが国では、世界でも類を見ないスピードで少子高齢化が進行しており、本格的な人口減少社会を迎えようとしています。人口減少と高齢化は、経済・社会活動の縮小・停滞や、医療・介護負担等の社会保障負担の増大を招くことが懸念されています。

これからは、コンパクトで効率的なまちづくり、持続可能・永続的なまちづくりなど、社会構造の変化に対応したまちづくりの視点が重要になります。

### 2. 安心・安全の重視と追求

異常気象による台風・集中豪雨や大規模な地震等の自然災害の多発や、地方における犯罪の増加から、防災・防犯に対する関心とニーズが高まっています。特に、高齢者をターゲットとした犯罪や災害時の一人暮らしの高齢者への対応等、高齢化の進展に伴った安心・安全の確保は急務となっています。

「地域の安心・安全は地域で守る」という考え方から、地域住民の自発的な助け合いのなかで安心・安全を確保することが求められます。

### 3. 価値観の多様化

社会の成熟化に伴い、価値観は「物質的な豊かさ」に加えて、「精神的な豊かさ」や「生活の質の向上」を重視する傾向が強まっています。価値観の多様化は個性の重視にもつながり、趣味・嗜好に限らず結婚観や就労形態等、ライフスタイル全般に及んでいます。

このような価値観の多様化は、行政ニーズの複雑化・多様化につながる一方で、ボランティア活動や\*NPO活動への参加を通じて、まちづくりに参加したいという協働へのニーズにもつながっています。

### 4. 地球環境の保全と循環型社会への移行

急速な経済発展は、私たちの暮らしを豊かにしましたが、一方、この豊かさの背景にある大量生産・大量消費・大量廃棄型の産業活動やライフスタイルは、地球温暖化や生物多様性の減少等、地球規模での環境破壊を引き起こしました。

これからの時代は、これらの反省に立ち、自然環境に優しいライフスタイルや経済活動を実現しながら資源循環型社会の構築に取り組み、持続可能なまちづくりを目指す必要があります。

\*NPO 福祉やまちづくりなどの特定のテーマについて、市民主体の自由な社会貢献活動を行う、営利を目的としない民間団体。Non Profit Organization。

## 5. 高度情報化・ICTへの対応

高度情報通信技術の急速な発達により、インターネットや携帯電話は家庭や職場等、社会全体に普及しています。日常的な意思伝達はもとより、各種機関における手続きの電子化や物流・医療・福祉・教育等あらゆる分野で活用されており、ICT（Information and Communications Technology: 情報通信技術）は私たちの生活にとって、なくてはならない存在になっています。

一方、情報化の恩恵は、操作技術の習熟度により格差があるため、希望する町民の誰もが恩恵を享受できる環境づくりが必要です。その上で、効率的な行政サービスを提供する手段としてICTを積極的に活用することも求められています。

## 6. 国際化の進展

近年、国家の枠を超えた経済の結びつきの強まりにより、人・もの・お金・情報の流れは、世界的な規模で展開され、地域経済にまで世界経済の影響が及ぶようになってきました。

国際化の進展に伴い、国内外の外国人との交流あるいは企業活動等を通じて、外国との関わりが増えてきた状況に対応するために、まちづくりや企業活動及び次代を担う子どもたちの教育にも、国際的な視点を持って臨む必要があります。

## 7. 地方分権の進展と新しい公共への転換

地方分権の進展により、地方自治体は、これまで以上に地域の実情や町民ニーズを的確に反映させた自立性の高い行財政運営が求められています。一方、町民ニーズは高度化・多様化しており、町民の満足度の高いまちづくりを目指すには、行政だけで対応することが困難になっています。

このような状況に対応するためには、町民と行政がまちづくりを共に考え、信頼と相互理解を深めるとともに、町民の主体的なまちづくり活動を行政が支援していくなど、町民と行政が協力し、補い合っていく必要があります。

## 第2節 新しいまちづくりに向けた市民の期待

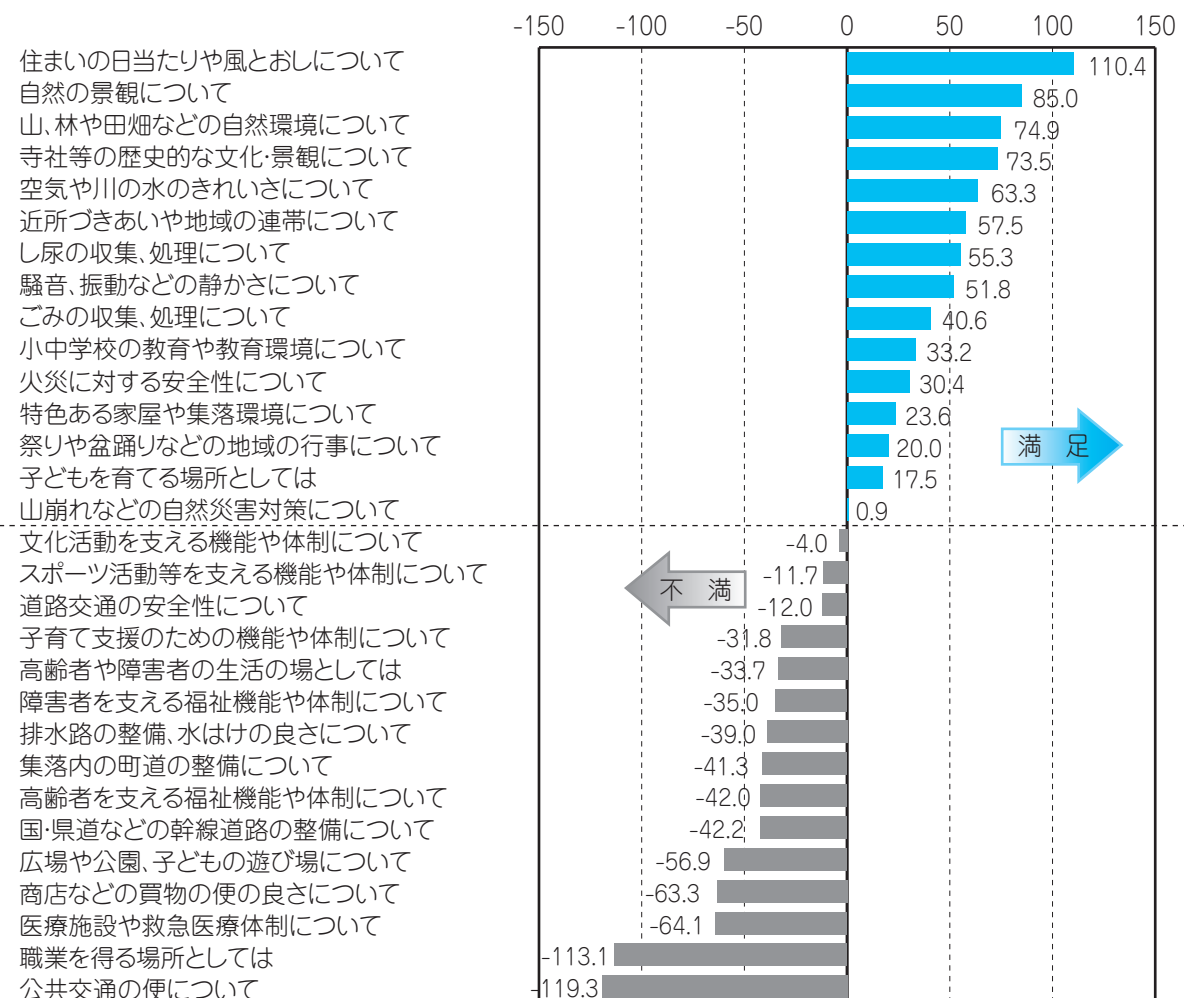
新しいまちづくりに向けた市民の期待と提案について、市民アンケート調査結果、まちづくりワークショップ、まちづくり懇談会での検討結果から、主な意見をまとめました。

### 1. 生活環境の満足度

「住まいの日当たりや風とおし」や「自然の景観」など、自然環境について満足度は高いものの、「公共交通の便」や「職業を得る場所として」において不満が高く、移動や買い物等の「生活の利便性の向上」や、就労環境、医療、福祉等の「生活の安心の確保」が求められています。

\*ワークショップやまちづくり懇談会では、車の運転ができないと移動手段がないことや空港へのアクセス道路の整備が不十分であることが課題としてあげられました。また、豊かな自然は人の手をかけていかないと守れないことが指摘されています。

《生活環境の満足度》



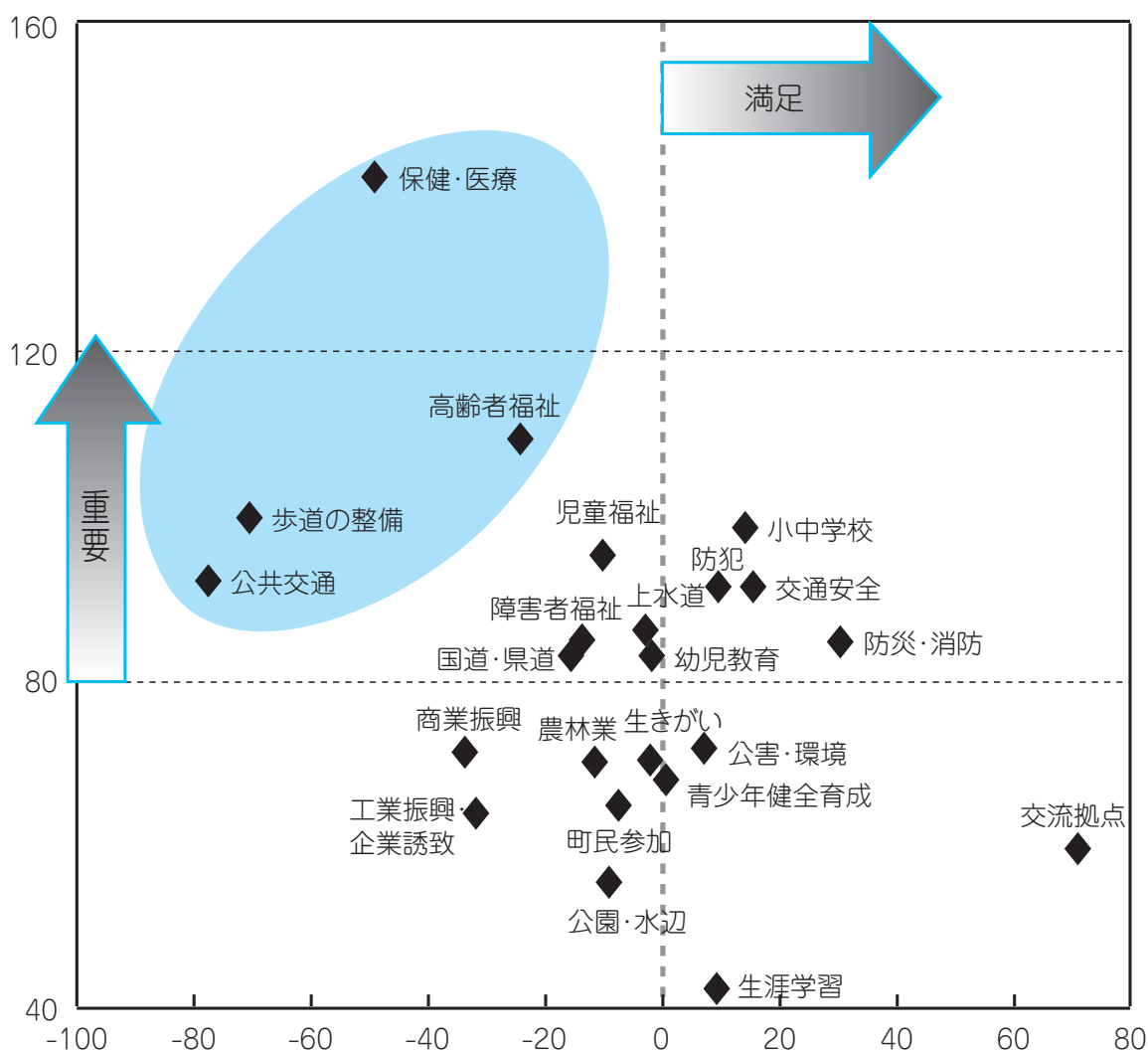
※ワークショップ 問題解決のために、さまざまな立場の人が集まり、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめ上げていく場。

## 2. 充実が期待される施策

交流拠点(道の駅多古等)については満足度が高く、町民の評価は高いと推測されます。一方、保健・医療や高齢者福祉、歩道の整備、公共交通では不満も重要度も高くなっており、これらの施策において今後重点的に取り組むことが期待されています。

特に、保健・医療の重要度が高くなっていますが、ワークショップやまちづくり懇談会では、在宅介護が老老介護(高齢者が高齢者を介護する)となっていること、高齢者が若者と疎遠になり孤独になりがちであることや、国保多古中央病院の存続が不安であるなど、健康や医療に関する課題があげられています。

《町民アンケート調査 重要度と満足度比較》





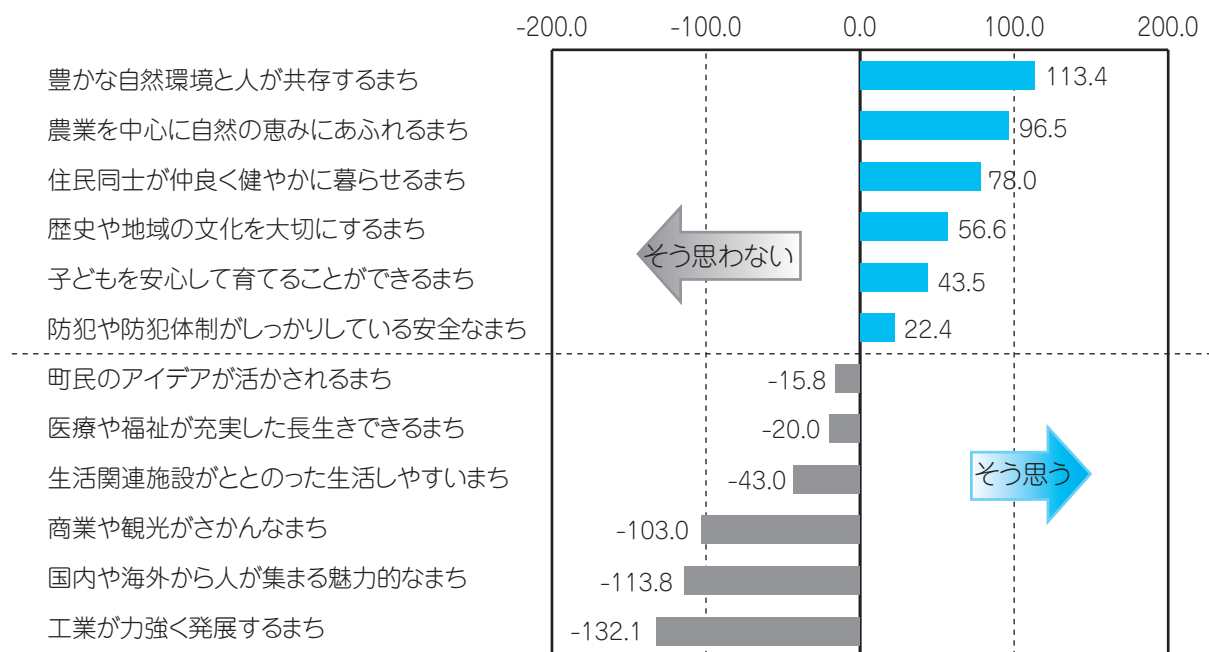
### 3. 将来の姿

本町の将来の姿として、「豊かな自然環境と人が共存するまち」や「農業を中心に自然の恵みにあふれるまち」、「住民同士が仲良く健やかに暮らせるまち」になると思う割合が高くなっています。

一方、「工業が力強く発展するまち」や「国内や海外から人が集まる魅力的なまち」、「商業や観光がさかんなまち」などは、将来の姿として現実的ではないという回答が多くなっています。

ワークショップやまちづくり懇談会では、農業の課題として、今までの農業では後継者が育たないことや営農組織が必要であること、\*耕作放棄地が増加していることなどが指摘されています。また、商業の課題として、シャッターの下りている店舗の増加や、中心市街地に人通りがなくひっそりしていることが指摘されています。

《本町の将来の姿》



※指数化……項目ごとの回答割合を用いて以下の計算方法により算出

$$\text{指数} = (\text{そう思う}) \times 2 + (\text{ややそう思う}) \times 1 + (\text{思わない}) \times (-2)$$

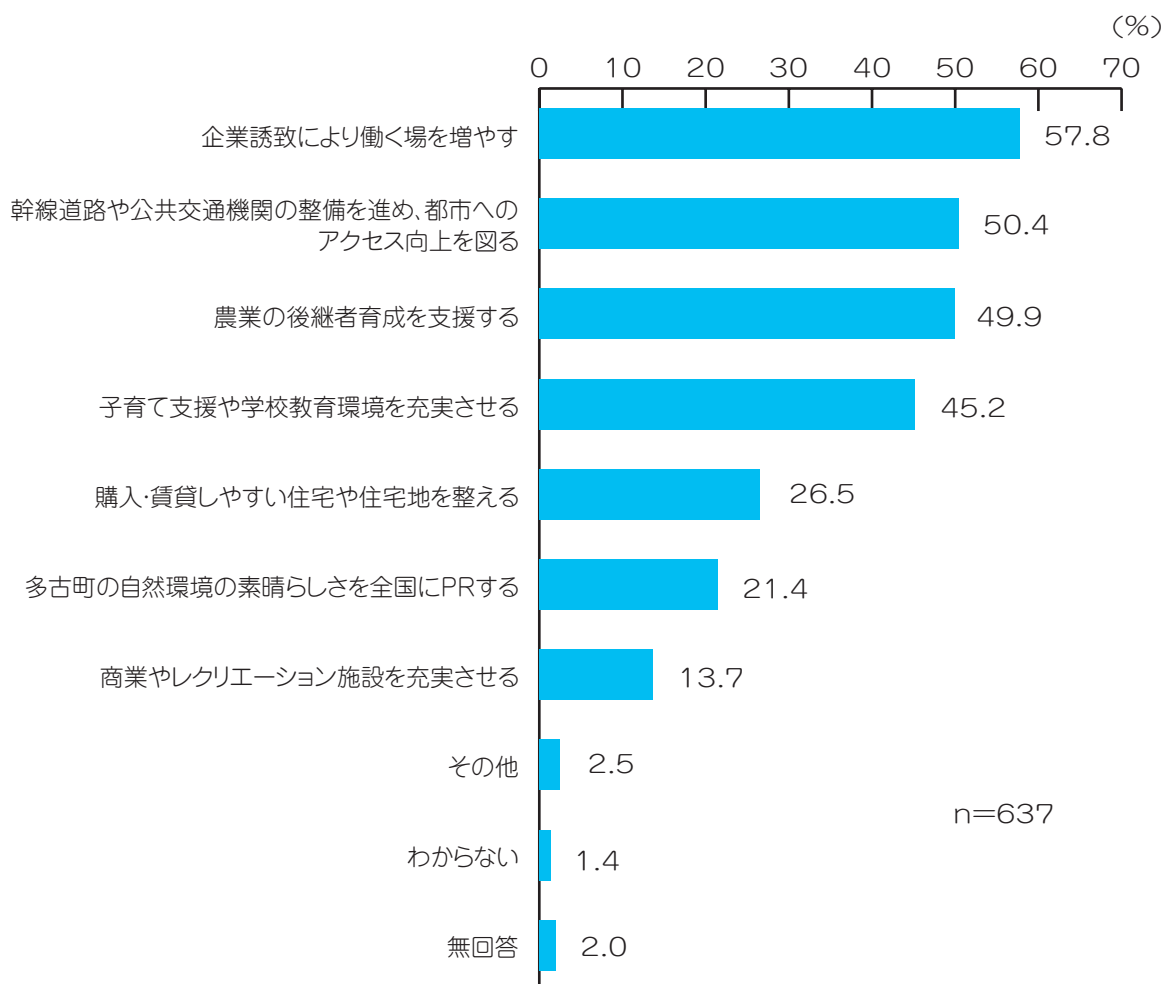
\*耕作放棄地 1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作する意思のない農地。

## 4. 若い世代の定住

若い世代が定住していくため必要なこととしては、「企業誘致により働く場を増やす」が最も割合が高く、「幹線道路や公共交通機関の整備を進め、都市へのアクセス向上を図る」、「農業の後継者育成を支援する」、「子育て支援や学校教育環境を充実させる」と続いており、雇用の場の確保が求められています。

ワークショップやまちづくり懇談会では、若い人は仕事があり、子育てしやすい地域に出て行く傾向にあることが指摘されています。また、企業誘致を促進するため固定資産税の猶予をするなどの対策が必要であることが提案されています。

《若い世代が定住していくために必要なこと》



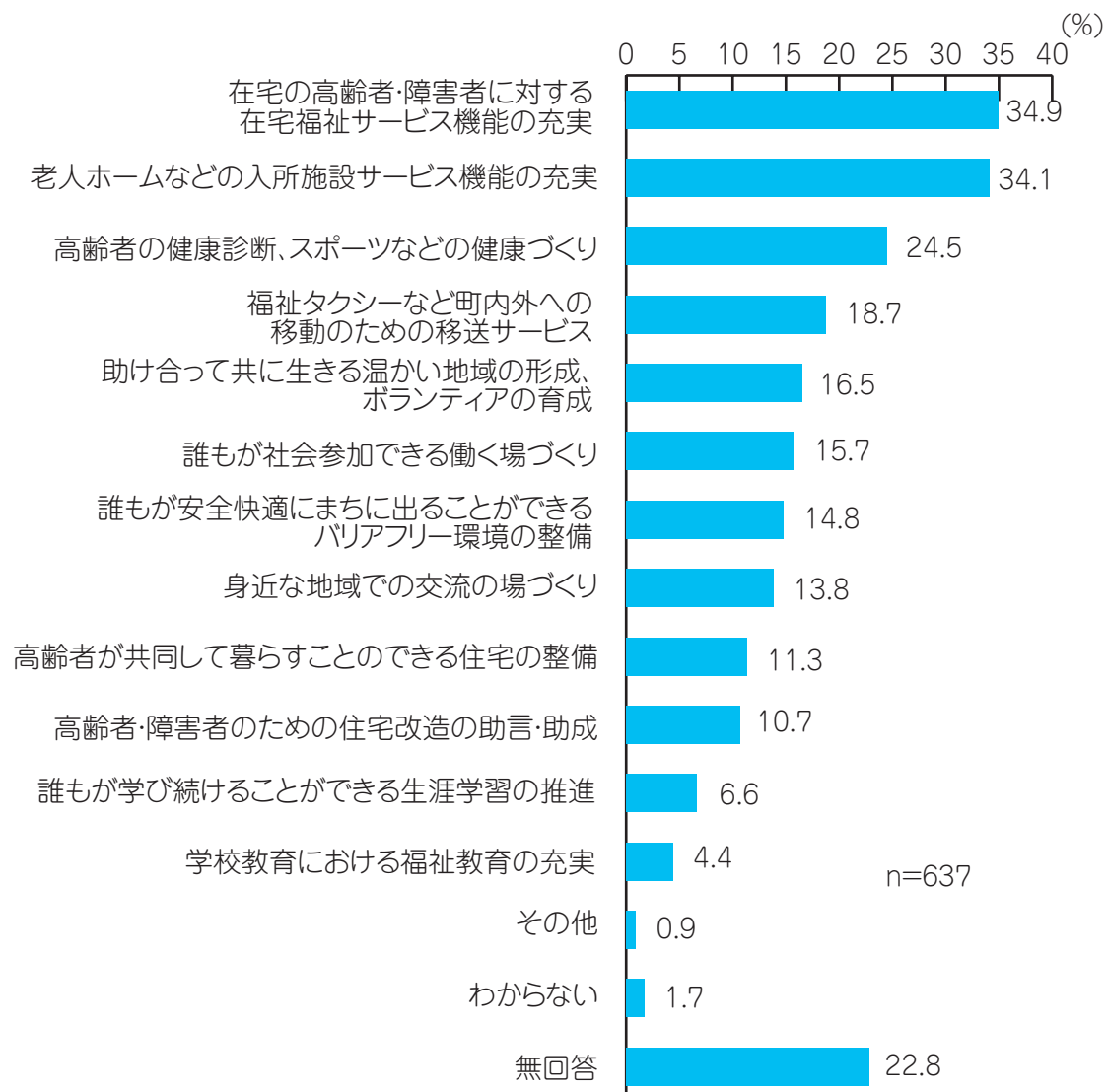
## 5. 高齢者施策で重要なもの

高齢者施策で重要なものは、「在宅の高齢者・障害者に対する在宅福祉サービス機能の充実」が最も高く、「老人ホームなどの入所施設サービス機能の充実」、「高齢者の健康診断、スポーツなどの健康づくり」、「福祉タクシーなど町内外への移動のための移送サービス」が続いています。

本町では、在宅福祉サービスが高い割合を示していることや、移動のための移送サービスが上位になっているなど、在宅福祉サービスの重要性が特徴となって表れています。

ワークショップやまちづくり懇談会では、グループホームの整備や介護状態にならないための心身の健康づくりが重要であることが指摘されています。また、高齢者が集まれる場所が必要であることや高齢者向けに公共交通を見直すことが課題としてあげられています。

《高齢者施策で重要なもの》



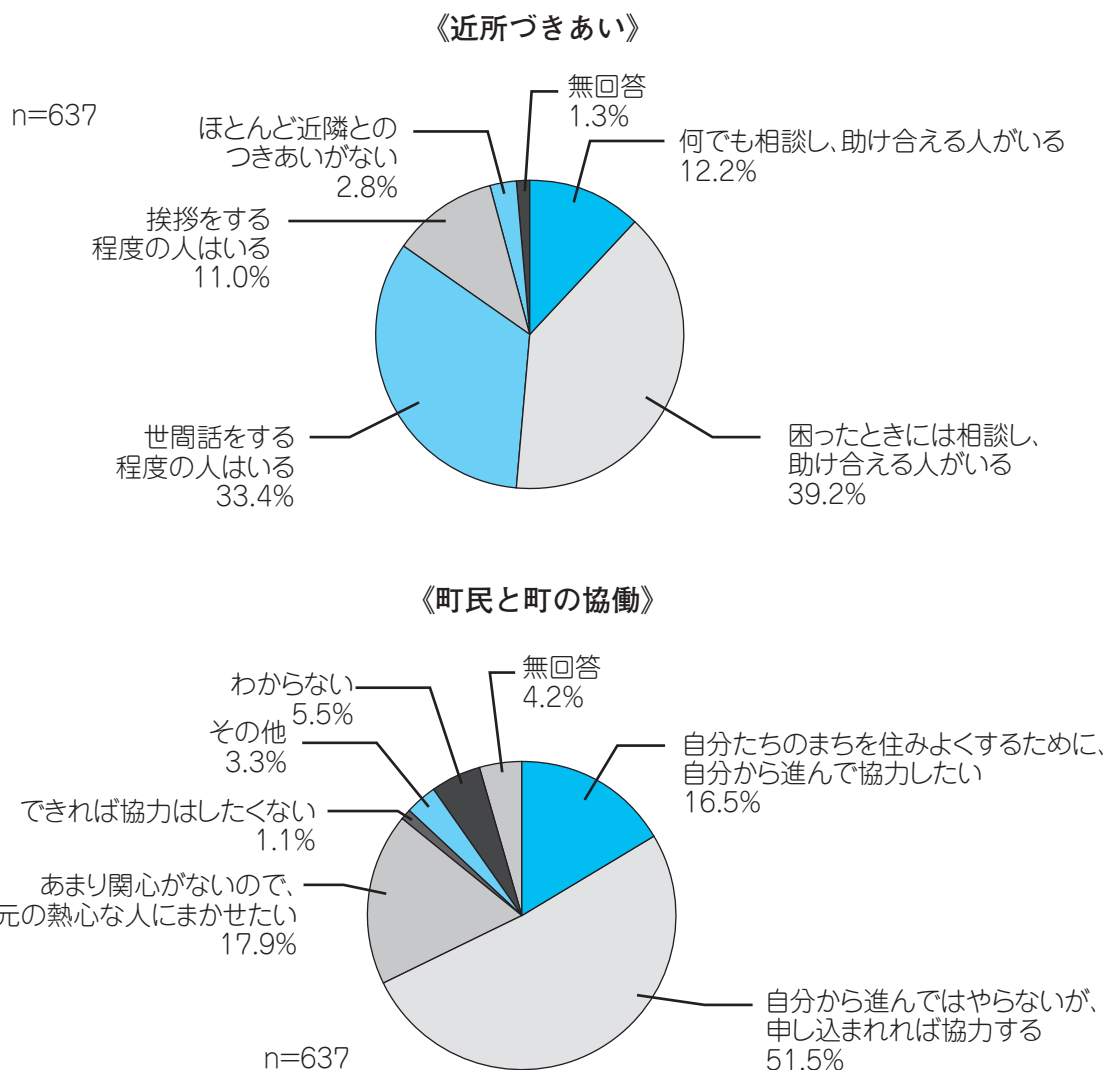
## 6. 地域住民のつながりについて

近所づきあいは、「何でも相談し、助け合える人がいる」や、「困ったときには相談し、助け合える人がいる」など、助け合える人がいるとする割合は51.4%と半数を超えています。一方、「ほとんど近隣とのつきあいが無い」は2.8%とわずかです。

また、町民と町の協働については、「自分たちのまちを住みよくするために、自分から進んで協力したい」や、「自分から進んではやらないが、申し込まれれば協力する」など“協力したい”は68.0%と高い割合を示しています。

地域の横のつながりがしっかりしており、行政との協働にも協力意向が高いとみられる本町では、今後、行政と町民が協働でまちづくりを進めて行くための基礎ができているといえます。

ワークショップやまちづくり懇談会では、人材バンクなど町民参加のまちづくりを行うための仕組みづくりが課題としてあげられました。また、意見交換の場の充実や町民参加推進のための勉強の機会の必要性が指摘されています。



## 第3節 新しいまちづくりの課題

本町を取り巻く時代潮流や町民のニーズと期待等から、本町の新しいまちづくりの課題についてまとめました。

### 1. 都市整備、自然環境分野の課題

#### ■交通基盤の整備

主要な公共交通機関がバスである本町では、通勤、通学はもとより高齢者の移動手段として、バス（公共）交通網の整備は非常に重要です。特に、自分で車を運転できない子どもや高齢者にとって、学校や病院、公共施設、買い物等への移動手段の確保は不可欠です。

さらに、都市へのアクセスとしての交通網整備を連携させることにより、町外への人口流出を防止するとともに、多様な交流・連携や活発な企業活動の促進等、町の活力を生むことが期待されます。

#### ■美しい自然の保全、継承

本町には美しい景観やおいしい水等、長い歴史のなかで育まれた緑と水の豊かな恵みがあります。栗山川とその周辺に広がる田園風景や、丘陵地の緑が織り成す風景は、一度失ってしまうと元には戻せない、かけがえのない財産であり、町民の誇りです。また、道の駅多古には多くの人々が訪れ、自然の景観を楽しんでいます。

これらを保全し、次代に引き継ぐことは私たち町民の責務です。町民と行政がそれぞれ高い関心と意識を持って、環境負荷の軽減や自然環境の保全に向けて継続的な活動を続けることが必要です。

### 2. 健康福祉分野の課題

#### ■若い世代が安心して子どもを産み育てられる環境づくり

本町では、年少人口（0～14歳）の減少が続いており、少子化の進行は、将来的に生産年齢人口の減少につながり、地域活力の維持が困難になると懸念されています。

既に人口減少が始まっている本町にとって、子育て支援は、子どもを産み育てやすい環境づくりだけでなく、若年人口の流出を食い止める施策としても重要な位置づけといえます。保育や幼児教育の充実、子育てに関するサービスの充実に加え、地域全体で子育てを応援する体制をつくるなど、若い世代が地域の支援を受けながら安心して子どもを産み、育て、働くことができる環境を整えることが非常に重要です。

#### ■高齢者が健康で安心して暮らせる体制の充実

本町は、基幹産業が農業であることから、高齢者の就業率が県内でも上位で、\*要介護認定率も低く、元気な高齢者の多い町といえます。しかし、町民アンケート調査では、高齢期の健康面に不安を持つ割合が高く、また、充実を望む高齢者施策では、「在宅福祉サービスの充実」が最も望まれています。家族形態においては、現在でも三世代同居の多い町で

\*要介護認定率 65歳以上の高齢者に占める要支援・要介護認定者の割合。



すが、高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者世帯の割合は増加傾向にあり、このような家族形態の変化に合わせた福祉の充実も求められます。

元気な高齢者の多い町を維持していくため、町民の安心の拠りどころとなっている国保多古中央病院を維持、存続しながら、すべての町民が住み慣れた地域で互いに支え合い、心身ともに健康で安心して暮らせるような体制づくりが必要です。

### 3. 教育・文化分野の課題

#### ■子どもを育む教育環境の充実

本町では、中学校と県立多古高等学校の間での出前授業や部活動交流、また、小・中・高が連携した教育活動とスポーツ振興・強化に取り組んでいます。また、小中学校の児童生徒は、祭りや地域活動等を通して積極的にまちづくりに参加しており、「多古の子 町の子 みんなの子」というスローガンのもと、町全体で子どもたちを育成していこうとする考え方が定着しています。

次代を担う子どもたちには、心身の健やかな成長と、国際化と高度情報化の時代に適応可能な能力や創造性を伸ばす教育が求められます。また、郷土への誇りや愛着心を育む教育も重要です。子どもたちの明るい笑顔と元気な声は本町の宝です。その宝を、町全体で育む意識と環境づくりが求められています。

#### ■生涯学習、生涯スポーツの推進と郷土愛の醸成

先人から引き継がれてきた多古町の歴史と文化は、町の大切な財産であり、誇りでもあります。このような固有の歴史・文化の価値や魅力を町民全員が理解し、誇りに思うことで、郷土愛や地域の一体感が醸成されます。

本町では、コミュニティプラザを拠点として、さまざまな分野の学習活動が活発に行われています。また、野球やゴルフ等のスポーツも、幅広い年齢層において盛んに行われている地域です。しかし、学習活動の拠点となる図書館や、スポーツ振興のための運動施設の不足も課題となっているなど、施設の充実が求められています。

文化活動の場や町の歴史を学習できる場、スポーツを通じた健康づくりの機会を充実するとともに、これらに参加した町民が、学んだことをまちづくりに活かせるような仕組みづくりも重要です。

### 4. 産業経済分野の課題

#### ■農業の活性化

自立したまちづくりを進めていくためには、地域産業の活性化が不可欠です。本町は、多古米ややまと芋等全国的に有名な農産物の産地であるほか、養豚、酪農等多様な農業が営まれており、町の基幹産業となっています。しかし、将来を展望すると、高齢化や担い手不足等から農業の継続が危惧されています。

今後は、農業経営の法人化等新しい形の農業を検討し、農業を持続的に発展させていくことが求められます。また、質の高い農産物のPR強化とともに、食品加工面での工業と、



販売面での商業と農産物を融合した多様な形態の産業が期待されます。

#### ■成田国際空港と首都圏中央連絡自動車道を活かした産業振興

本町にある多古工業団地には11社が立地し、立地率は100%です。町内には今後、首都圏中央連絡自動車道（以下「圏央道」という）が整備され、(仮称)多古インターチェンジの設置も予定されており、成田国際空港に近いことから、圏央道の整備に伴って企業立地のニーズが高まることが考えられます。これを好機と捉え、企業を誘致するための用地の確保も検討する必要があります。

町民アンケート調査では、「職業を得る場」としての不満が高く、若者の定住促進のためには、「企業誘致等により働く場を増やす」が最も高くなっており、雇用の場の不足が人口減少を加速させていると考えられます。圏央道の整備を踏まえた計画的な土地利用を進め、企業誘致による雇用の場の創出が求められます。

#### ■多様な交流と連携による地域活力の創出

町全体に広がる里山や農村の景観は、町の宝であるとともに、都市住民にも非常に魅力的なものとなっています。栗山川周辺や道の駅多古には多くの人々が訪れ、本町の景観や農産物は高く評価されています。このほか、町内には神社仏閣等多くの歴史的文化財も存在し、これらの地域資源を結び、さらに魅力を高めることが課題となっています。

本町は、テレビドラマやコマーシャルなどの撮影を受け入れ、映像媒体を通じて町を紹介しているほか、ラジオ放送等でも町の観光やイベント情報を提供しています。本町の魅力を発信し、多くの人々が訪れるようになることで、町民と都市住民との交流が盛んになり、町民の生きがいや潤いを創出していくことが可能になります。このような交流の促進には、町民と行政の協働はもちろん、今後はボランティアやNPOなどの多様な主体が連携して取り組むことが望まれます。

## 5. 行政運営分野の課題

#### ■町民参加の推進と支え合いの仕組みづくり

財政状況は厳しさを増す一方、町民ニーズは多様化・高度化しており、今までのように行政だけで公共サービスを担うことが難しくなっています。しかし、本町は、農業を基盤とした地域であることから、互いに協力し、支え合うことが自然に行われています。町民アンケート調査からは、機会があればまちづくりに協力したいと考えている町民が多く存在していることが伺えます。

行財政改革を進め、効率的な行政運営に努めることはもちろん、これからは、地域の横のつながりを強みとしながら、町民や任意団体、ボランティアだけでなく、本町に在勤の人や在学の人等、さまざまな町民の力をまちづくりに活かし、町民同士が支え合う仕組みづくりが必要です。さらに、これらの主体と行政が協働して、行政の対応が難しい領域の公共サービスを担う新しい公共への取り組みへ発展させることも期待されます。

## ■健全・効率的でわかりやすい行財政運営

限られた財源のもとで取捨選択を行いながら、最良の公共サービスを提供するには、行財政改革の一層の推進は不可欠であり、そのことは町民も強く望んでいます。また、行政と町民との協働を進めるうえでも、今まで以上に行財政情報をわかりやすく町民に伝えるとともに、町民と行政が対話する場を充実するなど、町民と行政とのコミュニケーションを活発化する必要があります。

そのためには、計画的な行政運営と成果の把握・評価も必要となってきます。今後も想定される難局を、行政と町民が一丸となって対処していく意識と体制づくりが求められます。

# 第 2 編

○基本構想○

# 第1章 基本構想の位置づけ

## 第1節 基本構想の目的

基本構想は、目標年次までの展望と課題を踏まえ、まちづくりの「基本理念」と目指す「将来像」を明確にし、これを実現するための大綱を定めたものです。

## 第2節 構想の目標年次

計画期間は、平成23年度（2011年）から平成32年度（2020年）までの10年間です。



# 第2章 まちづくりの目標

## 第1節 基本理念

栗山川とその周辺に広がる田園や緑の景観は、町民だけでなく訪れる人の心に残る美しい風景です。これらの自然は、これまで脈々と営まれてきた農業との深い関わりにより生まれた景観であり、先人が守り、育て、築き上げてきたものです。

町が持続的に発展するためには人材育成が不可欠ですが、本町は教育においても歴史のある町です。江戸時代に創設された中村壇林（日本寺）は、全国から僧侶が集まり学業に励む学校でした。また、県立多古高等学校は、明治時代に全国で2番目に耕地整理が行われた時に受けた報奨金を、人づくりにあてようと設立された多古町立農学校が前身となっています。歴史と伝統を踏まえつつ、時代の変化に柔軟に対応するため、子どもの育成はもちろん、人と人とのふれあいの中で大人も成長し、これからのまちづくりに主体的に参画していくことが必要です。

このような先人の築いてきた長い歴史の中で育まれた自然や人、文化を守るだけでなく、さらに良いものとして次代に継承することが求められており、これらを大切にす郷土愛の醸成は普遍的課題です。

一方、近年は、本町の産業を取り巻く環境は大きく変化しています。基幹産業である農業は、多古米等のブランド化が進んでいるものの高齢化に伴う担い手不足等の課題を抱え、商業においても、人口減少により中心市街地の賑わいは薄れています。しかし、道の駅多古を中心に観光客は増加しており、今後は、成田国際空港や圏央道の効果を波及させる施策を行い、町の活力に結びつけていくことが求められます。

本町が元来から持ち合わせている自然との調和、人と人との調和、農商工等産業の調和を保ちながら、豊かで潤いのある生活を実現し、活気ある多古町となるよう、町民と行政が協力していくことが重要です。

以上のことから次の基本理念を掲げ、まちづくりに取り組みます。

私たちは、美しい自然と先人の築いてきた歴史や文化に誇りを持って継承し、明日の多古町を創る主体的で心豊かな町民を育てるとともに、町民の和を基礎とし、優しく強く支え合いながら、潤いと活気に満ちたまちづくりに力をあわせて取り組みます。



## 第2節 まちの将来像

自然の美しさや生活の豊かさ、人々の和を目指し、町全体が一体となって協働のまちづくりに取り組むため、

### 人・文化・自然 みんなでつくる 潤いのまち 多古

をまちの将来像とします。

「人・文化・自然」は、多古町が長い歴史の中で築いてきた財産であり、これからも守り、育てていかなければならない資源を表現しています。

「潤い」は、生活の豊かさや自然の豊かさ、人間関係の豊かさ、調和、活力などを表現しています。

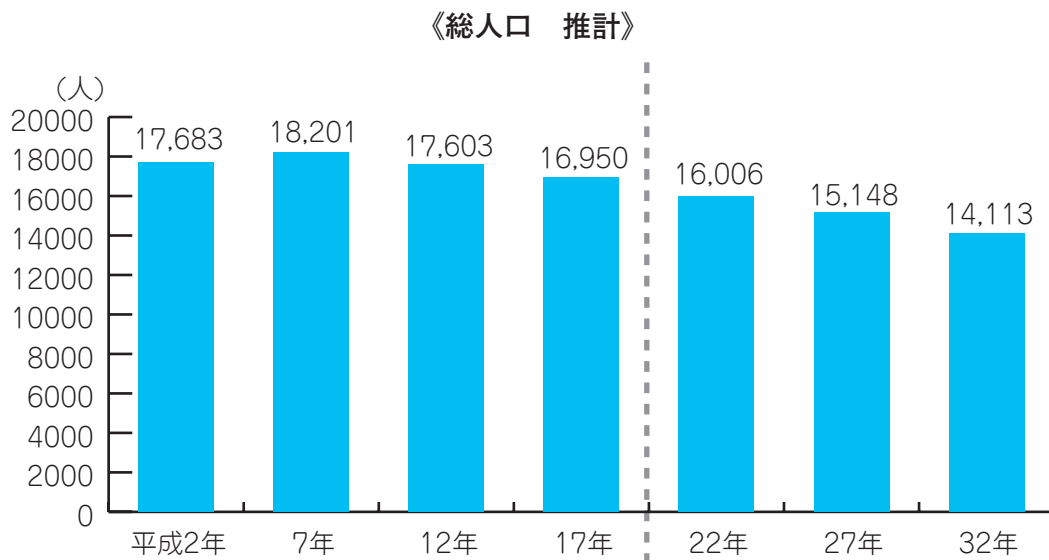
「みんなでつくる」は、町民が力を合わせ、これまで築いてきた町の財産を受け継ぎ、大切にしながらより大きなものに育てていくとともに、町を象徴する人や文化、自然の「みんな」が一体となって、潤いのあるまちを創造していく姿を表現しています。



## 第3節 基本指標

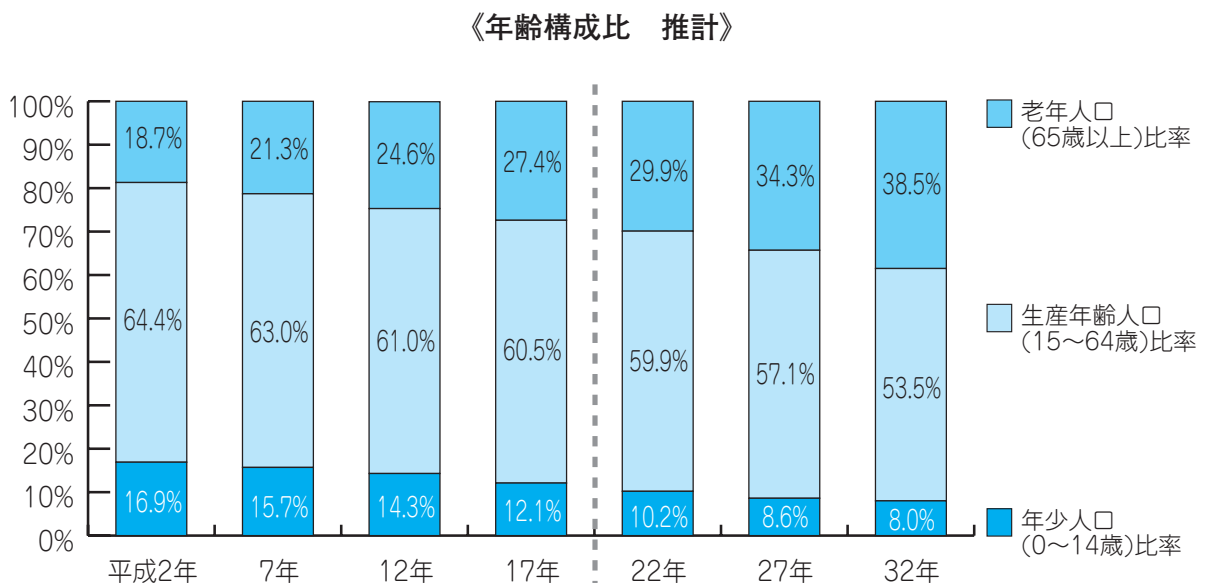
### 1. 総人口

平成17年国勢調査では、総人口は16,950人となっていますが、今後さらに減少し、基本構想目標年度である平成32年には14,113人と想定します。



### 2. 人口年齢構成比

人口の年齢構成比は、総人口が減少する中においても、老年人口は増加することから、老年人口比率は上昇し、平成32年には38.5%を想定します。





## 第4節 土地利用の方針

### 1. 土地利用の基本方針

本町の地形条件は、栗山川と多古橋川流域の平地及び3つに分節された丘陵地に分けられます。平地は水田を中心とする土地利用、丘陵地は集落、畑、樹林地を中心とする土地利用となっており、この平地と丘陵地が出会う多古地区が町の中心的な機能を有する市街地となっています。

このような地形と土地利用は、これまでの本町を支えてきた基礎的な条件であり、今後ともこれらを活かし、守っていく必要があります。

#### ① 河川に沿った平地

河川に沿った平地は広大な一団の水田であり、本町の稲作の基盤であるのはもちろんのこと、河川と一体となって、特徴ある美しい景観を形成しています。

稲作の基盤としてだけでなく、環境を維持していくためにも、水田と河川環境の保全活用に努めていきます。

#### ② 丘陵地

丘陵上部は自然・歴史に包まれた集落や一団の畑、森林が分布し、生活と生産の場として活用され、平地から続く斜面の緑地は美しい景観を形成しています。

生活と生産の場として、環境の保全改善を進めるとともに、斜面の緑地を保全し、本町の美しい景観の維持に努めていきます。また、豊かな自然環境と調和しながら、成田国際空港の発着枠拡大や圏央道の整備、(仮称)多古インターチェンジの設置を踏まえ、町の活力の基盤となる成田国際空港と広域交通の利便性を活かしたまちづくりを推進していきます。

#### ③ 平地と丘陵地の結節部

平地と丘陵地の結節部にある多古地区は、さまざまな都市機能が集積する本町の中心となっており、中でも道の駅多古やあじさい遊歩道は交流機能の中心拠点となっています。

多古地区を交流の中心として位置づけ、既存中心市街地の活性化を促進するほか、栗山川周辺と歴史的な文化資源を結び、広域的な魅力を高めるまちづくりを推進していきます。

# 第3章 施策の大綱

将来像  
人・文化・自然  
みんなのでつくる  
潤いのまち  
多古

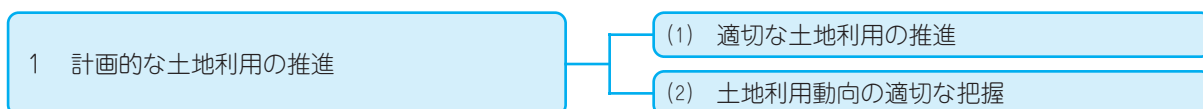
第1節 快適に暮らせるまちづくり <都市基盤整備>		
1	計画的な土地利用の推進	(1)適切な土地利用の推進 (2)土地利用動向の適切な把握
2	交通網の整備	(1)首都圏中央連絡自動車道の整備促進 (2)国・県道の整備 (3)都市計画道路の整備 (4)町道の整備 (5)法定外公共物の管理 (6)橋梁の構造強化と整備
3	公共交通機関の確保	(1)バス輸送の充実 (2)交通結節機能の強化
4	憩いの空間づくり	(1)公園・緑地の整備 (2)美しい景観の形成 (3)森林の持つ多面的機能の維持・活用
5	快適な生活基盤の形成	(1)住宅の建設、改善への適切な対応 (2)上水道の整備 (3)ごみの適切な処理 (4)し尿及び生活雑排水の適切な処理 (5)公害・環境対策の推進
第2節 安心・安全のまちづくり <福祉・安全>		
1	健康な生活の基盤づくり	(1)健康な身体の育成 (2)保健・医療の充実
2	生涯安心して暮らせる環境の充実	(1)児童福祉の充実 (2)障害者福祉の充実 (3)高齢者福祉の充実 (4)生活援護体制の充実 (5)町民同士の支え合いの推進
3	暮らしの安全の確保	(1)治山・治水対策などの推進 (2)災害対策の確立 (3)消防体制の充実 (4)防犯対策の推進 (5)交通安全対策の推進 (6)消費者の自立
第3節 とともに学び文化を育むまちづくり <教育、文化>		
1	教育環境の充実	(1)幼児教育の推進 (2)学校教育の充実
2	生涯を通じた学びの場づくり	(1)生涯学習の充実 (2)多古町文化の育成
3	地域における人材育成	(1)郷土愛の育成 (2)青少年の健全育成
第4節 活気と賑わいのあるまちづくり <産業振興>		
1	農業の振興	(1)生産環境の整備 (2)生産体制の強化 (3)産地化の促進 (4)畜産業の振興 (5)後継者の育成 (6)指導・流通体制の強化 (7)総合的な推進体制の確立
2	工業の振興	(1)企業誘致 (2)既存工業への支援
3	商業の振興	(1)魅力ある商店街・拠点の形成 (2)経営の安定化対策の推進
4	観光の振興	(1)観光サービスの充実 (2)観光資源の発掘 (3)観光宣伝の強化
第5節 みんなで実現するまちづくり <町民参加と行財政>		
1	協働の基盤づくり	(1)町民参加の推進 (2)NPO・ボランティア団体の育成 (3)地域コミュニティ活動の促進 (4)男女共同参画社会の実現
2	適切な行政執行体制の確立	(1)行政運営の効率化・弾力化 (2)職員的能力開発
3	健全な財政運営の推進	(1)安定的な財源の確保 (2)合理的・効率的な財源配分 (3)民間活力の導入と財政制度の改善 (4)財政内容の公表
4	広域行政の推進	(1)周辺市町との連携強化 (2)国・県との連携の推進

## 第1節 快適に暮らせるまちづくり

### 1. 計画的な土地利用の推進

豊かな自然環境と調和した秩序ある土地利用を推進していきます。

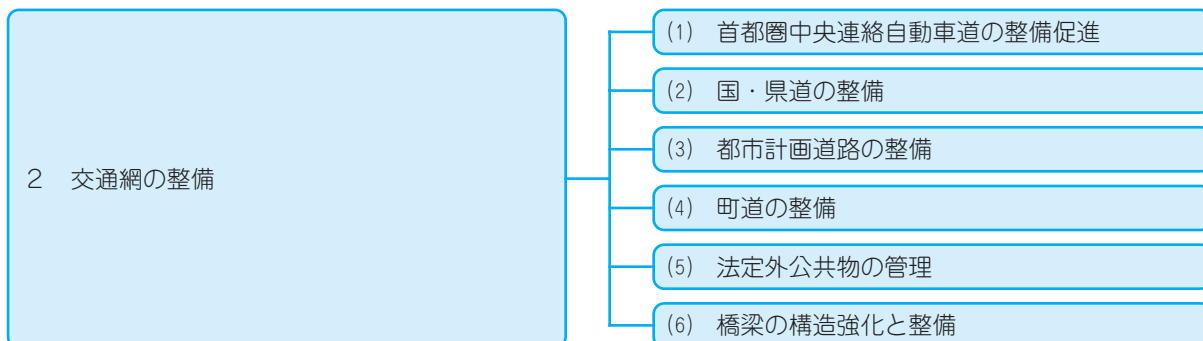
また、成田国際空港の発着枠拡大や圏央道の整備、(仮称)多古インターチェンジの設置といった成田国際空港と広域交通の利便性を活かした土地利用を進めていきます。



### 2. 交通網の整備

圏央道及び国県道の整備を促進するとともに、町道改良整備や橋梁の補強、架け替えなどを推進し、生活道路の整備と交通安全対策を図ります。

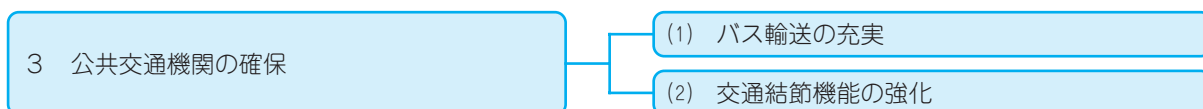
また、成田国際空港を活用したまちづくりを進めるため、空港及び周辺地域との連携が高まる道路網の整備を推進していきます。さらに、東京都心方面への利便性の向上を図るため、東関東自動車道や圏央道とのネットワークを強化します。



### 3. 公共交通機関の確保

町民生活に不可欠なバス路線の運行を維持、存続するとともに、空港シャトルバスや町内循環バスの運行を充実し、町内外の移動手段の確保と利用者サービスの向上に努めていきます。

また、<sup>\*1</sup>交通結節点に拠点施設の設置を検討し、<sup>\*2</sup>パークアンドバスライドを推奨するなど、町外への移動の利便性向上を図ります。



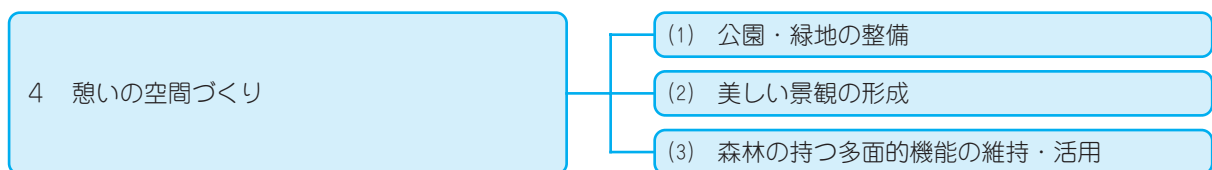
※1 交通結節点 複数または異なる交通手段に乗り換え・乗り継ぎができる場所。

※2 パークアンドバスライド 自宅から自家用車でバス停まで行き、車を駐車させた後、バスを利用して目的地に向かうこと。

## 4. 憩いの空間づくり

あじさい公園やあじさい遊歩道を良好な状態で維持管理していくとともに、道の駅多古や栗山川周辺地域の神社仏閣等も含めた地域の魅力を高めます。既存公園については、各公園の立地やそれらが持つ特性、利用者のニーズに即した機能充実に努めていきます。

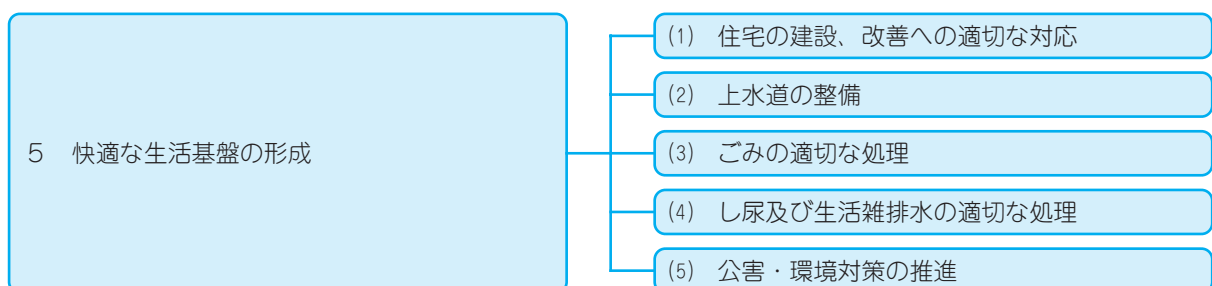
また、本町の美しい田園風景を保全するため、農地や森林の維持・活用に努めるとともに、景観に配慮したまちづくりを進めていきます。



## 5. 快適な生活基盤の形成

上下水道やごみ処理等の生活基盤を整えるほか、公害を防止するための対策を適切に講じ、快適な生活環境の維持と自然環境の保全を図ります。

また、地球温暖化防止等の環境対策については、町民の意識啓発を推進するとともに、計画的な\*温室効果ガスの削減に取り組んでいきます。

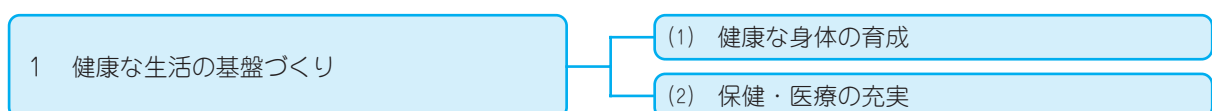


## 第2節 安心・安全のまちづくり

### 1. 健康な生活の基盤づくり

生涯を通じて健康な生活が送れるよう健康保持及び疾病の予防・早期発見・早期治療を促す事業を展開するため、国保多古中央病院の医師、看護師の確保や施設・設備の機能強化を図るとともに、医師会との連携を強化し、医療体制の充実に努めていきます。

また、生涯スポーツの推進によりスポーツ人口の底辺拡大を図り、スポーツを通じた健康増進を進めていきます。



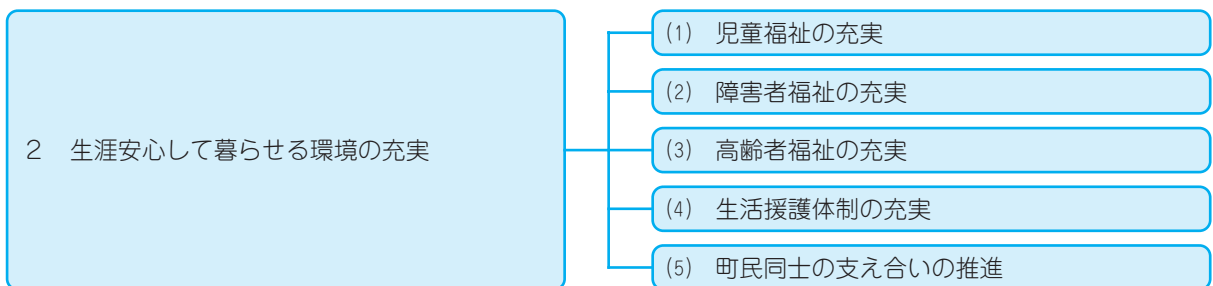
\*温室効果ガス 地表から放射される熱を吸収することにより温室効果をもたらす気体（二酸化炭素、メタン、フロン等）の総称。

## 2. 生涯安心して暮らせる環境の充実

多様な就労形態に対応できる保育サービスの提供に努めるとともに、安心して子育てができる環境づくりを推進していきます。

また、高齢者や障害者が地域で安心して暮らせるよう、社会参加の促進や適切な福祉サービスの提供に努めるとともに、社会保険制度の周知を図り、制度理解を促進するほか、生活困窮者への相談体制を充実します。

さらに、ボランティア団体や地域住民の協力を得て、地域に密着したきめ細かい福祉施策を促進します。



## 3. 暮らしの安全の確保

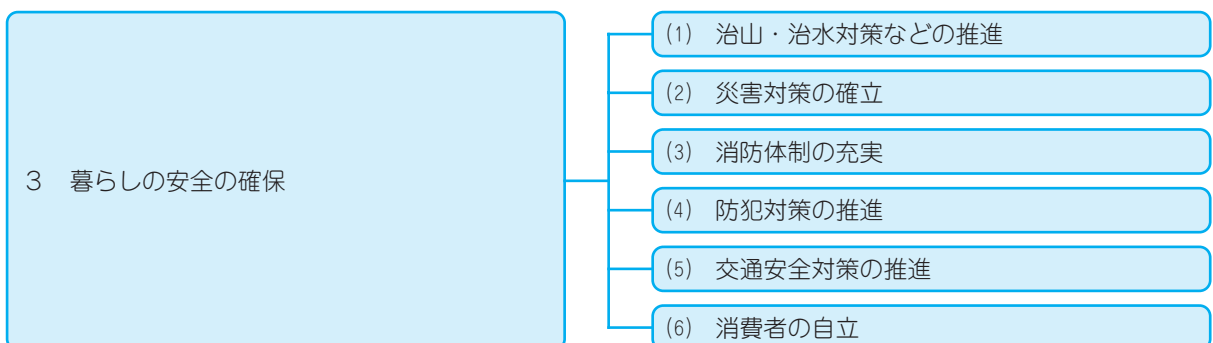
災害に強いまちづくりを目指して、急傾斜地崩壊対策事業や治山事業、排水路の整備を推進するとともに、住宅の耐震化の促進や防災備品の整備等、防災対策を計画的に進めていきます。

消防については、施設・設備の整備を継続的に実施するほか、地域と消防団が連携した防災体制や救護体制の確立を推進していきます。

防犯については、地域の防犯組織の育成を推進するなど、多古町防犯まちづくりの推進に関する条例に基づき、警察や住民等と連携して進めていきます。

交通安全対策については、交通安全施設の整備を充実するとともに、関係団体と連携した交通安全運動を展開し、交通安全意識の高揚と交通事故防止に努めていきます。

町民一人ひとりが自主的で合理的な消費行動ができるよう消費者を育成する啓発活動を推進していきます。



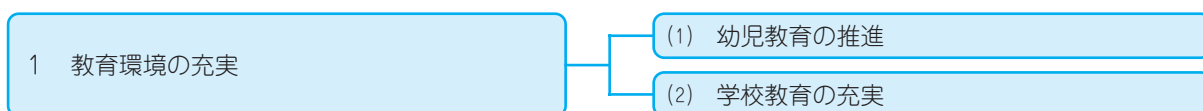
## 第3節 ともに学び文化を育むまちづくり

### 1. 教育環境の充実

すべての子どもがその発育・成長の段階に即した適切な教育を受けることができるように、学校・家庭・地域が相互に連携した社会総ぐるみでの教育の充実に努めていきます。

幼児教育については、家庭環境及び社会環境の変化に対応した幼稚園教育の充実に努めるとともに、就学前教育と保育を一体的に捉えた施設の設置を推進していきます。

義務教育については、幼稚園、小・中学校、高等学校との交流など地域に根ざした特色ある教育の推進、新たな教育課題に対応した指導体制の強化に努めていきます。

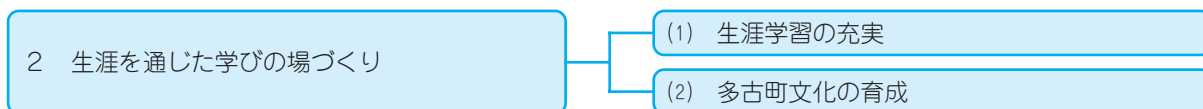


### 2. 生涯を通じた学びの場づくり

コミュニティプラザを核として町民の積極的な学習活動を支援します。

また、新たな学習拠点として図書館の移転整備計画を策定するとともに、さまざまな学習活動を支援する人材の掘り起こし・育成に努め、生涯学習を推進していきます。

さらに、身近な場所で、文化芸術に触れる機会や活動する場を充実し、町民の文化芸術活動の活性化を推進していきます。



### 3. 地域における人材育成

町の歴史や文化を学べる場を充実させ、町内の由緒ある寺社や里山への関心、町に対する愛着を深め、郷土愛の醸成を推進していきます。

また、イベントなどを通じて子ども同士や子どもと大人とのコミュニケーションを活発化し、「多古の子 町の子 みんなの子」というスローガンのもと、地域が一体となって青少年の育成に取り組んでいきます。



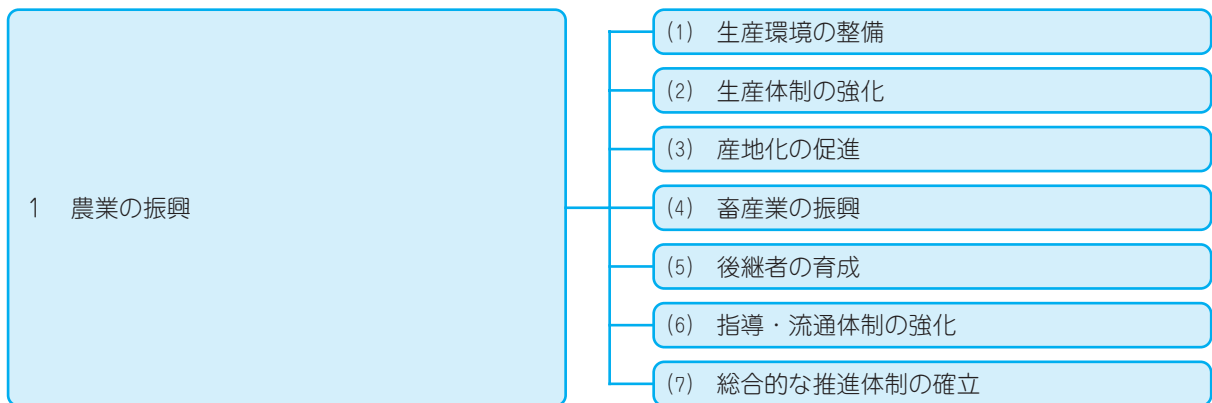


## 第4節 活気と賑わいのあるまちづくり

### 1. 農業の振興

町の基幹産業である農業は、首都圏への新鮮な農作物供給地としての機能を維持するため、農村環境の整備や生産体制の強化、魅力ある特産品の開発や知名度の向上、流通体制の充実等、総合的な農業振興を促進します。

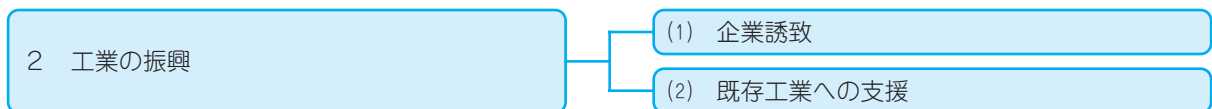
また、農業後継者を確保するため、農業の魅力向上と新規就農者の育成を支援します。



### 2. 工業の振興

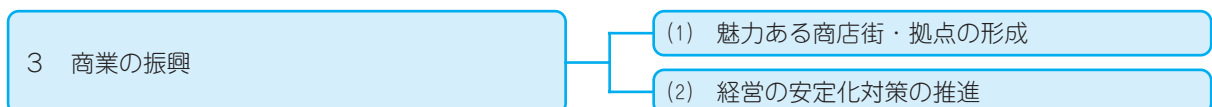
成田国際空港の発着枠拡大や圏央道の整備、(仮称)多古インターチェンジの設置等の\*地域ポテンシャルを活かした工業や物流等の産業集積を図るため、積極的な企業誘致に努めています。

また、多古工業団地の生産環境の維持にも努めています。



### 3. 商業の振興

地域住民に対して身近できめ細かな商業サービスを提供できるよう、経営の安定化に向けた地元主導の活動を大切に、地域に根ざした商業活動の活性化を、商工会等と共同して支援していきます。



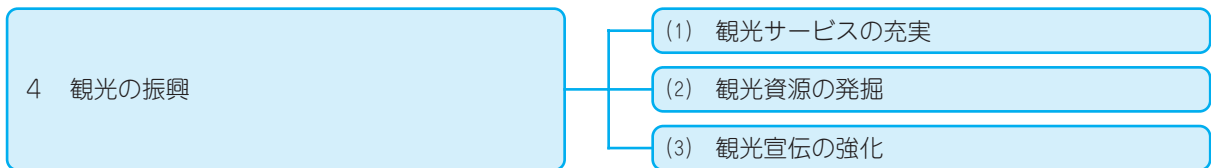
\*地域ポテンシャル 地域が持っている潜在的な力、可能性。



## 4. 観光の振興

地域に活気と賑わいを創出するため、観光を中心とした都市と農村の交流を推進していきます。

また、道の駅多古や栗山川、歴史的文化資源のネットワーク化、交流を促進するイベントの開催、体験型農園の整備を進めるとともに、インターネットや\*フィルムコミッションなど、さまざまな情報伝達経路を使った観光PRや広域観光としての取り組みに努めていきます。

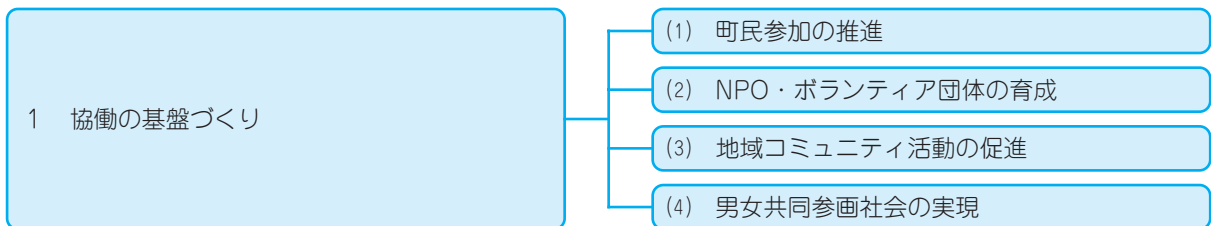


## 第5節 みんなで実現するまちづくり

### 1. 協働の基盤づくり

町民や町内の団体・企業、NPOなどが、まちづくりの主体として参加できる仕組みを整え、協働によるまちづくりを積極的に推進していきます。そのため、町民参加の基本となる町政に関する情報を公開することで共有化を図るとともに、町民の自主的な地域活動を支援し、地域コミュニティ機能を高めていきます。

また、男女がそれぞれ自立し、個人として尊重される男女共同参画社会の実現を推進していきます。



\*フィルムコミッション 地域を舞台とする映画やテレビドラマなどのロケーションを支援するために、撮影に関する地域の情報提供や公共施設の使用手続きの調整などを行う窓口。

## 2. 適切な行政執行体制の確立

地方分権・地域主権が進むなかで、権限と責任の拡大や、多様化・複雑化・増大化する行政需要に的確に対応するため、基礎自治体として適正な規模の組織体制の確立と人材育成に取り組んでいきます。

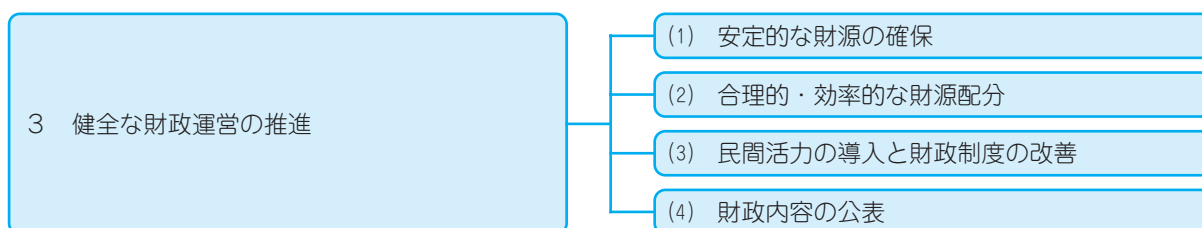
また、町民サービスの充実を図るとともに、公共施設の整備・維持管理を計画的・効率的に実施していきます。



## 3. 健全な財政運営の推進

安定的な財源確保に努め、事業を精査し、優先順位を勘案しつつ健全な財政運営を推進するとともに、施設の整備や運営に民間活力の導入を検討します。

また、財政健全化の取り組み状況を積極的に公表していきます。



## 4. 広域行政の推進

多様化・複雑化した行政サービスを効率的に提供していくため、周辺市町や国・県との適切な機能分担と連携による広域行政を推進していきます。



# 第 3 編

○基本計画○

# 第1章 重点プラン

## 第1節 重点プランの位置づけ

重点プランとは、将来像である「人・文化・自然 みんなでつくる潤いのまち 多古」の実現のため、前期基本計画期間の5年間において、重点的に実施する施策群です。

## 第2節 プラン設定の考え方

時代潮流や本町の特性、資源、現状を踏まえながら、町民アンケートやまちづくり懇談会、まちづくりワークショップ等で把握した町民ニーズを反映して、今後のまちづくりにおける「重点的に取りくむべき施策群」を導き出しました。これらを分類して3つのキーワードを設定し、重点プランとします。



## 第3節 重点プランの内容

### 1. みんなでつくるまちプラン

町民と行政が一体となってまちづくりを進めていくための仕組みづくりを推進します。

#### 【取り組み内容】

町民と行政が協力してまちづくりを行えるよう、町政に関する情報提供を充実するほか、町民と町職員が意見交換したり話し合ったりできる場を増やし、町政への町民参加を推進します。

町民の一体感を高めるため、従来から行われてきた自治活動等の地域コミュニティ活動を促進し、顔が見え、安心して暮らせる地域づくりを推進します。また、地縁だけでなく同じ課題認識のもとに活動する人々に対する支援を充実し、地域活動を活性化します。

「多古の子 町の子 みんなの子」をスローガンに、地域全体で子どもの育成を推進するとともに、子どもたちの郷土愛を育むため、多古の歴史・文化を学び、伝える場の充実を図ります。

みんなで作る  
まちプラン

- ・町民参加の推進
- ・情報共有の場の充実
- ・多古町らしい教育の推進
- ・文化と歴史の継承



## 2. 定住促進プラン

多古町に住んでみたい、多古町に住んで良かったと思う人を増やしていきます。

### 【取り組み内容】

本町に住み、快適に暮らせるよう、バス路線の維持・拡充による町内の移動手段を確保するとともに、自家用車と公共交通の乗り継ぎの円滑化により町外とのアクセス向上を図り、交通の利便性を確保します。

若い世代が住み続けられるよう、幼児教育と保育の一元化による子育て環境の充実や小児医療体制の強化など、子育て家庭への多方面にわたる支援を行います。

「元気な高齢者の多い町」を今後も継続するため、高齢者の生きがいや健康づくりを推進するほか、地域内での助け合い活動と福祉サービスの連携による日常生活支援の充実を図り、介護予防、疾病予防等を強化します。

### 定住促進プラン

- ・ 交通網の整備
- ・ 若い世代の定住につながる子育て支援
- ・ 高齢者が生きがいを持って暮らせる仕組みづくり



### 3. 活力創造プラン

町民がいきいきと働き、多くの人交流する町を目指します。

#### 【取り組み内容】

町の活力を高めるため、企業が進出しやすい環境づくりとして成田国際空港の離発着回数増加や圏央道の供用など、将来を見通した土地利用の見直しや道路網の整備、公共交通の確保を推進し、雇用の場の増加につなげていきます。

農業については、町の基幹産業として生産環境の整備や生産体制の強化を図るとともに、特産品の開発やPR強化等を推進し、質の高い農産物を活かして活性化に取り組みます。また、町の魅力向上と賑（にぎ）わい創出のため、美しい田園景観の維持や観光資源の発掘・発信を強化するほか、中心市街地も含め、多くの人々が町を訪れ、回遊し、楽しめるような仕組みづくりを行っていきます。

#### 活力創造プラン

- ・ 交通網の整備（再掲）
- ・ 美しい自然の保存と活用
- ・ 農業の新しい形の模索
- ・ 雇用の場の確保と創造
- ・ 空港と圏央道を活かした産業振興策
- ・ 活気ある商店街
- ・ 交流人口の増加策





# 第2章 分野別施策

## 第1節 快適に暮らせるまちづくり

### 1. 計画的な土地利用の推進

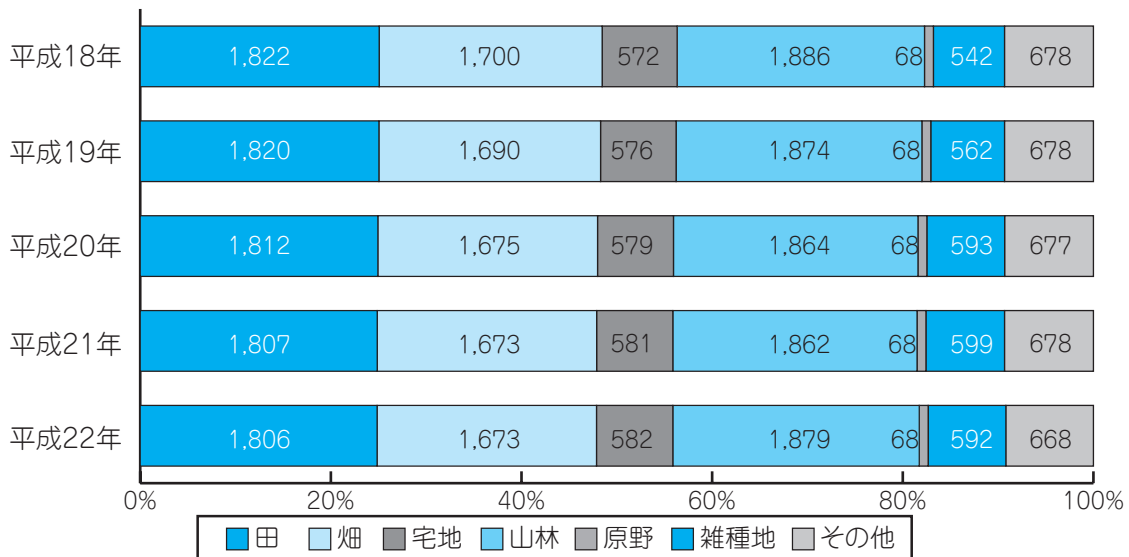
#### ■ 現況と課題

本町の土地利用の現況は、農地、森林等の自然的土地利用が約8割を占め、住宅地や道路用地等の都市的土地利用は約2割となっています。自然的土地利用の割合が高いことから、町民の自然環境に対する満足度も高く、豊かな自然環境は本町の特色となっています。

今後、成田国際空港の離発着回数が年間22万回から30万回に増加することや圏央道の(仮称)多古インターチェンジが設置されることが予定されており、都市的土地利用の需要の増加が見込まれます。特に産業に関連した新たな土地利用の需要については、地域住民との合意形成を図りながら、自然と調和した適切な土地利用を推進することが課題です。

#### ● 土地利用区分別面積の推移

単位：ha



資料：土地に関する概要調査報告書（各年1月1日現在）

●用途地域指定状況（平成13年5月11日決定）

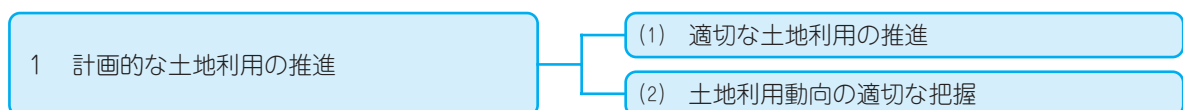
区 分	面 積 (ha)	建築物の建 築面積の敷 地面積に対 する割合 (%)	建築物の延 べ面積の敷 地面積に対 する割合 (%)	外壁の後退 距離の限界 (m)	構 成 比 (%)
第一種低層住居専用地域	33	50	100	1	13.9
第二種低層住居専用地域	—	—	—	—	—
第一種中高層住居専用地域	—	—	—	—	—
第二種中高層住居専用地域	—	—	—	—	—
第一種住居地域	112	60	200	—	47.3
第二種住居地域	6	60	200	—	2.5
準住居地域	25	60	200	—	10.5
近隣商業地域	13	80	200	—	5.5
商業地域	—	—	—	—	—
準工業地域	—	—	—	—	—
工業地域	—	—	—	—	—
工業専用地域	48	60	200	—	20.3
合 計	237	—	—	—	100.0

資料：多古町都市計画

■基本方針

町民の意見を取り入れながら土地利用や都市づくりに関する都市計画の総合的かつ計画的な指針となる新たな都市計画マスタープランを策定し、自然環境と調和した秩序ある土地利用の推進に努めます。

■施策の体系



■施策の内容

(1) 適切な土地利用の推進 .....  
 都市計画マスタープラン等の土地利用計画に基づき適切な土地利用を推進するとともに、都市計画用途地域の指定や見直しなどにより、土地利用の規制誘導を図ります。遊休土地利用については、公有地も含め、町民意見も踏まえて有効利用を検討します。特に多古台については、自然と調和した良好な住宅地の形成を基本としつつ、町の発展に資する土地利用を推進します。

## (2) 土地利用動向の適切な把握 .....

大規模な土地の権利移転とその土地利用の状況を把握し、適正な土地利用の促進を図ります。

### ■ 成果指標

指 標 名	設定の理由・考え方	現 状 値	目 標 値
町民参加による都市計画マスタープランの策定	都市計画マスタープラン策定において町民意見を反映させ、計画内容の合意形成を図る。	公募による町民参加	町民参加の機会拡大

### ■ 町民が参加できること

- 町内の土地利用状況に対して関心を持ちます。
- 土地利用計画に配慮した土地の利活用を心がけます。



## 2. 交通網の整備

### ■ 現況と課題

本町には、国道が1路線、県道が10路線あり近隣市町を結ぶ幹線道路として放射状に延びています。また、生活道路としての町道は1,031路線あり、幹線道路とネットワークを形成しています。

平成19年度に圏央道の大栄～横芝間の都市計画決定がされ、平成20年度より事業を開始し、国道296号に（仮称）多古インターチェンジの設置が計画されています。また、町から東西へ向かう交通の確保と市街地の混雑緩和、成田国際空港への交通利便性向上のため「町道飯笹・西古内線」の道路改良事業を進めています。しかし、十分な幅員が取れない道路や老朽化が進んだ橋梁もみられます。

今後は、圏央道や（仮称）多古インターチェンジの設置に併せた国道、県道、町道の道路網の整備を進め、空港と首都圏内各地域との交通利便性の向上を図り、企業立地、観光等の産業の発展につなげていくことや安全な通行が確保できる道路改良整備が課題です。

### ● 管理者別道路現況

平成22年4月1日現在

区分	路線数	実延長(m)	面積(m <sup>2</sup> )	幅員別延長(m)			舗装延長(m)		改良延長(m)	
				3.5m未満	3.5m以上 5.5m未満	5.5m以上	舗装率(%)	改良率(%)		
総数	1,072	450,437	2,167,016	116,667	243,816	72,822	381,792	84.8	121,560	27.0
国道	1	5,948	72,253	0	0	5,948	5,948	100.0	5,948	100.0
県道	10	47,607	364,058	0	16,650	30,955	47,607	100.0	43,014	100.0
町道	1,031	379,752	1,661,331	116,667	227,166	35,919	328,237	86.4	72,598	19.1
農道	30	17,130	69,374	—	—	—	—	—	—	—

資料：千葉県道路現況調査道路台帳  
農道・林道整備状況調査

### ● 都市計画街路整備の状況

平成22年4月現在

街路番号	路線名	幅員(m)	総延長の内訳(m)			改良舗装済延長(m)			改良舗装率 B/A(%)
			国県道分	町道分	計(A)	国県道分	町道分	計(B)	
3-4-1	大谷九蔵線	16	0	1,750	1,750	0	1,570	1,570	89.7
3-5-2	谷中高根下線	14	1,180	0	1,180	650	0	650	55.1
合計	—	—	1,180	1,750	2,930	650	1,570	2,220	75.8

資料：都市整備課

## ● 町道延長の推移（整備状況別、自動車交通不能）

各年4月1日現在

年次	実延長 (m)	舗装延長 (m)		改良延長 (m)		自動車交通 不能道延長 (m)
		舗装率 (%)	改良率 (%)			
平成18年	375,561	322,588	85.9	68,740	18.3	117,900
平成19年	375,612	323,257	86.1	68,988	18.4	117,576
平成20年	375,646	323,525	86.1	69,182	18.4	117,391
平成21年	379,635	327,995	86.4	72,456	19.1	116,954
平成22年	379,752	328,237	86.4	72,598	19.1	116,667

資料：道路施設現況調査道路現況（総括）台帳・検査表  
（改良延長 1・2級町道を対象）

## ● 橋齢別橋数

平成22年4月1日現在

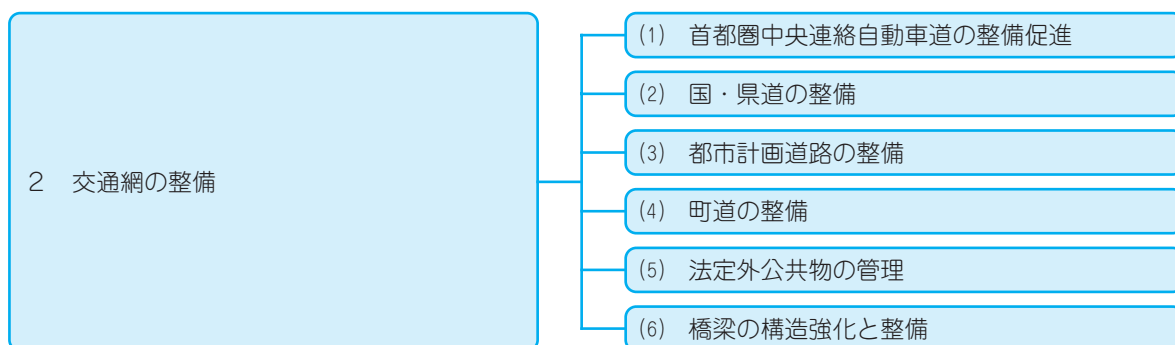
橋梁の種類	橋数	橋延長 (m)	橋面積 (㎡)	橋 齢 別 橋 数		
				15年 未満	15年～ 25年	25年 以上
コン クリ ート 橋	計	54	670.74	3	3	48
	30m以上	8	319.69	1	0	7
	10～29m	15	248.27	2	2	11
	10m未満	31	102.78	0	1	30

資料：橋調書

## ■ 基本方針

圏央道の開通を見据えた交通網体系や道路改良等の整備を推進していきます。  
成田国際空港を中心とした空港周辺地域の連携が高められる道路網の整備を進めるとともに、都心への交通利便性の向上を図るため、東関東道や圏央道とのネットワークの強化を図ります。また、国・県道の整備促進と町道の改良整備を推進し、安全な通行の確保に努めます。

## ■ 施策の体系



## ■ 施策の内容

- (1) 首都圏中央連絡自動車道の整備促進 ……………  
首都圏との高速交通の利便性を高め、都市部との交流に資するため、圏央道や（仮称）多古インターチェンジの早期整備を関係機関に要請します。
- (2) 国・県道の整備 ……………  
圏央道の整備による交通需要の増加に対応し、自然や歴史を活かした交流を活性化するため、国道296号の4車線化など整備充実を関係機関に要請します。  
市街地の交通混雑を緩和するため、市街地を迂回する主要地方道多古笹本線バイパスの整備を促進するとともに、幹線道路の車道拡幅や歩道設置等の改良事業を関係機関に要請します。
- (3) 都市計画道路の整備 ……………  
円滑で安全な交通処理を行うため、都市計画道路大谷九蔵線の整備を推進するとともに、同谷中高根下線（主要地方道多古笹本線）の整備を促進します。
- (4) 町道の整備 ……………  
成田国際空港への交通利便性を高めるため、町道飯笹・西古内線の整備を推進します。  
幹線町道については、通行しにくい道路線形を解消するため、計画的な改良整備に努めます。また、生活道路の安全性を確保・向上するため、車道幅員の確保や歩道の設置、道路排水の整備を推進します。
- (5) 法定外公共物の管理 ……………  
里道・水路の管理を適正に行い、必要に応じて整備や払い下げを推進します。
- (6) 橋梁の構造強化と整備 ……………  
道路交通の安全性を確保し、大型車両の通行に対処するため、国・県管理の橋梁については架け替え等の整備を促進します。また、町道の老朽化した橋梁については、補強や架け替えを検討します。

## ■ 成果指標

指 標 名	設定の理由・考え方	現 状 値	目 標 値
町道飯笹・西古内線整備率	計画どおりの完成を目指す。	34.0%	100.0%
橋梁整備箇所数	橋梁の安全を確保する。	0箇所	1箇所

## ■ 町民が参加できること

- ・地域の道路を良好に保つために行われる草刈り等の奉仕作業に参加します。



### 3. 公共交通機関の確保

#### ■ 現況と課題

鉄道のない本町では、バスが最も身近な公共交通手段であり、自動車を運転しない小・中学生や高校生、高齢者等の日常生活に欠かせないものとなっています。近年の著しい利用者減少により不採算の路線が減便や廃止されるなか、町民生活に不可欠な路線については、町が事業者に補助金を交付し、廃止代替バスとして運行を維持しています。

平成15年度から試行運行に着手した町内循環バスは、平成18年7月から本格運行を始め、平成19年7月からは3路線で1日各5便の運行を実施し、町内の円滑な移動手段としての役割を果たしています。また、平成19年10月から小・中学生の運賃無料化を試行し、利用者は増加傾向にあります。

平成22年9月からは、成田国際空港へのアクセス向上を図るため、道の駅多古と成田空港第二ターミナルビルを結ぶシャトルバスの運行を開始し、6時台から22時台まで1日11往復運行しています。

今後は、既存バス路線やシャトルバスの運行を維持し、町外への公共交通を確保するとともに、町内循環バスについては利用者の立場に立った運行の見直しを検討し、利便性の向上を図ることが課題です。

また、町内循環バスや自家用車等と路線バスやシャトルバスとの乗り換えができる交通拠点施設の設置を検討し、パークアンドバスライドによる町外への移動を円滑にすることも課題です。

#### ● 路線バスの概要

路線名	始発及び行先	便数	運行会社
桜田線	多古車庫⇄大栄支所	上下各5便	千葉交通株式会社
水戸線	多古車庫⇄横芝駅	上下各4便	
栗源線	ジェイフィルム⇄成田空港	上下各5便	
多古本線	JR八日市場駅⇄JR成田駅	上り(八日市場方面) 15便	JRバス関東株式会社
		下り(成田方面) 13便	
栗源線	多古⇄JR佐原駅	上下各6便(平日)	
		上下各4便(休日)	

資料：千葉交通・JRバス

#### ● 高速バスの概要

始発及び行先	便数	運行会社
匝瑳市役所 ⇄ 東京駅	上下各 8便	千葉交通株式会社 JRバス関東株式会社

資料：千葉交通・JRバス

#### ● コミュニティバスの運行実績

	シャトルバス	循環バス		
		多古ルート	久賀ルート	常磐・中ルート
利用者数(人)	7,533	15,117	7,360	10,931
1日当たりの輸送人員(人)	49.2	73.0	35.6	52.8
1日当たりの運行回数(便)	11	5	5	5
運行日数(日)	153	207	207	207

シャトルバスは、平成22年9月～平成23年1月までの数値で算出

資料：企画財政課

循環バスは、平成22年4月～平成23年1月までの数値で算出

● 芝山鉄道利用者駐車場利用状況

単位：台

年次	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般台数	7,051	8,550	10,679	13,584	11,982
定期台数	19,655	21,157	27,286	28,641	24,472
計	26,706	29,707	37,965	42,225	36,454

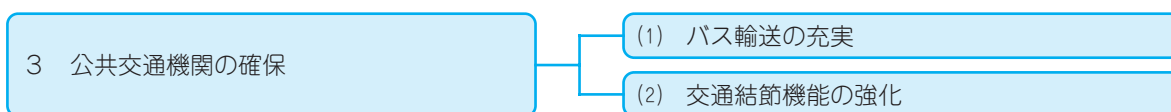
資料：芝山鉄道利用者駐車場管理運営協議会

■ 基本方針

既存バス路線の運行を維持するとともに、町内循環バスの運行の見直しなどを検討し、バスの利便性の向上と利用者の増加に努めます。

町内に交通拠点施設の設置を検討し、パークアンドバスライドによる町外への移動や町外からのアクセス向上を図ります。

■ 施策の体系



■ 施策の内容

(1) バス輸送の充実

町外へのバス路線網を維持するため、運行経費の補助等を継続するとともに、路線バスやシャトルバスの運行情報を提供し、利便性の向上に努めます。

町内の移動については、交通手段を持たない高齢者等のため、町内循環バスの運行を充実します。

(2) 交通結節機能の強化

自家用車と公共交通の乗り換えや町内交通と町外交通との連携を円滑にするため、公共交通体系の再構築を図るとともに交通拠点施設の設置を検討し、パークアンドバスライドによる乗り換え機能強化を推進します。

■ 成果指標

指標名	設定の理由・考え方	現状値	目標値
町内循環バス利用者数	町内の移動がスムーズに行える環境を整える。	41,990人	43,500人
シャトルバス利用者数	パークアンドバスライドを促進する。	18,000人	25,000人

■ 町民が参加できること

- ・ 路線バスや町内循環バス、シャトルバスを積極的に利用します。

## 4. 憩いの空間づくり

### ■ 現況と課題

本町では、自然環境を活かしたあじさい公園やふれあい公園が、多くの人の憩いの場となっています。特にあじさい遊歩道は、隣接する道の駅多古との相乗効果により、観光スポットとして町外からの来訪者が増加し、本町の顔として広く知られています。しかし、子どもたちの「遊びの場」となるような公園が少ないことが課題です。

桜のオーナー制度による桜の植樹事業やボランティア団体による国道敷地内への花の植栽活動等、町民参加による緑化の推進に取り組んでいますが、こうした取り組みを町全体に広めていくことが必要となっています。今後は、町民の誰もが景観の大切さを共有し、誇りと愛着を持つことができる魅力的な景観づくりを進めていくことが課題です。

森林は町域の26%を占めていますが、林業の衰退により維持管理が十分に行われていない森林が増加しています。森林は、景観形成だけでなく水源の\*1かん養や\*2治山治水など多様な役割を果たすことから、適正な財産管理による森林機能の維持が課題です。

### ● 公園・緑地整備の状況（名称、面積、供用開始年度）

平成22年4月1日現在

名 称	所 在 地	供 用 開 始	面 積 (㎡)
水戸台第1公園	多古町水戸 工業団地内	昭和63年3月	24,979
水戸台第2公園	多古町水戸 工業団地内	昭和63年3月	15,179
水戸台第3公園	多古町水戸 工業団地内	昭和63年3月	2,045
あじさい公園	多古町多古 栗山川沿い	平成4年3月	13,301
みどりの広場	多古町多古 コミュニティセンター内	平成6年3月	10,155
南中農村公園	多古町南中 日本寺境内	平成7年4月	2,300
つつじヶ丘公園	多古町飯笹 つつじヶ丘団地内	平成7年12月	1,419
子どもの広場	多古町多古 コミュニティセンター内	平成8年9月	1,034
島地区親水公園	多古町島 字広川	平成12年4月	8,260
一畝田多目的広場	多古町一畝田 字深田	平成13年3月	2,411
農村公園	多古町島 字南ノ下	平成14年4月	1,735
大原内公園	多古町多古 字大原内	平成14年4月	367
ふれあい公園	多古町多古 コミュニティセンター内	平成16年3月	11,900

資料：都市整備課

### ● 林野面積

単位：ha

年次	樹 林 地												計
	人 工 林			天 然 林			合 計			竹林	その他	未立木地	
	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計				
昭和55年	1,442	1	1,443	0	143	143	1,442	144	1,586	33	10	49	1,678
平成2年	1,593	0	1,593	0	234	234	1,593	234	1,827	25	0	48	1,900
平成12年	1,021	1	1,022	1	757	758	1,022	758	1,780	22	0	88	1,890
平成17年	1,013	0	1,013	1	744	745	1,014	744	1,758	20	125	0	1,903

資料：農林業センサス（2月1日現在）

H17数値：千葉県森林・林業統計白書

\*1 かん養 地表の水（降水や河川水）が地中に浸透し、地下水が供給されること。

\*2 治山治水 治山とは、木材をとるために森林を育てたり、山の森林を良い状態に保って山の災害（山くずれなど）が起きないようにしたり、水が枯れないようにしたりすること。治水とは、洪水による氾濫から人々の生命と財産を守るため、ダムや、放水路、遊水地・調節池、築堤・護岸整備などを行うこと。

## 基本方針

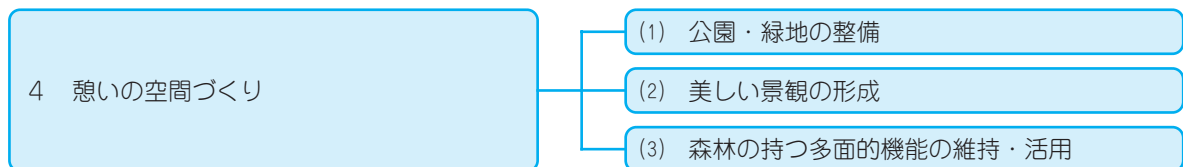
本町の公園が有する特色を活かし、憩いの場として誰もが親しめるよう公園機能の充実を図ります。

あじさい公園については、町民との協働により本町の顔としてさらに親しまれる憩いの場の創造に努めます。

多古町らしい景観を守り育てていくため、良好な景観づくりの推進と町民の意識の醸成に努めます。

森林の荒廃を防ぎ、多面的機能を維持していくため、環境整備を促進します。

## 施策の体系



## 施策の内容

### (1) 公園・緑地の整備

多様なニーズに応えられるよう、既存公園の立地等を踏まえ、各公園の特徴や役割等を考慮した公園機能の拡充に努めます。

### (2) 美しい景観の形成

美しい景観を維持するため、\*屋外広告物条例を適正運用します。また、景観条例の制定を視野に入れ、景観形成に関する方針を検討するとともに、広く町民に対して景観形成に関する啓発を進めます。

### (3) 森林の持つ多面的機能の維持・活用

森林機能を維持するため適正な管理を促進し、林木が健全に生育する優良な森林の整備に努めます。

## 成果指標

指 標 名	設定の理由・考え方	現 状 値	目 標 値
桜のオーナー制度による植樹本数	町民参加により、良好な景観形成に努め、景観に関する意識醸成を図る。	160本	410本
公共施設美化活動へのボランティア参加人数	町民との協働により、良好な景観維持に努め、マナー意識の向上を図る。	133人	250人

\*屋外広告物条例 常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示される広告物を規制することにより、良好な景観を形成し、公衆に対する危害を防止することを目的とする条例。

### ■町民が参加できること

- 新たに建物等を建築する場合、景観形成に配慮します。
- マナーを守って公園を利用します。
- 公園や道路の清掃等、地域の環境美化活動への参加や庭の草木の手入れなど、身近な景観の保全・形成に協力します。
- 所有地の適正な管理に努めます。





## 5. 快適な生活基盤の形成

### ■ 現況と課題

本町の住宅は一戸建てが中心で、その多くは持ち家です。高齢化の進行や低炭素社会の実現等の新たな課題が注目されるに従って、これらに対応した住宅の建設や改修が進められていますが、<sup>\*1</sup>バリアフリー対策や耐震化、環境に配慮した住宅についての意識啓発、普及促進を図ることが課題です。

本町の上水道は地下水を水源としており、安定的な給水を行うため、水源の確保や施設の更新を実施しています。今後は、少子高齢化や人口の減少など給水人口の動向を踏まえながら、施設の更新や耐震化を進めていくとともに、水源となっている地下水の水質保全を図ることが重要です。

ごみについては、匝瑳市ほか二町環境衛生組合で収集や処理を行っています。リサイクルが可能なごみについては、集団回収等を実施し、ごみの減量化を図っています。ごみの分別収集については、資源ごみが可燃ごみとして焼却されるなど、一部、分別の不徹底もみられます。また、ごみ処理施設については、施設の老朽化が進んでおり、今後のごみ処理体制について関係市町との協議が必要となっています。今後は、環境学習等の実施により、町民の循環型社会に関する意識啓発を図るとともに、適切なごみ処理体制を維持することが課題です。

汲み取り式トイレし尿と<sup>\*2</sup>浄化槽汚泥については、東総衛生組合で収集及び処理を行っています。また、水洗式トイレし尿や生活雑排水については、合併処理浄化槽の整備による適切な処理を推進するとともに、農業集落排水事業の整備区域内では、農業集落排水処理施設（以下「処理施設」という。）による処理を推進しています。単独処理浄化槽や汲み取り便槽を使用している世帯については、生活雑排水が未処理のまま排出されていることから、合併処理浄化槽への転換や処理施設への接続の促進が課題です。

公害については、騒音や悪臭、水質汚濁等が主な内容となっています。また、廃棄物の不法投棄や焼却（野焼き）等廃棄物の不適正な処分（以下「不法投棄等」という。）も大きな問題となっています。航空機騒音については、住宅防音工事に対する補助を推進し、騒音の軽減に努めています。公害苦情については、苦情の内容が多様化しており、公害の防止や解決が困難な案件が増加しています。また、不法投棄等については、大規模なものは減少していますが、小規模なものは未だに後を絶たず、発生件数は増加しています。

今後は、公害の防止や不法投棄等の撲滅のための適切な対応を継続するとともに、町民の環境保全に関する意識啓発を図ることが課題です。

※1 バリアフリー 障害者や高齢者などが生活や行動するうえで妨げとなる様々な障壁を取り除くこと。

※2 浄化槽 各家庭に取り付ける汚水処理装置のことで、生活排水を浄化して近隣の河川などに放流する。トイレの汚水（し尿）だけを処理する単独処理浄化槽と、風呂や台所の汚水（生活雑排水）も処理する合併処理浄化槽がある。



●用途別建築着工の推移

単位：戸

年次	住宅	店舗併用	商業業務	その他	計
平成17年度	45	0	3	22	70
平成18年度	59	1	7	27	94
平成19年度	48	1	7	27	83
平成20年度	59	0	5	18	82
平成21年度	39	1	6	13	59
平成22年度	40	0	3	15	58

資料：建築物動態調査

●上水配水の推移

年次	計画給水人口(人)	給水区域内人口(人)	給水人口(人)	配水能力(m <sup>3</sup> /日)	年間配水量(km <sup>3</sup> )	1日最大配水量(m <sup>3</sup> )	1日平均配水量(m <sup>3</sup> )
平成17年度	24,200	16,860	16,369	7,683	1,783	5,850	4,885
平成18年度	24,200	16,652	16,193	7,683	1,652	5,843	4,525
平成19年度	18,000	16,436	15,998	7,683	1,644	5,315	4,491
平成20年度	18,000	16,221	15,811	7,683	1,659	5,794	4,545
平成21年度	18,000	16,027	15,642	7,683	1,606	6,030	4,400

資料：水道台帳

●ごみ収集・処理の推移

年次	処理計画人口(人)	処理人口(人)	年間総収集量(t)	処理量内訳(t)	
				焼却	その他
平成17年度	17,464	17,464	3,022	2,452	570
平成18年度	17,238	17,238	3,210	2,642	568
平成19年度	17,020	17,020	3,016	2,485	531
平成20年度	16,807	16,807	2,957	2,472	485
平成21年度	16,612	16,612	3,173	2,690	483

資料：市町村公共施設状況調査

●中間処理後の資源化量の推移

単位：t

年次	紙類	金属類	ガラス類	ペットボトル	プラスチック類	布類	その他	合計
平成17年度	60	182	112	23	16	15	16	424
平成18年度	59	175	106	26	17	15	17	415
平成19年度	48	154	109	28	18	15	21	393
平成20年度	35	136	104	26	18	15	18	352

資料：匝瑳市ほか二町環境衛生組合

●し尿収集・処理の推移

年次	処理計画人口(人)	処理人口(人)	年間排出量(kℓ)	年間総収集量(kℓ)
平成17年度	17,464	2,746	8,463	942
平成18年度	17,238	2,751	8,347	944
平成19年度	17,020	2,361	8,370	879
平成20年度	16,807	2,315	8,268	863
平成21年度	16,612	2,181	8,186	812

資料：市町村公共施設状況調査

●補助による合併処理浄化槽設置基数の推移

単位：件

年次	設置基数	累計基数
平成17年度	39	476
平成18年度	30	506
平成19年度	30	536
平成20年度	24	560
平成21年度	25	585

資料：合併処理浄化槽設置事業補助金台帳

●農業集落排水事業の概況

区分	島地区	十余三地区	牛尾船越地区	林地区
事業採択年度	平成6年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度
供用開始年度	平成14年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
計画処理人口	570人	1,220人	1,260人	430人
計画戸数	134戸	259戸	304戸	86戸
集落数	1	1	2	3
計画区域面積	21ha	32ha	33ha	8ha
汚水の種類	し尿及び生活雑排水			
処理方式	高度処理型回分式活性汚泥方式			DO制御高度処理 連続流入間欠ばっ 気方式
計画処理水質	BOD 10mg/ℓ以下			
	SS 15mg/ℓ以下			
	COD 15mg/ℓ以下			
	T-N 15mg/ℓ以下			10mg/ℓ以下
	T-P 3mg/ℓ以下			1mg/ℓ以下

資料：生活環境課

●公害苦情件数の推移

単位：件

年次	大気汚染	水質汚濁	騒音	悪臭	不法投棄	野焼き	その他	合計
平成17年度	0	6	3	12	31	41	11	104
平成18年度	0	7	2	17	25	16	17	84
平成19年度	0	8	1	9	26	24	9	77
平成20年度	1	7	2	10	37	20	14	91
平成21年度	1	5	3	10	49	28	25	121

資料：公害苦情処理状況

## ■基本方針

誰もが安全で快適に生活できる住宅を確保できるよう、高齢化の進行や<sup>※1</sup>低炭素社会の実現に対応した住宅の建設・改修を促進します。

上水道施設の更新と耐震化を推進し、水道水の安定供給に努めます。

ごみの分別やリサイクルに関する意識啓発を図り、ごみの減量化を促進します。また、適切なごみ処理体制の維持に努めます。

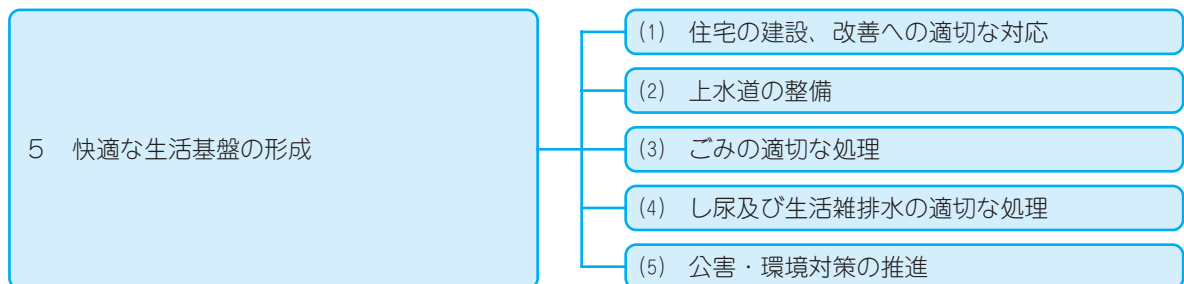
し尿や生活雑排水の適切な処理を推進するため、合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、農業集落排水事業の整備区域内においては、処理施設への接続向上に努めます。

航空機騒音の軽減のため、住宅防音工事や空調機器の機能維持等の防音対策を推進します。

公害苦情に迅速に対応し、不法投棄等の撲滅に努めます。

環境保全や地球温暖化防止に関する意識啓発を図るとともに、本町の事務事業で排出される温室効果ガスの削減に取り組みます。

## ■施策の体系



## ■施策の内容

### (1) 住宅の建設、改善への適切な対応

超高齢社会に対応した住宅建設・改善を誘導するため、住宅のバリアフリー化に関する情報提供を行い、住宅の段差の解消や手すりの設置等を促進します。また、<sup>※2</sup>低炭素型住宅の普及を促進するため、太陽光発電等の新エネルギーの導入普及を検討します。

建築基準法や県条例等の各種法令の適正運用と、耐震改修促進計画に基づいた耐震診断や耐震改修を促進します。

### (2) 上水道の整備

上水道の水源を確保し、給水人口に合わせた施設の更新・耐震化を推進するとともに、水質検査や土地利用の規制により水源となっている地下水の水質保全を図ります。

### (3) ごみの適切な処理

ごみの分別収集の徹底を図るとともに、3 R〔Reduce（リデュース：発生抑制）、

※1 低炭素社会 温室効果ガスの排出を抑え、自然と人間が共存する社会。

※2 低炭素型住宅 高い断熱性や耐久性と、太陽光発電設備等の新エネルギーの導入や省エネルギー化を組み合わせた住宅。

Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）にRefuse（リフューズ：断る、使わない）、Repair（リペア：修理する）を加えた5Rのライフスタイルの周知を図り、ごみの減量化を促進します。

幼稚園や小学校等における環境学習を継続して実施し、循環型社会に対する意識を高めます。

適切なごみ処理体制を維持するため、関係市町と連携し検討します。

#### (4) し尿及び生活雑排水の適切な処理

汲み取り式トイレし尿や浄化槽汚泥の収集・処理体制を維持するとともに、合併処理浄化槽の設置や単独処理浄化槽、汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

農業集落排水事業の整備区域内において処理施設への接続を促進し、接続戸数の増加に努めます。また、処理施設の維持管理、改修を実施するとともに、汚水適正処理構想に基づいた、より合理的な汚水処理体制の確立を検討します。

#### (5) 公害・環境対策の推進

航空機騒音の影響を強く受ける地域の住宅の防音性能を確保するため、防音工事や空調機器の維持管理に対する補助を推進します。

公害苦情相談員を設置し、多様化する公害苦情に迅速に対応するとともに、県や不法投棄監視員と連携し、不法投棄等の監視体制の強化を図ります。

町民の環境保全や地球温暖化防止に関する意識啓発を図るとともに、多古町地球温暖化対策実行計画に基づき温室効果ガスの削減に取り組みます。

### 成果指標

指 標 名	設定の理由・考え方	現 状 値	目 標 値
処理施設への接続戸数	地下水や河川の水質向上を図る。	496戸	550戸
合併処理浄化槽の設置補助基数	合併処理浄化槽の適正な設置を推進し、河川の水質維持・向上を図る。	585基	785基
ごみ排出量	リサイクルを推進し、ごみ排出量の削減を図る。	3,174 t	3,124t
不法投棄等の発生件数	不法投棄等の発生を抑制する。	86件	前年より減少
温室効果ガス排出量	事務事業から発生する温室効果ガスの削減を図り、地球温暖化防止を推進する。	3,615 t -CO <sub>2</sub>	3,434t -CO <sub>2</sub>
水道の有収率	水道水の効率的な供給を図る。	85.4%	88.0%
耐震管への更新	耐震管へ更新することにより、地震時の漏水防止の向上を図る。	58km	74km
水道料金の徴収率	安定した水道水の供給を維持するため、水道料金の収納率の向上を図る。	99.7%	100.0%

## ■ 町民が参加できること

- 河川や地下水等、水環境に関心を持ちます。
- 農業集落排水事業の整備区域内では、処理施設への接続に協力します。
- 処理施設の利用者は、適切な排水を心がけます。
- 不法投棄等を発見した場合は、行政に情報を伝えます。
- 「不法投棄等をしない、させない」という意識を持ちます。
- ごみの分別を正しく行い、ごみの減量化に協力します。
- 合併処理浄化槽の適切な維持管理、清掃をします。



## 第2節 安心・安全のまちづくり

### 1. 健康な生活の基盤づくり

#### ■ 現況と課題

本町では、町民の健康増進を図るため、各種のスポーツ・レクリエーション大会等を開催するほか、保健推進員による正しい健康知識や食習慣の普及・啓発、保健福祉センターでの各種健診や予防接種、健康相談、健康づくり教室等を行っています。しかし、スポーツ・レクリエーション大会への参加者が一部の町民に偏っていることや運動施設が不足していることから、今後は、生涯にわたってスポーツ・レクリエーション活動を行うことのできる体制づくりや保健推進活動の充実が課題です。

本町の健診受診率は高く、妊婦健診や女性特有のがん検診に対して公費負担を実施し、受診を促進しています。今後は、がん等の検診受診率のさらなる向上や新たな感染症に対する取り組み体制の強化が課題です。

国保多古中央病院では、減員となっていた内科医・外科医を確保すること等により患者の受け入れ体制の回復に努めました。また、平成20年度に地域医療連携室を設置し、他の医療機関との連携を強化することにより地域医療体制の充実を図っています。しかし、今後も診療体制を維持・強化するためには、常勤医師の確保が課題であり、設備や医療機器の改修・更新、総合相談窓口の機能強化も必要です。また、地域の医療機関をかかりつけとする「かかりつけ医」の考え方の普及も課題です。

#### ● 社会体育施設の現況

平成22年4月1日現在

名 称	施 設 内 容
町 民 グ ラ ウ ン ド	昭和52年完成、面積11,025㎡
常 磐 グ ラ ウ ン ド	平成元年完成、7,482㎡
町 民 体 育 館	昭和59年完成、床面積720㎡
町 民 牛 尾 体 育 館	昭和54年完成、床面積559㎡（旧多古第三小学校体育館）
町 民 船 越 プ ール	平成7年完成、25m×6コース（旧多古第三小学校プール）
町 民 テ ニ ス コ ー ト	平成3年完成、5,933㎡ 平成9年夜間照明設備完成

資料：教育課

#### ● 社会体育施設の利用状況

単位：人

年 次	町 民 グラウンド	常 磐 グラウンド	町 民 体 育 館	町 民 牛尾体育館	町 民 船 越 プ ール	町 民 テ ニ ス コ ー ト	西 古 内 多目的広場
平成17年度	5,215	7,174	19,190	—	—	4,330	2,475
平成18年度	4,938	4,523	20,482	—	—	3,580	3,496
平成19年度	5,049	6,880	14,732	3,931	395	2,942	6,417
平成20年度	6,759	6,602	15,770	3,942	421	2,408	5,158
平成21年度	6,978	5,992	16,445	2,688	283	1,641	3,432

資料：教育課



## ● 主要死因別死亡者数の推移

単位：人

年次	脳血管疾患	悪新生物	心疾患	肺炎及び気管支炎	不慮の故	精神病の記載のない老衰
平成17年	32	48	27	12	13	24
平成18年	36	50	42	20	14	20
平成19年	17	51	34	16	11	29
平成20年	28	75	37	22	12	29
平成21年	27	54	29	37	7	13

資料：千葉県香取保健所事業年報

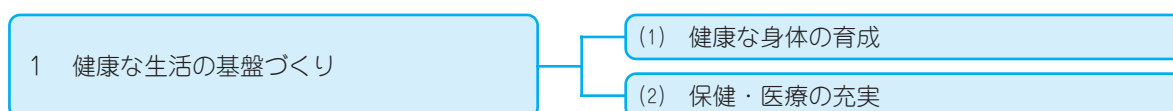
## ■ 基本方針

関係部局が連携して健康づくりに関する総合的な計画を策定・推進するほか、市民のニーズにあった各種スポーツ・レクリエーションの活動の場となる社会体育施設の整備を検討します。

生涯を通じて健康な生活が送れるよう、健康保持、健康増進、疾病の予防・早期発見・早期治療を促す事業を展開します。

国保多古中央病院において、医師、看護師等を確保し、診療体制を充実するとともに、他の医療機関との連携を強化し、地域医療体制を充実します。

## ■ 施策の体系



## ■ 施策の内容

### (1) 健康な身体の育成

「健康づくり計画（生涯スポーツ振興計画）」の策定を検討します。

生涯スポーツを推進するため、スポーツ大会や教室の開催を促進し、競技スポーツの振興を図るほか、幅広い年代に親しまれるスポーツ・レクリエーションの普及を推進し、スポーツ・レクリエーションを通じたコミュニケーションの活性化を図ります。また、指導者の育成や体育施設の計画的な整備を検討し、スポーツを実践する機会の充実に努めます。

### (2) 保健・医療の充実

妊娠・出産から就学まで、一貫した母子保健サービスの充実に努めます。また、乳幼児健診や面談を通じて障害の早期発見や乳幼児虐待の早期把握に努めます。

医療機関との連携のもとに予防接種対象者に対して適切な情報提供を行い、予防接種率の向上に努めます。

健康相談や健康教育、各種検診を推進し、生活習慣病を予防します。また、各種検診に関する啓発活動を推進し、受診率の向上に努めます。

高齢者に対しては、介護保険事業との連携を図りながら各種検診や相談、指導を推進します。

感染症に対する意識を高めるため、各種感染症の流行状況や予防方法等、感染症予防についての意識啓発を図ります。

国保多古中央病院を地域の中核的医療機関として維持していくため、医師や看護師等の確保と設備や医療機器の改修・更新を推進するとともに、医療連携機能を充実し、相談窓口機能の強化を図ります。

また、自己の健康管理や医療費抑制等の観点から、かかりつけ医を持つことの重要性を町民に啓発するとともに、病気の特性や症状に応じて適切な治療を受けることができるよう、開業医から周辺の\*第三次救急医療機関までのそれぞれが持つ機能や特性を活かした医療の分担・連携体制の確立を促進します。

地域の保健活動と保健体制の充実を図るため、保健推進員を確保するとともに、保健、医療、福祉、教育の各分野の連携強化を推進します。

## ■ 成果指標

指 標 名	設定の理由・考え方	現 状 値	目 標 値
体育施設定期利用者数	定期的にスポーツ・レクリエーションを行う人の割合を高める。	1,431人	2,000人
特定健診受診率	生活習慣病の予防・改善と健康意識の高揚を図り、健康維持を推進する。	45.8%	65.0%

## ■ 町民が参加できること

- かかりつけ医を持ち、医療機関を適切に利用します。
- 生活習慣病の予防のため、食生活の改善に努めます。
- 「自分の健康は自分で守る」という意識を持ちます。
- 健診を積極的に受診します。
- 日常生活の中に、身体を動かす時間を積極的に取り入れます。
- 自分に合ったスポーツ・レクリエーションを継続して行います。
- スポーツ・レクリエーションを通して家族や仲間とのコミュニケーションを深めます。

※第三次救急医療機関 複数診療科にわたる高度な処置が必要な、重篤な救急患者に対応する医療機関。

## 2. 生涯安心して暮らせる環境の充実

### ■ 現況と課題

本町には中央保育所、北保育所、東保育所の3施設があり、各種保育サービスを行っています。学童保育は、多古学童保育所、久賀学童保育所の2か所で実施しており、4年生までの児童を町内のすべての小学校から受け入れています。平成22年度からは中学生までの子どもに対して医療費の助成を始め、経済的支援も実施しています。子育て支援に関するニーズは多様化する傾向にあることから、施設のあり方も含め保育に関するサービスを拡充することが課題です。

障害者が暮らしやすい環境づくりのため、本人やその家族に対する支援のほか、障害者福祉に関わる事業者に対しても支援を実施しています。しかし、入所できる施設や就労の場は不足しており、サービス提供体制の充実や就労支援の強化が課題です。

高齢者一人ひとりの状況に応じて介護保険や在宅高齢者福祉等の各種サービス事業を提供しています。本町は要介護認定率が低く、元気な高齢者の多い地域ですが、要介護認定者は増加傾向にあり、介護予防や介護施設整備の必要性が高まっています。また、日常生活において何らかの支援を必要としている高齢者も少なくはなく、介護保険以外の福祉サービスが不足しています。今後は、すべての高齢者が安心して暮らせる福祉サービスの充実が課題です。

ひとり親家庭など経済的に不安定な世帯に対しては、児童扶養手当等の経済的援護を実施しているほか、民生委員児童委員や関係機関等と連携し、様々な相談に対応しています。今後は、相談体制の強化や就労支援等自立に向けた支援の充実が課題です。

平成20年度から後期高齢者医療制度が創設され、75歳以上の高齢者の医療保険は県を単位とした広域連合が実施主体となりました。そのため、国民健康保険被保険者数は大幅に減少しましたが、新たな制度の効果的な周知と理解の促進が課題です。

国民年金受給者は増加傾向にあるうえ、年金記録問題に起因して年金制度に対する不安感も高まっています。未加入者や年金保険料未納者の増加が懸念されることから、制度の周知による正しい制度理解が課題です。

地域の福祉活動は、多古町社会福祉協議会が各種の地域福祉事業を実施しているほか、ボランティアグループなどが様々な福祉サービスを行っています。今後のさらなる高齢化に対応するため、地域福祉計画の策定を検討し、地域に密着した福祉サービスを計画的に拡充することが課題です。

● 保育人員の推移

単位：人 各年10月1日現在

年次	実人員	年齢別保育人員数			保育士
		0歳～2歳	3歳	4歳～5歳	
平成17年	221	60	64	97	30(12)
平成18年	218	55	66	97	33(14)
平成19年	187	62	40	85	32(14)
平成20年	181	69	40	72	31(14)
平成21年	197	75	60	62	32(14)
平成22年	193	72	50	71	32(14)

( ) 内の数は保育士のうち臨時職員数

資料：子育て支援課（福祉行政報告例から）

● 学童保育所の利用状況

単位：人 各年7月1日現在

年次	設置数	1年	2年	3年	4年以上	計
平成17年	1	13	8	5	3	29
平成18年	2	21	12	12	3	48
平成19年	2	23	24	10	0	57
平成20年	2	15	18	21	0	54
平成21年	2	26	18	19	12	75
平成22年	2	19	17	14	8	58

資料：子育て支援課

● 子育て支援事業の推移

年次	保育所一時保育事業 (延べ利用児童数)	就学援助家庭 一時扶助事業 (給付対象児童・生徒数)	ひとり親家庭等 医療費等助成事業 (支給世帯数)	乳幼児医療費 助成事業 (延べ給付件数)
平成17年	114人		30世帯	3,391件
平成18年	175人	21人	34世帯	3,293件
平成19年	178人	34人	42世帯	4,612件
平成20年	508人	38人	59世帯	5,379件
平成21年	603人	45人	65世帯	7,784件

資料：子育て支援課

● 身体障害者手帳などの交付者数の推移

単位：人

年次	総数		視覚障害		聴覚障害		肢体不自由		内部障害		音声・言語・ その他障害	
	児	児	児	児	児	児	児	児	児	児		
平成17年度	480	13	34	0	24	3	307	7	111	2	4	1
平成18年度	489	13	36	0	22	3	307	7	118	2	6	1
平成19年度	493	12	30	0	23	3	308	6	126	2	6	1
平成20年度	454	10	28	0	18	3	281	6	121	0	6	1
平成21年度	469	11	33	1	19	3	288	6	124	0	5	1

資料：保健福祉課

● 老年人口及びねたきり・ひとり暮らし老人の推移

各年4月1日現在 単位：人／世帯

年次	総人口 (人)	老年人口(人)				ひとり 暮らし老人 (65歳以上)
		総数	65～69歳	70歳以上	総人口に 占める割合 (%)	
平成18年	17,222	4,762	1,077	3,685	27.5	252
平成19年	16,984	4,780	1,039	3,741	28.1	249
平成20年	16,742	4,827	1,053	3,774	28.8	264
平成21年	16,496	4,834	1,079	3,755	29.3	275
平成22年	16,275	4,822	1,069	3,753	29.6	277

資料：保健福祉課

● 介護保険・要介護認定者数の推移

単位：人

年次	被保険者数	認定率(%)	要支援		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
平成17年度	4,747	11.3	52		172	91	70	87	66	538
平成18年度	4,767	12.1	50		181	93	89	100	66	579
年次	被保険者数	認定率(%)	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
平成19年度	4,818	12.5	36	52	148	91	110	89	77	603
平成20年度	4,823	12.4	46	61	125	100	108	84	73	597
平成21年度	4,817	12.9	55	50	137	102	106	87	85	622

資料：保健福祉課

● 国民健康保険の状況 ①被保険者、受診件数、医療費

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
被保険者数(人)(平均)	9,064	8,830	8,648	6,593	6,543
国保加入率(%)	52.60	51.99	51.65	39.97	40.20
受診件数(件)	118,920	113,490	111,133	70,311	70,440
退職者等	12,012	12,850	14,276	3,642	2,411
老人保健	47,853	43,086	40,483	—	—
一般その他	59,055	57,554	56,374	66,669	68,029
医療費(千円)	2,646,167	2,679,382	2,664,624	1,456,189	1,553,917
退職者等	214,190	241,745	253,827	68,838	60,240
老人保健	1,217,655	1,209,694	1,189,070	—	—
一般その他	1,214,322	1,227,943	1,221,727	1,387,351	1,493,677
一人当たり費用額(円)	291,943	303,441	308,120	220,869	237,493
退職者等	316,381	332,524	320,894	305,947	356,450
老人保健	578,733	612,814	632,148	—	—
一般その他	193,271	200,350	204,439	217,863	234,339

資料：国民健康保険事業年報



● 国民健康保険の状況 ②高額療養費

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
件 数 (件)		1,240	1,327	1,606	1,742	1,938
高額療養費 (円)		108,080,142	120,204,835	109,828,766	119,487,753	137,593,748
退職者 被保険者分	件 数(件)	170	193	239	73	42
	高額療養費 (円)	9,393,428	15,912,393	10,903,196	4,480,344	6,109,420
一般その他	件 数(件)	1,070	1,134	1,367	1,669	1,896
	高額療養費 (円)	98,686,714	104,292,442	98,925,570	115,007,409	131,484,328

資料：国民健康保険事業年報

● 拠出制国民年金被保険者の推移

単位：人

年 次	被保険者数 (A)	第1号加入 (B)	任意加入	第3号加入	適用率 B/A (%)
平成18年度	4,663	3,743	19	901	80.3
平成19年度	4,482	3,567	20	895	79.6
平成20年度	4,401	3,512	31	858	79.8
平成21年度	4,255	3,384	26	845	79.5

資料：国民年金事業年報

● 被保護世帯・人員の推移

単位：世帯、人

年 次	被保護世帯・ 人員総数		生活扶助		住宅扶助		教育扶助		医療扶助	
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
平成18年	60	74	43	57	22	26	0	0	50	61
平成19年	60	73	45	59	19	23	0	0	51	62
平成20年	62	77	44	59	20	23	0	0	54	66
平成21年	66	81	47	62	23	28	0	0	60	71
平成22年	72	88	53	68	28	31	0	0	66	78

平成22年は9月平均

資料：保健福祉課





## ■基本方針

休日保育や病後時保育等を検討し、多様なニーズに対応できる保育サービスを拡充するとともに、子育て支援環境を充実させるため、\*<sup>1</sup>幼保一元化の実現を目指します。また、学童保育については、各小学校単位での実施を検討します。

中学生までの医療費助成制度を継続し、経済的支援や少子化対策に努めます。

障害者が地域で安心して暮らせるよう、適切な福祉サービスの提供と社会参加の促進に努めます。

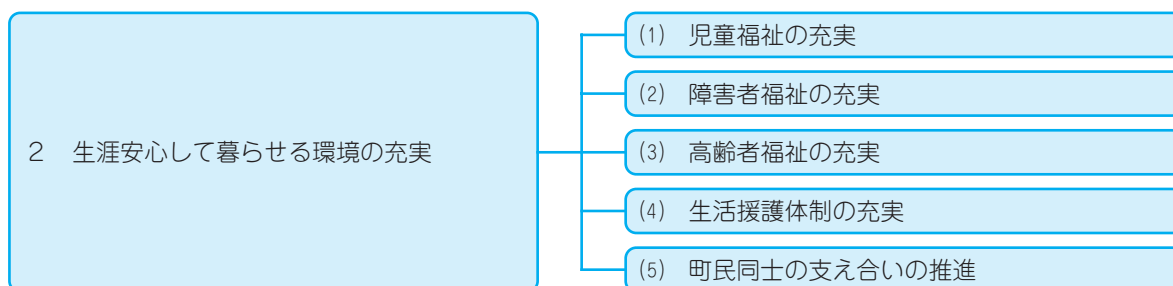
介護保険制度と福祉サービスの連携を図り、元気な高齢者に対する介護予防と福祉サービスの充実を図ります。

経済的に不安定な方に対する相談体制を強化し、経済的自立と生活意欲の助長を促します。

国民健康保険制度や国民年金制度、後期高齢者医療制度に対する理解を深めるため、制度の周知を図ります。

ボランティア団体や市民の協力を得て、地域に密着した福祉施策の充実に努めます。自助、共助、公助の考え方を普及し、市民同士の助け合いを促進します。

## ■施策の体系



## ■施策の内容

### (1) 児童福祉の充実 .....

休日保育や\*<sup>2</sup>病後児保育等、多様な保育サービスの提供を検討するとともに、一時保育等ニーズの高い保育サービスの拡充を推進します。

学童保育を全小学校で実施できる体制づくりを推進します。

少子化や保育ニーズの多様化など社会情勢の変化に対応するため、幼保一元化の実現に向けて検討します。

医療費助成制度の継続を図ります。

### (2) 障害者福祉の充実 .....

障害者計画や障害福祉計画に基づき自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、福祉サービスの提供に努めます。

保健福祉センターを中心とした相談・指導・訓練体制の強化や地域での交流活動を促

\*<sup>1</sup> 幼保一元化 就学前の教育と保育を一体として捉え、一貫して提供する新たな枠組み。就業前の子どもに幼児教育・保育を提供するとともに、地域における子育て支援も行う。

\*<sup>2</sup> 病後児保育 児童が病気の回復期にあって集団保育が困難な期間、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行う保育サービス。

進し、障害者の社会参加を支援します。

**(3) 高齢者福祉の充実** .....

介護保険事業の健全運営と適切なサービス提供に努めるとともに、要介護の状態にならないよう介護予防を強化します。また、高齢者の生きがいづくりや多世代交流を促進するため、就労の場や拠点施設の設置を推進するとともに、適切な介護施設等の整備を促進します。

一人暮らしや高齢者のみの世帯の増加に対応するため、介護保険を利用していない高齢者への日常生活の支援等、住み慣れた地域で生活できるように在宅高齢者福祉サービスの充実を図ります。

**(4) 生活援護体制の充実** .....

民生委員児童委員や関係機関等と連携して経済的に不安定な方の生活実態を把握し、実情に即した適正な援護を推進します。また、自立と生活意欲を助長するため、生活相談・生活指導の充実を促進します。

国民健康保険制度や国民年金制度、後期高齢者医療制度に対する理解を深めるため、広報紙や町ホームページでの制度の周知を図ります。

**(5) 町民同士の支え合いの推進** .....

高齢者等の生活を地域で支えていくため、町民同士の支え合い・助け合いの指針となる地域福祉計画の策定を検討します。

地域福祉を担う体制を強化するため、多古町社会福祉協議会の機能の拡充や町、県との連携強化を推進します。

福祉に対する意識を高めるため、学校教育や生涯学習の中で福祉に関する教育を推進するとともに、広報紙等により意識啓発を図ります。

**成果指標**

指 標 名	設定の理由・考え方	現 状 値	目 標 値
認可保育所入所者数	認可保育所の入所者数を増加させる。	196人	270人
家庭的保育事業サービス利用者数	保育サービス利用者を増加させる。	0人	15人
病時・病後時保育事業、休日保育事業実施施設数	病時・病後時保育サービス、休日保育サービスの充実を図る。	0箇所	1箇所
放課後児童健全育成事業実施施設数	学童保育サービスの拡充を図る。	2箇所	5箇所
要介護認定率	介護予防事業等により、認定率の上昇を抑える。	13.0%	15.0%
介護予防事業への参加者数	高齢者の生活改善を推進する。	40人	150人
国民健康保険税収納率	収納率の向上により、制度の維持を確保する。	88.7%	92.0%

## ■ 町民が参加できること

- 家庭で子どもと対話するなど、子どもとの時間を増やします。
- 家庭で対応できない作業等については、\*シルバー人材センターを活用します。
- 元気な高齢者はシルバー人材センターに登録します。
- 日常行われている地域の助け合い活動に積極的に参加します。
- 要介護者とならないよう、日頃から身体を動かすことを心がけます。
- 年金制度など社会保障制度への関心を深めます。
- 子育て支援サービスを有効に活用し、ゆとりある生活環境の充実に努めます。



\*シルバー人材センター 定年退職者などの高齢者に、そのライフスタイルに合わせた就業を提供し、健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上のために設置された公益法人。

### 3. 暮らしの安全の確保

#### ■ 現況と課題

本町の地形は急傾斜地が多く、豪雨時の土砂崩れを防ぐため急傾斜地崩壊対策事業等を実施していますが、道路の舗装化が進んだことや近年の異常気象による集中豪雨の多発により、民家が密集しているところでは道路の冠水が発生しています。特に市街地周辺では住宅の浸水被害にまで及ぶこともあり、河川改修や都市基盤整備による水害に強いまちづくりが求められています。

災害に備える体制を充実するため、多古町地域防災計画に基づき防災備品、防災行政無線の整備を実施しています。今後は、異常気象に対応した体制づくりや町全体の防災体制を強化していくことが課題です。

火災に備えるため、消防施設の整備や車両・装備の高度化を実施しているほか、防火水槽の整備を行っています。消防団では、若い世代の減少による団員の高年齢化が進んでおり、団員の確保が課題です。

防犯体制を強化するため、多古町青少年健全育成パイロット事業連絡協議会により、通学時間帯の見守り活動や青色回転灯車による町内パトロールを実施しているほか、自主防犯組織による防犯活動を実施しています。今後は、官民連携した取り組みを継続し、犯罪の発生しにくい環境づくりが課題です。

交通事故を防止するため、多古町交通安全計画に基づき関係機関と連携し、交通安全対策や交通安全運動を実施しています。また、交通事故の多発している道路については安全施設を整備しています。交通事故発生件数、死傷者数とも減少傾向にありますが、近年、県内では高齢者の交通死亡事故の割合が高い傾向にあることを踏まえながら、交通事故の防止に効果的かつ効率的に取り組むことが課題です。

消費者トラブルについては、新たな手口によるトラブルが次々に発生し、周知が徹底しにくい状況です。また、携帯電話やインターネットを介したトラブルが増加しており、被害の対象は幅広い年代に及んでいます。町民がこうしたトラブルにあわないよう、啓発活動を強化することが課題です。



● 広域避難場所一覧

名 称	避 難 地 区
多古第三小学校跡地	牛尾・船越・島の一部
多古工業団地管理棟	水戸・工業団地
多古第一小学校	高野前・豊田・田町・林（五反田）・切通・広沼・染井の一部・本町の一部・島の一部・居射
多古中学校	井戸山・台作・高根・飯新町
多古第二小学校	間倉・飯笹・喜多・五辻
多古第二小学校一畝田校舎跡地	一畝田
十余三小学校跡地	出沼の一部・十余三・御料地
興新小学校跡地	高津原
久賀小学校跡地	谷三倉・次浦・西古内・本三倉
常磐小学校	坂・南玉造・柏熊・塙・方田・宮本・川島
中村小学校	北中東部・北中西部・坂並・南中第一・南中第二・南借当・南並木
久賀小学校	大門・檜木・出沼の一部・大穴
県立多古高等学校	大原内・新町・堀之尻・染井の一部・本町の一部・仲町

資料：地域防災計画

● 火災発生件数などの推移

年 次	火災発生件数（件）									り災世帯（世帯）	り災人員（人）	負傷者（人）	死者（人）	焼失面積（㎡）			損害額（千円）
	建 物 火 災				建物以外の火災				総 数					建 物	林 野	その他	
	全 焼	半 焼	部分 焼	小 計	車 両	林 野	その他	小 計									
平成17年	4	0	2	6	3	2	3	8	14	5	17	0	0	573	800	2,370	92,737
平成18年	2	0	1	3	1	0	1	2	5	5	17	0	1	594	0	668	80,663
平成19年	4	0	2	6	2	2	0	4	10	4	12	2	0	2,044	1,400	0	82,657
平成20年	5	0	1	6	2	1	3	6	12	4	11	0	4	496	200	68,150	25,170
平成21年	0	1	5	6	0	2	1	3	9	3	10	1	0	27	7,700	0	555

資料：香取広域市町村圏事務組合

● 出火原因別火災件数の推移

単位：件

年 次	コンロ・炉・ストーブ	タバコ	焚火	電気関係	放火	その他	計
平成17年	2	1	5	2	0	4	14
平成18年	0	2	0	0	0	3	5
平成19年	1	0	2	2	0	5	10
平成20年	0	0	1	1	0	10	12
平成21年	1	0	4	0	0	1	6

資料：香取広域市町村圏事務組合



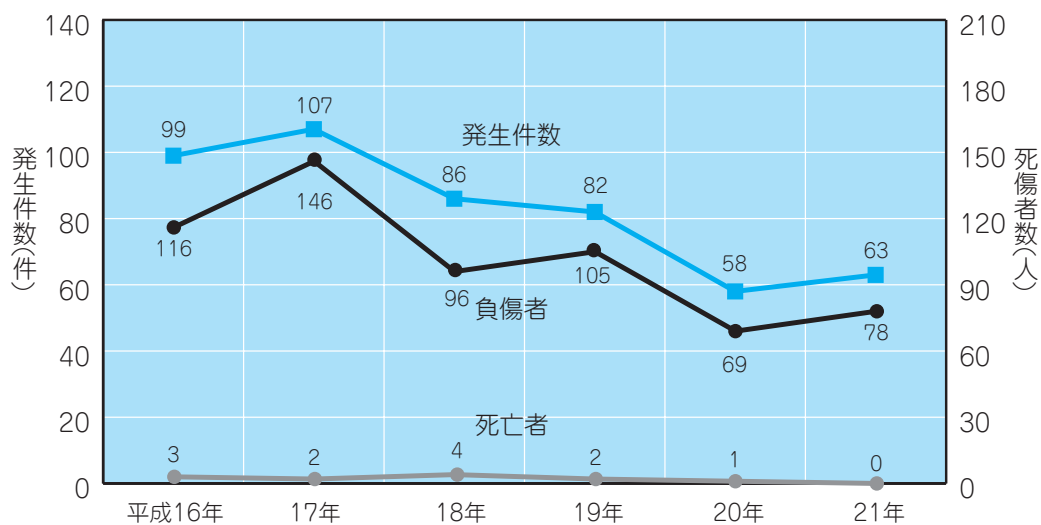
● 刑法犯罪発生件数の推移

単位：件

年次	凶悪犯	窃盗犯	風俗犯	知能犯	粗暴犯	その他	計
平成17年	1	93	1	6	7	27	135
平成18年	1	111	1	4	4	19	140
平成19年	1	125	0	3	5	18	152
平成20年	1	114	3	5	6	10	139
平成21年	1	103	1	4	6	15	130

資料：千葉県警犯罪統計

● 交通事故発生状況の推移



資料：香取警察署多古幹部交番

■ 基本方針

水害や土砂災害、地震災害等の自然災害に対して、その発生予防と発生時の被害を極力少なくするため、町民の防災意識の高揚等を含めた災害に強いまちづくりに努めていきます。

火災の発生を予防し、火災発生時の人命救助、消火を迅速に行うことの出来る消防体制の充実に努めていきます。

犯罪の発生を防止するため、防犯意識の向上や地域住民による犯罪を防止する活動を強化し、犯罪の発生しにくい環境づくりに努めます。

交通安全運動の実施や交通安全意識の啓発を推進し、交通事故を未然に防ぎます。また、高齢者の交通事故の撲滅を目指します。

消費生活に関する正しい知識や情報を提供するとともに、関係機関と連携して相談体制の充実に努めます。



## ■ 施策の体系



## ■ 施策の内容

### (1) 治山・治水対策などの推進 ……………

急傾斜地の崩壊による土砂災害を未然に防止するため、崩壊防止対策工事について関係機関へ要請します。また、水害等の災害防止のため、関係機関と連携して道路側溝や流末排水路の整備を推進するとともに、河川管理者に対して河川改修を要請します。

### (2) 災害対策の確立 ……………

\*地震ハザードマップや要援護者避難支援プランを作成し、防災意識の高揚を図ります。また、耐震改修促進計画に基づき耐震化を促進するとともに、災害に対する各戸での備えを啓発します。

災害発生時において効率的な情報伝達を行うため、防災行政無線の戸別受信機の整備を推進し、要援護者の把握や地域の自主防災活動を促進します。

地域の自主的な防災組織の育成を支援するとともに、周辺市町との連携体制の強化を推進し、重大災害に備えます。

### (3) 消防体制の充実 ……………

防火訓練や防火運動等の意識啓発活動を通じて、防火に対する意識を高め、自主的な防火活動を育成するとともに、町民と行政が協力して火災予防を推進していきます。

火災の多様化等に対応するため、車両や装備の高度化、防火水槽の整備等を推進し、災害時に迅速に対応できる体制を強化します。

非常備消防設備の整備と消防団員の確保に努め、地域の実情にあわせた消防団組織を確立し、地域消防力を維持、継続します。

### (4) 防犯対策の推進 ……………

広報紙や防災行政無線等を活用して、防犯意識の啓発を推進します。

防犯体制の充実を図るため、自主防犯組織を支援し、警察や防犯指導員、小・中学校等と連携した防犯組織の確立を促進します。

犯罪の発生しにくい環境を整備していくため、防犯灯等の防犯施設の整備、改善を推進します。

※地震ハザードマップ 過去の経験に基づいて被害を予測し、住民が安全に避難できるように、予想される被害の範囲や被害の程度、避難場所、避難経路や避難方法などを地図上に示したものの。

(5) 交通安全対策の推進 .....

歩行者の安全確保や自動車交通の円滑化を図るため、多古町交通安全計画に基づき安全施設の整備を行うとともに、関係機関に対して歩道や信号機の設置を要望します。

交通事故を未然に防止するため、児童・生徒や高齢者を対象とした交通安全教室を実施します。

(6) 消費者の自立 .....

消費者トラブルを未然に防ぐため、広報・啓発活動を継続して実施します。また、関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

■ 成果指標

指 標 名	設定の理由・考え方	現 状 値	目 標 値
自主防災組織数	地域の防災力を強化する。	20団体	25団体
火災発生件数	火災発生を抑制する。	9件	前年より減少
犯罪発生件数	犯罪を起こさせない地域づくりを目指す。	130件	前年より減少
交通事故発生件数	交通事故発生を抑制する。	63件	前年より減少

■ 町民が参加できること

- 消防団や自主防災組織の必要性を再認識し、防災活動に協力します。
- 避難場所や避難経路を覚えるとともに、非常時のための食糧等を確保します。
- 日頃から防犯や交通安全に関心を持ちます。
- 子どもたちの通学時の見守りに協力します。



## 第3節 ともに学び文化を育むまちづくり

### 1. 教育環境の充実

#### ■ 現況と課題

本町には町立幼稚園が4園あり、町内全域から通園が可能になっています。多古幼稚園では、平成20年度から預かり保育を、平成22年度からは複数年保育を本格実施し、園児数は増加しましたが、他の園では定員を大幅に下回っています。指導方法の充実や教職員の資質向上など、教育の質を高めるとともに、園児数の減少と保育ニーズの変化を踏まえ、就学前教育と保育を一体的に捉えた体制づくりが課題です。

本町には小学校が5校と中学校が1校、県立と私立の高等学校が各1校あります。少子化を反映して児童・生徒数は年々減少傾向にありますが、地域の様々な職種の方を講師とした学習や地域における職場体験、小・中学校、高等学校の交流など、多古町らしい教育を進めています。また、地域の行事等に積極的に参加し、地域住民との交流を推進しています。

今後は、小・中学校、高等学校の連携を強化し、地域に根ざした特色ある教育をさらに推進するとともに、子どもたちが町の歴史や文化に触れる機会を増やし、町への愛着を深めることが課題です。

#### ● 幼稚園への就園状況

単位：人 各年5月1日現在

年次	町内幼稚園	町内・外 保育園	その他	4・5歳児 計
平成17年	152	96	22	270
平成18年	126	103	24	253
平成19年	113	84	30	227
平成20年	101	73	23	197
平成21年	86	63	18	167
平成22年	96	70	11	177

資料：教育課

#### ● 小・中学校の学級数、児童・生徒数の推移

各年5月1日現在

年次	小学校の状況				中学校の状況		
	入学者数 (人)	学級数	児童数 (人)	教員数 (人)	学級数	生徒数 (人)	教員数 (人)
平成18年	141	49	911	115	16	505	32
平成19年	131	49	883	76	17	497	32
平成20年	117	48	840	73	17	467	32
平成21年	112	47	781	70	17	483	31
平成22年	93	45	717	71	17	472	32

資料：学校基本調査

●多古高等学校の学級数、生徒数の推移

各年5月1日現在

年次	学級数	生徒数 (人)	教員数 (人)
平成18年	12	475	35
平成19年	12	456	36
平成20年	12	458	34
平成21年	12	464	34
平成22年	12	474	36

資料：学校基本調査

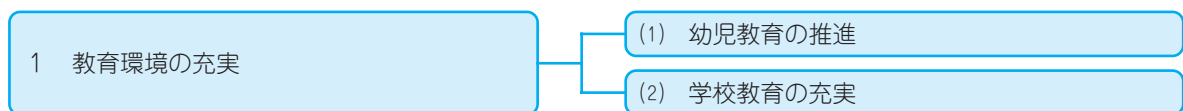
■基本方針

すべての幼児がその成長・発育の段階に即した適切な教育を受けることができるよう、家庭教育と幼稚園教育の充実に努めます。

社会環境の変化に対応した、就学前教育と保育を一体的に実施する幼保一元化を推進します。

小・中学校と高等学校の連携など、地域に根ざした特色ある教育の推進や新たな教育課題に対応した指導体制の強化を図り、地域の教育環境の充実に努めます。

■施策の体系



■施策の内容

(1) 幼児教育の推進

家庭と幼稚園の連携を強化するとともに、幼稚園において、子育てに関する相談体制の充実に努めます。

幼児教育や保育へのニーズに対応するため、各園の教職員の連携を密にし、職員の資質の向上を図ります。また、小学校教育と連続性を持った教育を行うため、保育所・幼稚園・小学校の交流活動を推進します。

多様化する子育てニーズに対応するため、幼稚園の一部統合をはじめとして、就学前教育と保育を一体的に提供する幼保一元化を推進します。

(2) 学校教育の充実

地域の自然や歴史を活かし、地域住民の協力のもと、キャリア教育を中心とした特色ある教育を実践します。また、開かれた学校づくりを推進し、地域の行事等への児童・生徒の参加により、地域住民との交流の強化や郷土愛の醸成につなげます。

食育や国際理解教育、情報通信技術（ICT）を活用した情報教育等を推進し、社会の変化に対応した教育の充実に努めます。また、小・中学校、高等学校の連携した\*異

\*異校種間交流 小学校、中学校、高等学校など種類の異なる学校間の交流のこと。

校種間交流を推進し、年齢の違う児童・生徒の社会性や助け合いの心の育成、教員間の指導技術の向上など、教育効果を高めます。

不登校児童・生徒に対しては、教育支援センターを通して学校生活への復帰に向けた確かな支援を行います。また、特別な支援を必要とする児童・生徒に対する教育・相談体制の充実を図ります。

情報化、国際化への対応、複雑化する児童・生徒の心の問題など、新たな教育課題を解決するため、教職員の研修を充実し、指導体制の強化を図ります。

スクールバスの運行を継続し、児童の登下校の安全を確保します。また、就学児童の減少に対応した教育施設のあり方を検討します。

大学等の高等教育機関への進学を支援するため、奨学金制度など各種支援制度の情報提供と進学に係る経済的負担を軽減する育英制度の充実を図ります。

## ■ 成果指標

指 標 名	設定の理由・考え方	現 状 値	目 標 値
キャリア教育協力企業・団体の数	地域に密着した教育を推進するための職場体験受入れ企業・団体を確保する。	35団体	50団体

## ■ 町民が参加できること

- 家庭で子どもとの対話を増やします。
- 学校教育に関する理解と関心を深め、開かれた学校づくりの推進に協力します。
- 学校や幼稚園の教育方針や教育活動を理解し、参加、支援します。
- キャリア教育の推進に協力します。
- 多古高等学校が実施する地域連携活動に参加、協力します。





## 2. 生涯を通じた学びの場づくり

### ■ 現況と課題

本町では、コミュニティプラザや公民館において各種講座・教室が開催されており、それらを通じて発足した自主サークルや文化団体の活動が活発に行われているなど、自主的な活動が積極的に行われています。しかし、参加者の大半は女性であることから、今後は、団塊世代の男性や若い世代のニーズに合った講座・教室を実施するなど、生涯学習活動の裾野の拡大が課題です。

図書館活動は、公民館の一室で行っています。毎年、計画的な書籍の購入を行い蔵書数を増やしていますが、読書スペースの不足や施設の老朽化等により利用者数、貸出数は横ばいとなっています。今後は、新たな図書館機能を持った施設整備を検討し、サービスを拡充することが課題です。

また、文化ホールは、文化団体やサークルが日ごろの活動成果を発表する場として中心的な役割を果たしています。主催事業として行っている各種の公演には、町民はもとより町外からも幅広い年代層の参加がみられますが、今後は、町民がより質の高い多様な芸術文化に触れることができるよう鑑賞機会を充実することが課題です。

本町には、寺社や長い歴史の中で受け継がれた文化財が多く存在しています。文化財審議会や町民からなる郷土史の会を中心に、これらの研究や保管が行われていますが、収蔵、展示する場は十分とはいえない状況です。今後は、文化財保存の体制強化を図り、本町の歴史や文化を正しく伝え、後世に残していくことが課題です。





●学級・講座の開設状況

平成22年度

名 称	定員(人)	対 象	学 習 内 容
ジュニア・カレッジ	36	小学4～6年	地域の方を講師に、様々な体験学習を実施
押し花教室	7	一般	自然の中にあるものをきれいな作品に仕上げる
健康ヨガ教室	20	一般	精神を統一し、独特の体操を学ぶ
ビーズ教室	15	高校生以上	人気のビーズアクセサリを手作りする
キッズ英語教室	40	5～7歳	外国人の先生による英会話教室
親子料理教室	15組	小学生親子	親子で仲良く料理作り
英会話教室	20	高校生以上	英会話の基礎を学ぶ
陶芸教室	20	中学生以上	オリジナルの茶碗や皿を作る
トールペイント教室	20	一般	筆と絵の具で木製品に絵を描く
生け花教室	20	高校生以上	和の雰囲気の花を生ける
手作り年賀状教室	20	一般	味わい深い年賀状の書き方を学ぶ
フラダンス教室	20	一般	フラダンスを基礎からやさしく学ぶ
日曜大工教室	18	一般	簡単なものからプロが親切に指導
エコクラフト教室	15	一般	エコクラフトテープ(紙バンド)でバッグを作る
ジュニアサッカー教室	50	小学生	サッカーを楽しみ、友達の輪を広げる
健康登山教室	60	一般	初心者向け、3時間程度の登山コース
ジュニアゴルフ教室	30	小学5・6年	プロ指導者のレッスンで、メキメキ上達
ゴルフ教室	30	中学生以上	初心者向け、クラブの握り方から教えます
ソフトテニス教室	30	小学3～6年、一般	軟式ボールを使って、基礎からレッスン
健康バドミントン教室	30	小学5年以上	バドミントンを楽しみながら、技術向上を図る
健康ハイキング教室	60	小学生親子・一般	3時間程度の初心者向けコースを歩く
健康卓球教室	50	小学4年以上	卓球の技術向上と健康増進を図る
健康ウォーキング教室	60	小学生親子・一般	無理せず、ゆっくりウォーキング

資料：教育課

●開館日数・蔵書冊数・利用者数の推移

年 次	開館日数(日)	蔵書冊数(冊)	年間貸出冊数(冊)	他館借受冊数(冊)
平成17年度	340	18,704	17,423	559
平成18年度	333	20,067	18,188	476
平成19年度	338	21,319	20,853	602
平成20年度	338	22,589	21,082	1,067
平成21年度	337	23,840	22,361	876

資料：教育課

●分野別図書室蔵書数

単位：冊 平成22年4月現在

区 分	総記	哲学	歴史	社会科学	自然科学	技術	産業	芸術	言語	文学	その他	計
総数	1,415	495	2,139	1,442	1,528	1,883	665	1,584	262	9,591	2,836	23,840
一般書	1,314	454	1,831	1,292	970	1,719	555	1,260	215	7,768	20	17,398
児童書	101	41	308	150	558	164	110	324	47	1,823	2,816	6,442

資料：教育課

● 芸術文化活動団体会員数推移

単位：人

名称	茶道	華道	写真	絵画	陶芸	短歌	俳句	民謡	詩吟	舞踊	園芸	コーラス	囲碁	将棋	書道	カラオケ	郷土史	ダンス	手芸	計
平成17年度	28	63	52	58	32	22	20	70	37	95	21	39	40	72	81	143	52	91		1,016
平成18年度	29	64	46	56	31	22	20	63	33	97	17	40	40	70	72	143	54	129		1,026
平成19年度	30	58	46	43	24	20	20	70	35	94	15	40	40	70	73	137	58	120		993
平成20年度	25	43	45	45	26	19	20	70	34	95	10	39	40	70	62	132	62	118		955
平成21年度	20	42	34	41	18	19	20	54	33	72	10	42	40	70	58	120	67	106	6	872

資料：多古町文化協会

● 多古町コミュニティプラザ利用状況

単位：件

年次	女性団体	社会教育関係	青少年関係	公共団体	学校関係	企業関係	その他各種団体	スポーツ団体	計
平成17年度	311	52	570	26	78	311	648	596	2,592
平成18年度	339	57	622	28	85	339	707	650	2,827
平成19年度	330	55	606	28	83	330	688	633	2,753
平成20年度	297	50	546	25	74	298	620	571	2,481
平成21年度	311	52	571	26	78	312	648	597	2,595

資料：教育課

● 文化ホール利用状況

単位：件

年次	自主事業	貸し館	学校関係	町行事関係	計
平成17年度	11	25	18	4	58
平成18年度	12	32	34	3	81
平成19年度	10	24	30	4	68
平成20年度	12	32	18	5	67
平成21年度	10	31	16	4	61

資料：教育課

● 指定文化財の状況

指定区分	名称	指定区分	名称
町指定	妙光寺鯉口	国登録	渋谷嘉助旧宅正門
	日本寺扁額		木内家住宅主屋
	千葉胤直の墓		木内家住宅旧蔵
	逆さ公孫樹		木内家住宅旧店舗
	牛尾の蛇祭り		
	松崎神社の木鼓	県指定	農村生活用具
	木食上人入定跡		多古のしいかご舞
	旧中村檀林		北条塚古墳
	能満寺鐘楼門		木造伝妙見菩薩倚像
	妙興寺鐘楼		しゃくし塚古墳
	妙興寺山門		多古台遺跡群No3地点5号墳出土遺物
	日本寺山門		塙台遺跡弥生再葬墓出土遺物
	日本寺鐘楼		
	竹林山妙光寺題目板碑		
栗山川流域遺跡群出土丸木舟			

資料：教育庁文化財課

## ■基本方針

生涯学習活動を拡充するため、推進体制の強化や人材の掘り起こし、育成を進めます。図書館活動は、施設の移転等に向けた検討を行い、サービスの充実を図ります。芸術に対する高い感性を養うため、芸術文化を鑑賞する機会の提供を行います。本町の持つ歴史や文化財の保存、継承に努めます。

## ■施策の体系

2 生涯を通じた学びの場づくり

(1) 生涯学習の充実

(2) 多古町文化の育成

## ■施策の内容

### (1) 生涯学習の充実

生涯学習活動の裾野を広げ、かつ内容の拡充を図るため、性別や年齢別等の市民のニーズを把握し、それらに対応した幅広い分野の学級・講座の開設を推進します。また、生涯学習に関する情報の提供を強化します。

生涯学習活動を支える体制と人員を確保するため、推進体制を強化するとともに、生涯学習ボランティアの拡充を促進します。

生涯学習活動の拠点となっているコミュニティプラザの有効利用をさらに進めるため、利用方法の多様化など、市民相互の交流の場としての活用を促進します。

公民館内に併設されている図書室の蔵書数やサービス内容の拡充、学習活動の展開等の機能強化の要望に対応するため、図書館の整備を検討します。また、市民の利便性向上のため、図書貸し出しに関する町外の図書館との連携強化と図書検索システムの運用の拡充を推進します。

### (2) 多古町文化の育成

芸術文化の振興を図るため、現在実施している公演を基本として、一般的に鑑賞する機会の少ない伝統芸能やクラシック音楽等も含め、多様な分野の公演を充実します。

生涯学習の推進や文化活動の発展を図るため、各種活動に要する経費について補助を行います。

コミュニティプラザや文化ホールを有効に活用するため、施設予約等の利用システムの改善を推進するとともに、文化ホールの運営能力を高めるための専門職員の配置を検討します。

多古町の歴史的な文化資源を後世に伝えていくため、文化財の整理・保存・活用を推進します。

訪問者の利便性を図り、町指定文化財の所在を明確にするため、回遊ルートの開設や案内板の設置・更新を行うとともに、ボランティアによる解説機会を増やすなど情報提供を強化します。

## ■ 成果指標

指 標 名	設定の理由・考え方	現 状 値	目 標 値
町民のコミュニティプラザ年間利用率	コミュニティプラザの利用頻度を高め、生涯学習活動を推進する。	99%	100%
歴史文化の伝承に関わるボランティア数	町民による歴史文化の伝承を強化する。	2人	4人

## ■ 町民が参加できること

- 多古町の文化や歴史を積極的に学びます。
- 自らが多古町の歴史や伝統に誇りを持ちます。



### 3. 地域における人材育成

#### ■ 現況と課題

本町では、生涯学習活動として歴史散歩を実施するなど、町民が町の歴史や文化に触れる機会を提供しています。また、子どもたちが町の歴史や文化を学習できるよう、学校教育副読本を作成しています。こうしたなか、郷土への関心が高いのは高齢者が中心であり、若年層は低い傾向にあります。本町の魅力を対外的に発信する力を高めるためにも、子どもから高齢者まで町民自らが町の歴史文化に親しみ、学び、再発見し、郷土愛を育むことが課題です。

青少年の育成においては、家庭教育学級を実施するほか、青少年相談員連絡協議会や子ども会育成連絡協議会による各種イベントの開催や各小学校単位でのコミュニティ活動を通して、子ども同士や大人とのコミュニケーションづくりを促進しています。また、平成19年度から国際交流事業として多古中学校生徒のニュージーランドへの派遣と現地生徒の受け入れを実施しており、子どもたちに多様な体験機会を提供しています。地域の見守り活動については、警察や学校、協力者で構成する多古町青少年健全育成パイロット事業連絡協議会の活動として、通学時間帯の見守りや青色回転灯車による町内パトロールを実施していますが、活動の中心は児童・生徒の保護者で、継続して活動に携わるボランティアは十分とはいえない状況です。

本町では、「多古の子 町の子 みんなの子」というスローガンのもと、町全体で子どもたちを育成していこうとする考え方が定着していますが、引き続き、この取り組みを継続していくことが課題です。

#### ■ 基本方針

本町への興味や関心を高めるため、歴史的文化資源や森林、農地など町の魅力に触れる機会を増やすとともに、これらを広く発信し、郷土愛を醸成します。

「多古の子 町の子 みんなの子」というスローガンのもと、地域の子どもは地域全体で見守り、育てるという理念をもって、青少年健全育成を推進します。

#### ■ 施策の体系

3 地域における人材育成

(1) 郷土愛の育成

(2) 青少年の健全育成

## ■ 施策の内容

### (1) 郷土愛の育成 .....

生涯学習等において郷土の歴史文化を学習する場を充実するとともに、小・中学校向けにも学習する機会を提供するなど、町の歴史や文化に対する理解を深め、後世に伝えられる人材を育成します。また、町の歴史や文化への関心を高めるため、歴史・文化財マップの作成や町ホームページへの情報掲載等を推進します。

### (2) 青少年の健全育成 .....

青少年の健全育成の基本となる家庭教育を充実するため、小・中学校の家庭教育学級、幼児家庭教育学級、祖父母家庭教育学級等を推進します。

地域社会における青少年の健全育成を図るため、学区コミュニティ推進活動事業等の取り組みを推進するとともに、青少年活動を適切に支えるため青少年相談員連絡協議会と子ども会育成連絡協議会の連携をさらに強め、青少年の健全育成に向けた指導体制の強化を図ります。

青少年の活動機会を充実させるため、中学生の国際交流事業、多古っ子カレッジ事業等を推進します。

青少年を地域で見守るネットワークを構築するため、パイロット事業、学区コミュニティ事業等を推進し、学校・地域・行政の連携強化を図ります。

## ■ 成果指標

指 標 名	設定の理由・考え方	現 状 値	目 標 値
多古町の歴史を学ぶサークルや講座への参加者数	多古町について学ぶ町民を増やし、理解促進を図る。	61人	65人
家庭教育学級への参加者数	少子化が進むなか、家庭教育について学ぶ場を増やし、現状を維持する。	211人	211人
青少年の見守り活動に参加する町民の数	青少年健全育成ボランティアを確保し、地域の見守り活動を強化する。	84人	90人

## ■ 町民が参加できること

- 子どもたちの郷土愛を深める活動に参加し、協力します。
- 「多古の子 町の子 みんなの子」の意識を持って、地域の子どもたちを見守ります。



## 第4節 活気と賑わいのあるまちづくり

### 1. 農業の振興

#### ■ 現況と課題

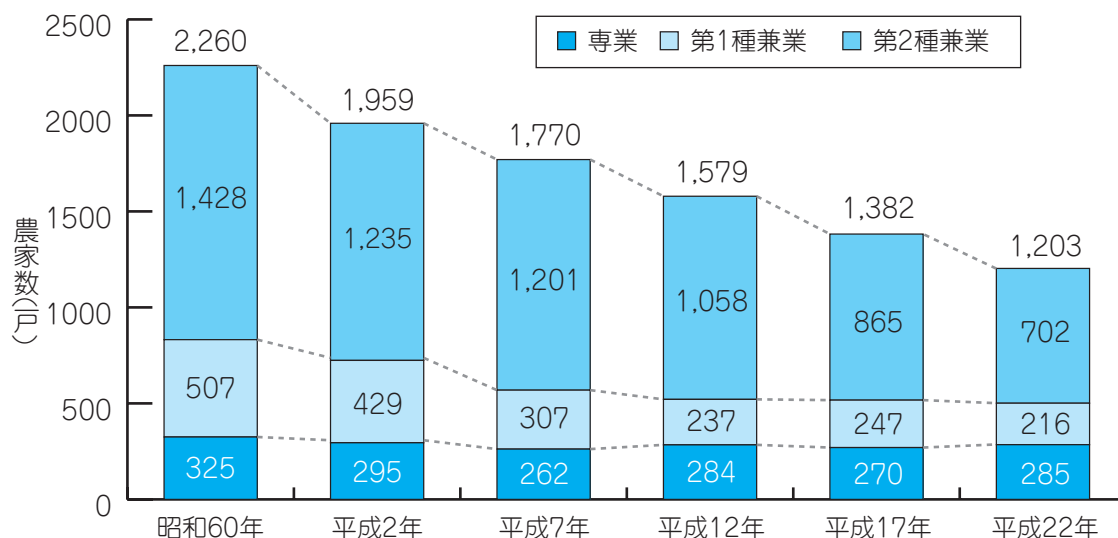
本町の基幹産業である農業は、ブランド米である「多古米」や全国第2位の生産高を誇る「やまと芋」を中心として多品種にわたる農作物が生産されているほか、養豚や酪農等も行われ、稲作、畑作、畜産のバランスのとれた構成となっています。

質の高い本町の農産物は農協を通じた出荷のほか、道の駅多古での直売やインターネット販売など販路が拡大しています。大消費地に近い立地を活かし、新鮮で質の高い農産物を安定的に供給するとともに、消費者の購買動向の把握や年間を通じた品揃えの充実などに努める必要があります。

比較的規模の大きい畑作農家や畜産農家では後継者がみられるものの、稲作については、小規模な兼業農家が主体となっているのが実情です。これらを踏まえながら、若者にとって魅力的な農業となるよう、農地の集約化や集落営農など生産体制を強化し、後継者を確保して行くことが課題です。また、体験型農業等の、農業を核としながら他の産業を融合させた新たな産業振興を推進し、町の活気を高めることも課題です。

#### ● 農家数の推移

単位：戸



資料：農林業センサス（2月1日現在）

※昭和60年は、自給的農家数を含む

● 経営耕地規模別農家数の推移

年次	30a未満		30～50a		50～100a		100～150a		150～200a		200a以上		総数	
	実数 (戸)	構成比 (%)	実数 (戸)	構成比 (%)	実数 (戸)	構成比 (%)	実数 (戸)	構成比 (%)	実数 (戸)	構成比 (%)	実数 (戸)	構成比 (%)	実数 (戸)	構成比 (%)
昭和60年	155	6.9	179	7.9	457	20.2	567	25.1	507	22.4	395	17.5	2,260	100.0
平成2年	17 (160)	0.9	186	9.5	444	22.6	509	26.0	401	20.5	402	20.5	1,959	100.0
平成7年	14 (139)	0.8	166	9.4	398	22.5	443	25.0	350	19.8	399	22.5	1,770	100.0
平成12年	15 (164)	1.0	139	8.8	398	25.2	374	23.7	277	17.5	376	23.8	1,579	100.0
平成17年	19 (197)	1.4	81	5.9	366	26.5	328	23.7	216	15.6	372	26.9	1,382	100.0

※30a未満の実数欄の( )内数字は、自給的農家数。

資料：農林業センサス（2月1日現在）

※平成2年調査より、自給的農家数を算出。総数には含まない。

■ 基本方針

首都圏への新鮮な農作物供給地としての機能を維持するため、生産環境や体制の整備を支援し、質の高い新鮮な農産物の安定的な生産を促進します。

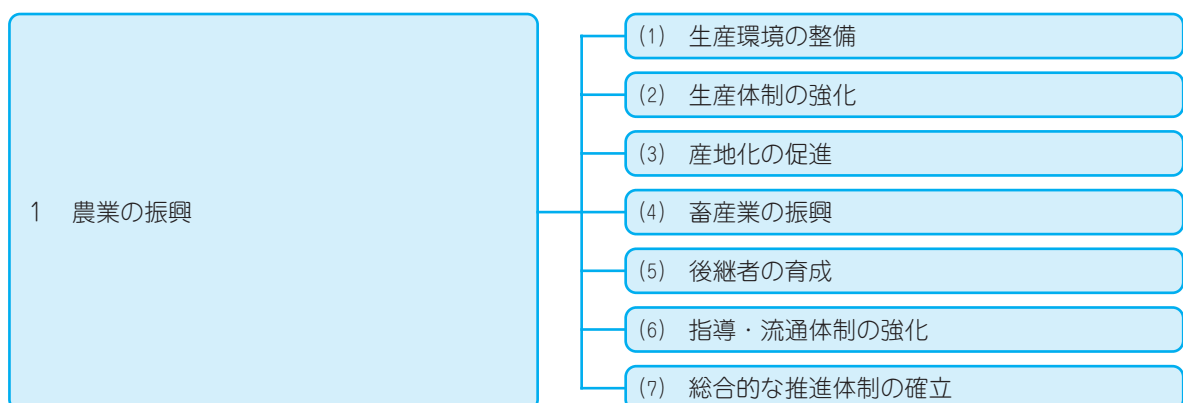
農地の集積や集落営農を促進し、耕作放棄地の解消や後継者の確保に努めます。

特産品の開発や消費者ニーズに合わせた生産を推進し、農産物の魅力を高めます。

農産物のPRと流通体制の強化を図り、販路拡大に努めます。

農業を核とした、地域に活気と賑わいをもたらす新しい産業振興を図ります。

■ 施策の体系



## ■ 施策の内容

- (1) 生産環境の整備 ……………  
\*水田の汎用化や農地の耕作条件を向上させるため、かんがい排水事業等を推進します。また、房総導水路排水機場の適正な更新・修繕を行い、機能維持を図ります。
- (2) 生産体制の強化 ……………  
集落営農に向けた取り組みを行う稲作や畑作農家に対して補助制度を実施するなど、農地の集約化や集落営農、農業経営の法人化を促進します。  
農業経営の近代化を推進するため、農業近代化資金や農業経営基盤強化資金に対し利子補給を行います。
- (3) 産地化の促進 ……………  
首都圏における新鮮な食料の産地としての知名度を向上させるため、消費者の需要に応じた質の高い農産物や地域の特色に応じた特産品の生産と、その特産品を生かした商品開発の取り組みに対する支援や機会の創出を促進します。
- (4) 畜産の振興 ……………  
良質な畜産物の供給と経営基盤の充実を図るため、生産環境の整備と衛生対策の強化を促進します。
- (5) 後継者の育成 ……………  
農業後継者を育成するため、経営の安定化等による農業の魅力の向上を促進します。また、生産者と消費者との交流事業・体験農業等を通じて新規就農者の育成を促進します。
- (6) 指導・流通体制の強化 ……………  
農業生産技術の向上と流通ルートの拡大を図るため、高度な技術の習得や経営能力の育成、道の駅をはじめとする直売施設やインターネットなどの通信販売による農産物販売等の消費者と直結した流通体制の充実を促進します。
- (7) 総合的な推進体制の確立 ……………  
農業振興に総合的に取り組むため、生産者や農業協同組合等と連携して、農業振興のための総合的な推進体制の確立を促進します。  
体験型農業による都市と農村との交流など、農業を核としながら地域産業と連携した新たな産業の振興を図ります。

※水田の汎用化 水田で畑作物を栽培できるよう、排水路や暗きよを整備して水はけをよくすること。

## ■ 成果指標

指 標 名	設定の理由・考え方	現 状 値	目 標 値
耕作放棄地の面積	耕作放棄地の増大を抑制し、生産体制の強化と環境保全を推進する。	145.7ha	145.7ha
農業生産法人数	農業の近代化と就農者の確保を図る。	13社	15社

## ■ 町民が参加できること

- ・ 地域で取れた農産物を積極的に購入し、地産地消を推進します。



## 2. 工業の振興

### ■ 現況と課題

昭和61年に操業開始した多古工業団地には、現在11企業が進出しており、成田国際空港に隣接する生産・流通拠点となっています。団地内の企業の多くは、20年にわたり継続して本町の雇用の拡大や町税の確保等に大きく貢献しています。

しかし、町内の工業団地はこの1か所だけで他に企業進出が進まないため、本町の大きな課題である就業の場の確保も難しい状況にあります。

今後、成田国際空港の離発着回数の増加や圏央道の（仮称）多古インターチェンジの設置が予定されているなど、多古町の企業立地条件がさらに高まることが想定されることから、これらを好機と捉え、土地利用の見直しと合わせて、企業が立地しやすい環境を整備することが課題です。

### ● 製造業の推移（産業中分類別）

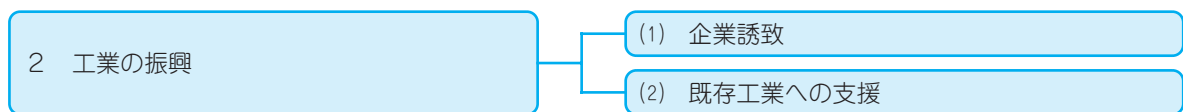
年次	事業所数					従業者数（人）					製造品出荷額等（万円）				
	H.16	H.17	H.18	H.19	H.20	H.16	H.17	H.18	H.19	H.20	H.16	H.17	H.18	H.19	H.20
総数	39	39	43	46	40	1,185	1,391	1,450	1,562	1,517	4,186,183	4,740,127	5,005,089	5,290,066	4,824,648
食料品	10	8	9	9	9	327	335	355	333	351	1,295,114	1,301,025	1,346,797	1,331,037	1,327,529
飲料・たばこ	-	-	1	1	1	-	-	6	6	7	-	-	X	X	X
衣服	-	-	1	1	1	-	-	8	10	10	-	-	X	X	X
木材・木製品	2	2	2	2	2	19	11	10	14	14	X	X	X	X	X
家具・装備品	2	2	2	2	1	9	9	9	9	6	X	X	X	X	X
紙・同加工品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
出版・印刷	2	4	4	5	3	20	172	151	179	106	X	462,043	655,101	693,564	293,317
化学	2	2	2	2	3	85	91	95	85	101	X	X	X	X	482,065
石油・石炭製品	1	1	1	1	-	6	6	6	6	-	X	X	X	X	-
ゴム製品	-	-	-	1	-	-	-	-	50	-	-	-	-	X	-
皮革製品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
窯業・土石製品	3	3	3	3	3	35	33	31	34	33	72,557	67,581	66,999	55,576	54,084
鉄鋼	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
非鉄金属	1	1	1	1	1	17	14	14	16	18	X	X	X	X	X
金属製品	5	6	6	6	5	358	433	477	507	574	1,674,275	1,897,590	1,812,096	1,799,032	1,860,808
一般機械	3	3	4	4	4	36	36	42	52	57	61,248	64,867	79,789	80,875	77,389
電気機械器具	1	1	1	1	1	62	61	71	65	71	X	X	X	X	X
情報通信機械	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電子・デバイス	-	1	1	1	1	-	16	15	13	17	-	X	X	X	X
輸送用機械器具	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
精密機械器具	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
プラスチック	5	4	4	5	4	165	170	156	179	148	366,596	391,241	398,167	419,510	430,438
その他	2	1	1	1	1	46	4	4	4	4	X	X	X	X	X

資料：工業統計調査（Xは秘匿、-はデータなし）

## ■基本方針

成田国際空港の機能拡大や圏央道の整備に合わせて、企業が立地しやすい環境整備を推進し、新たな企業の進出と、雇用の場の創出を促進します。  
また、現在の工業団地の生産環境の維持を図ります。

## ■施策の体系



## ■施策の内容

### (1) 企業誘致 .....

成田国際空港に隣接していることや圏央道の（仮称）多古インターチェンジの設置等を活かし、土地利用の見直しと合わせて交通網の整備や用地の確保を推進します。また、本町の立地条件をPRするとともに、進出企業への優遇措置を検討するなど、企業が立地しやすい環境整備を推進します。

### (2) 既存工業への支援 .....

多古工業団地内の環境保全や生産環境を維持するため、支援を行います。

## ■成果指標

指 標 名	設定の理由・考え方	現 状 値	目 標 値
製造品出荷額等	企業誘致を推進し、製造品出荷額等の増加を目指す。	4,824,648 万円	4,950,000 万円

## ■町民が参加できること

- 町内の企業立地に際しては、人材確保等に協力します。



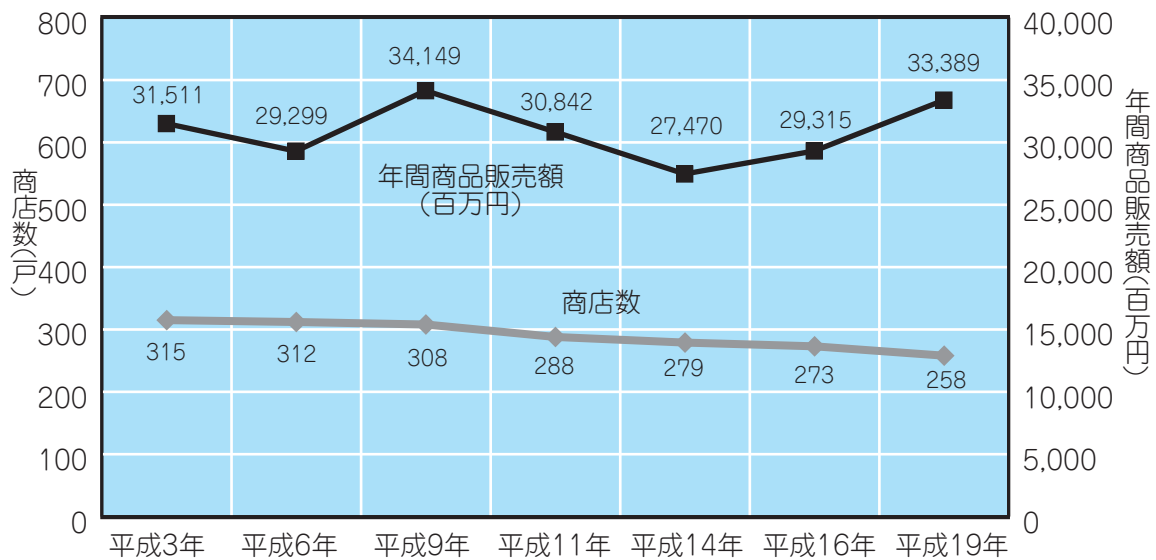
### 3. 商業の振興

#### ■ 現況と課題

本町は、中心市街地から幹線道路が放射状に延びた、古くから交通の要衝であり、商業拠点とも位置づけられていましたが、近年は、町内外の大型小売店へ買い物に行く町民が増加しています。中心商店街では、空き店舗を活用したギャラリーの開設やポイントカードの導入など、顧客の確保に努めていますが、経営者の高齢化等の影響もあり、閉店する店舗が増加しています。

高齢化が進むに連れて、身近な商店街は日常生活の買い物の場としてだけでなく、地域のコミュニケーションを活性化する場として期待されています。また、中心商店街には多古高等学校が隣接しており、高校生からも活性化が期待されています。今後は、社会の変化に対応しながら、地域資源を活かした商店街の活性化を促進し、地域全体の活力を高めていくことが課題です。

#### ● 卸売 ・ 小売商業の推移



資料：商業統計調査

#### ■ 基本方針

中心商店街活性化に向けた地元主導の取り組みに対して、関係団体と共同で支援します。

#### ■ 施策の体系

3 商業の振興

(1) 魅力ある商店街・拠点の形成

(2) 経営の安定化対策の推進

## ■ 施策の内容

### (1) 魅力ある商店街・拠点の形成 ……………

地域に根ざした商店街としていくため、イベントを開催するほか、多古高校生や地域住民との協働による空き店舗を活用した地域コミュニティの推進を図ります。また、景観形成の観点から中心商店街の町並み整備や道の駅多古から商店街へと人を呼び込み、賑わいを創出するような取り組みを支援します。

### (2) 経営の安定化対策の推進 ……………

消費者の多様なニーズへの対応や健全経営を支援するため、各種研修会等により経営者や後継者の育成を促進します。

商工会を中心とした関連団体との連携による相談・指導体制の強化や適切な情報提供等により商店経営を支援します。

## ■ 成果指標

指 標 名	設定の理由・考え方	現 状 値	目 標 値
ハミングカードポイント売上高	減少傾向にある商店街の消費に歯止めをかける。	3,930千円	3,930千円

## ■ 町民が参加できること

- 商店街が行うイベントなど活性化の取り組みに積極的に参加します。



## 4. 観光の振興

### ■ 現況と課題

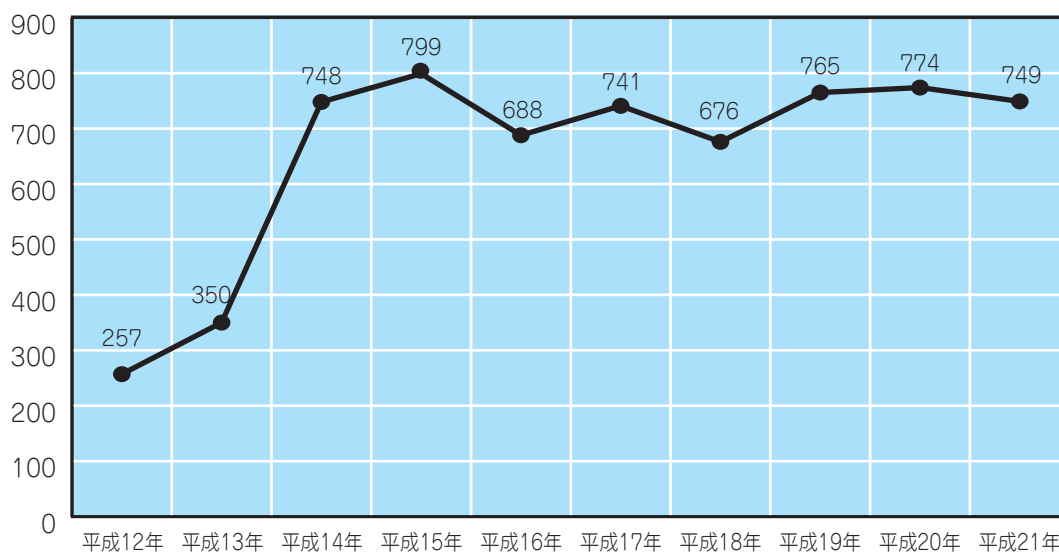
本町では、道の駅多古を中心に、栗山川沿いのあじさい遊歩道や四季の花が咲くあじさい公園周辺に町内外から多くの人々が訪れ、賑わいを見せています。

道の駅多古では町の特産物の販売が行われており、周辺の豊かな自然との相乗効果により、観光スポットとして定着してきました。本町は歴史的な文化資源にも恵まれており、寺社等への来訪者も増加しています。田植え体験や稲刈り体験ツアーなど町の魅力を活かした観光振興が行われています。また、千葉県フィルムコミッションなどと連携して、テレビコマーシャルやドラマなどの撮影を受け入れ、町の知名度の向上に努めており、町民にとっても町の魅力を再発見する機会となっています。

しかし、様々な地域資源を結びつける観光ルートがないことや駐車場が不足していることなど、来訪者の受け入れ態勢が十分とはいえない状況です。今後は、道の駅多古を拠点として町内の地域資源を巡る回遊ルートを設定するなど、観光振興を点から面へ広げることが必要となっています。また、新たなイベントの企画・運営や文化財の案内など、観光振興を担う人材の育成も課題です。

### ● 入り込み観光客数

単位：千人



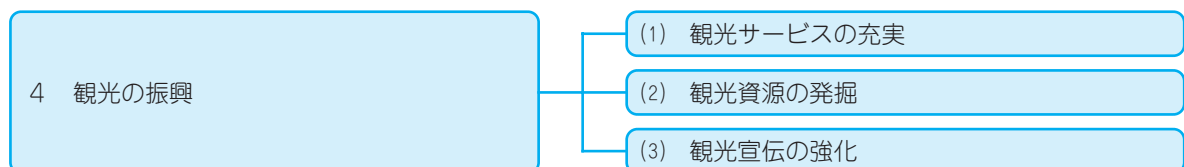
資料：観光入込調査

## ■基本方針

町民参加のもとに観光サービスの充実を図り、来訪者が再び訪れたいくなるようなサービスの提供に努めるとともに、多様な広報媒体を活用して町の魅力を発信し、来訪者の増加に努めます。

道の駅多古を観光拠点とし、町内の地域資源を観光振興に結びつけることにより、町全体の活性化を図ります。

## ■施策の体系



## ■施策の内容

### (1) 観光サービスの充実 .....

来訪者のニーズに適切に対応するため、観光サービスの充実を図ります。  
観光資源である歴史的・文化資源を案内する町民ボランティアの育成を推進します。

### (2) 観光資源の発掘 .....

観光地としての本町の魅力を高めるため、町内の観光資源を回遊するルートの設定を検討します。

道の駅多古について、観光振興の中心拠点として拡充を促進します。

体験型農業など、農業の持つ魅力を観光資源として活用し、本町の魅力を積極的に広めていきます。

### (3) 観光宣伝の強化 .....

町や商工会、道の駅多古のホームページで、観光情報を積極的に発信するほか、バスの車内や都内の駅構内において多古町をPRする広告を掲出します。

「あじさい祭り」や「いきいきフェスタ」などの観客参加型のイベントを開催します。

映画やテレビなどのロケーション撮影を受け入れ、多古町を全国的に発信します。

## ■ 成果指標

指 標 名	設定の理由・考え方	現 状 値	目 標 値
観光入込み客数	来訪者の増加により、町を活性化する。	748,963 人	765,000 人
道の駅多古の売上高	来訪者ニーズに対応した品揃えにより業績を上げ、魅力を高める。	723,500 千円	735,000 千円
多古町及び道の駅多古ホームページへのアクセス件数	多古町及び道の駅多古ホームページで情報を発信し、町への関心を高める。	160,833 件	200,000 件

## ■ 町民が参加できること

- 地域の魅力を再確認し、町民同士や来訪者に伝え、広めます。
- 町外からの来訪者に対しては、おもてなしの心を持って接します。



## 第5節 みんなで実現するまちづくり

### 1. 協働の基盤づくり

#### ■現況と課題

本町では、行政計画や施策の立案に際し、町民アンケート調査の実施や審議会・協議会を開催しているほか、懇談会やワークショップなど、町民が直接参加できる場の充実を図り、町民と行政の協働の基盤づくりを推進しています。また、町政情報の提供については、広報紙や町ホームページなどを通じて周知に努めています。

今後は、行政資料室の設置等を検討し、多様な手段で情報提供・情報開示を推進することが課題です。

NPO・ボランティア団体は、地域活性化やスポーツ・文化振興など様々な分野で活発に活動していますが、団体の育成支援や協働体制の確立が課題です。

本町は、集落単位で従来から行われている自治活動のほか、地区の清掃活動等が自発的に実施され、地域コミュニティ活動の定着した町です。しかし、すべての地区において高齢化が進んでいるため、地域を支える若い世代の確保・育成とコミュニティ活動に若い世代が参加しやすい仕組みを整えることが課題です。

男女共同参画については、啓発活動を行っているものの具体的な事業の実施に至っていないのが現状です。今後は、行政と町民の双方の男女共同参画に対する意識を高めるとともに、長期的な推進計画を策定して、計画的に推進していくことが課題です。

#### ●多古町ホームページアクセス数の推移

年次	年間訪問者	平均訪問者数／日	年間訪問数	平均訪問数／日
平成18年度	16,977	190.8	29,451	330.9
平成19年度	71,942	197.1	121,599	333.1
平成20年度	88,419	242.2	163,088	446.8
平成21年度	104,617	286.6	190,964	523.2
平成22年度	69,503	324.8	135,030	631.0

平成18年度は平成19年1月から3月までのアクセス数より算出

資料：企画財政課

平成22年度は10月までのアクセス数より算出

#### ■基本方針

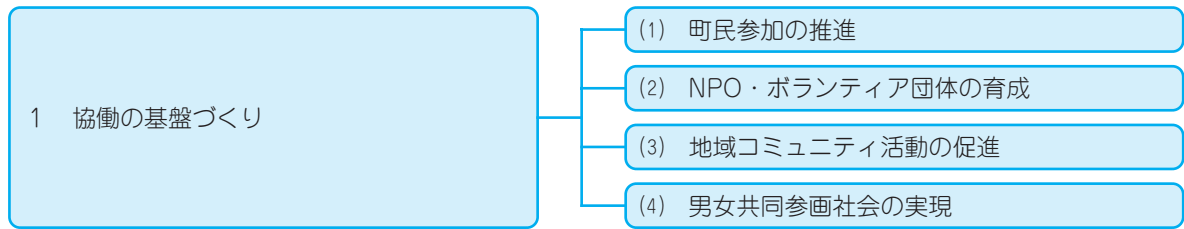
町民に町政について関心を持ってもらえるよう、町政に関する情報提供を充実します。また、町政への町民参加を推進し、町民と行政の協働体制を構築します。

地域コミュニティ活動を促進するとともに、NPOやボランティア団体の育成を支援し、地域の活性化を図ります。

男女共同参画に関する啓発活動を推進し、理解促進を図ります。また、男女共同参画計画の策定を検討し、推進体制を確立します。



## ■ 施策の体系



## ■ 施策の内容

- (1) 町民参加の推進 ……………  
 広報紙や町ホームページなど、多様な媒体を利用し、積極的に町政情報を発信します。各種審議会・委員会等による町政への町民参加の機会を拡充するとともに、町民参加に関する制度を検討し、参加機会の確保に努めます。
- (2) NPO・ボランティア団体の育成……………  
 NPO・ボランティア団体の育成を支援し、活動の場の提供に努めます。
- (3) 地域コミュニティ活動の促進 ……………  
 自治会活動や自発的な地域コミュニティ活動を円滑に行うことができるよう、地域住民相互の理解の浸透を促進するとともに、活動の場としての集会施設の整備を支援します。
- (4) 男女共同参画社会の実現 ……………  
 男女共同参画を推進する体制を整えるとともに、男女共同参画計画の策定を検討します。男女共同参画の理解促進を図るため、啓発活動を推進します。また、学校や地域において、男女共同参画について学習する機会の充実を図ります。  
 配偶者間等での暴力の被害者に対する相談窓口を設け、支援体制を整備します。

## ■ 成果指標

指 標 名	設定の理由・考え方	現 状 値	目 標 値
町民の意見を取り入れて進める事業数	町政への町民参加機会を拡充する。	11事業	15事業
各種会議・委員会等における女性委員の割合	男女共同参画を推進する。	7.1%	10.0%

## ■ 町民が参加できること

- 行政運営やまちづくり活動に関心を持ちます。
- より良い行政運営につながる意見を役場に伝えます。
- 職員と一緒に活動に積極的に参加します。
- 自治会活動や地域で行うコミュニティ活動に積極的に参加します。
- 男女共同参画について関心を持ち、正しく理解します。

## 2. 適切な行政執行体制の確立

### ■ 現況と課題

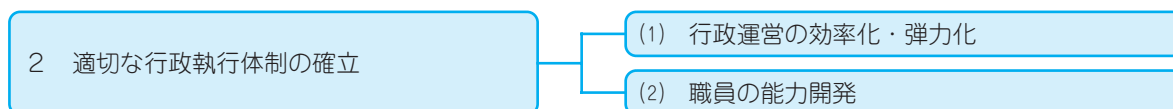
本町では、多様化、複雑化する行政需要に対応するため、行財政改革プランに基づき行政機構の見直しや事務事業の統合を実施したほか、電子化の推進により事務の効率化にも取り組んでいます。

しかし、新たな行政課題やさらに複雑化する行政需要に対して迅速な対応が難しくなっています。限られた人員で多様な行政課題に対応できるよう、職員の能力開発はもちろんのこと、職員一人ひとりの能力を最大限に引き出し、業績を向上させる人材育成型の人事評価制度の導入が求められています。

### ■ 基本方針

適正な規模の組織体制の確立や事務事業の効率化とともに、職員一人ひとりの意欲と能力の向上を図ります。

### ■ 施策の体系



### ■ 施策の内容

#### (1) 行政運営の効率化・弾力化 ……………

行政需要の多様化に対応するため、行政機構の適切な見直しや定員管理の適正化、多様な任用制度の運用を図ります。

#### (2) 職員の能力開発 ……………

職員の研修制度を体系化するなど計画的な能力開発を促進するとともに、人事評価制度に対する職員の習熟度を向上させ、評価結果の反映方法等を制度化します。

### ■ 成果指標

指 標 名	設定の理由・考え方	現 状 値	目 標 値
1年間に研修を受けた職員数	職員の能力開発を推進する。	44人	55人
町独自研修の実施数	職員の能力開発の場を拡充する。	3回	5回

### ■ 町民が参加できること

- ・窓口サービスの向上につながる意見を役場に伝えます。

### 3. 健全な財政運営の推進

#### ■ 現況と課題

本町の財政は、歳入、歳出ともに縮小傾向にあります。歳入については、町税が景気後退に伴って減収するとともに、地方交付税・地方譲与税も減収しており、今後、人口減少や高齢化が続くことが予想されるため、町税をはじめとする歳入の低迷が懸念されます。一方、歳出については、人件費削減や地方債の償還が終了したこと、建設事業が縮小したことにより、義務的経費、投資的経費ともに減少していますが、扶助費は年々増加傾向にあり、財政の硬直化を招いています。さらに、社会基盤の整備や少子高齢化対策など、町民が暮らしやすいまちづくりに必要な財政需要は増加すると予想されます。

今後は、安定的に財源を確保し、合理的で効率的な財源配分に努めるとともに、町民により分かりやすく財政状況を公開していくことが課題です。

#### ● 歳入・歳出の状況 ① 歳入

単位：百万円

区 分	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	決算額	構成比 (%)	決算額	構成比 (%)	決算額	構成比 (%)	決算額	構成比 (%)	決算額	構成比 (%)
地 方 税	2,202	34.9	2,143	38.1	2,197	39.6	2,143	37.7	2,053	31.7
地方譲与税等	586	9.3	624	11.1	466	8.4	435	7.7	420	6.5
地方交付税	1,361	21.5	1,112	19.8	1,172	21.1	1,329	23.4	1,563	24.2
(一般財源計)	4,149	65.7	3,879	69.0	3,835	69.1	3,907	68.8	4,036	62.4
分担金・負担金	110	1.7	114	2.0	98	1.8	89	1.6	84	1.3
使用料・手数料	87	1.4	84	1.5	73	1.3	68	1.2	72	1.1
国庫支出金	215	3.4	169	3.0	198	3.6	296	5.2	825	12.8
県支出金	184	2.9	196	3.5	187	3.4	205	3.6	215	3.3
財産収入	266	4.2	10	0.2	12	0.2	16	0.3	14	0.2
寄附金	95	1.5	0	0.0	2	0.0	1	0.0	1	0.0
繰入金	48	0.8	51	0.9	326	5.9	58	1.0	59	0.9
繰越金	474	7.5	594	10.6	301	5.4	426	7.5	463	7.2
諸収入	287	4.5	283	5.0	321	5.8	341	6.0	357	5.5
地方債	402	6.4	240	4.3	197	3.5	271	4.8	342	5.3
合 計	6,317	100.0	5,620	100.0	5,550	100.0	5,678	100.0	6,468	100.0

資料：地方財政状況調査表

●歳入・歳出の状況 ②歳出

単位：百万円

区 分	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	決算額	構成比 (%)	決算額	構成比 (%)	決算額	構成比 (%)	決算額	構成比 (%)	決算額	構成比 (%)
人 件 費	1,353	23.6	1,301	24.5	1,291	25.2	1,207	23.1	1,215	20.3
職員給	897	15.7	882	16.6	863	16.8	783	15.0	764	12.8
物 件 費	832	14.5	813	15.3	813	15.9	739	14.2	761	12.7
維持補修費	91	1.6	91	1.7	110	2.1	134	2.6	125	2.1
扶 助 費	242	4.2	233	4.4	246	4.8	314	6.0	322	5.4
補 助 費 等	1,039	18.2	1,129	21.2	1,163	22.7	1,059	20.3	1,497	25.0
普通建設事業費	699	12.2	470	8.8	552	10.8	757	14.5	949	15.9
補助事業費	304	5.3	118	2.2	111	2.2	251	4.8	53	0.9
単独事業費	395	6.9	351	6.6	441	8.6	506	9.7	896	15.0
災害復旧事業費	10	0.2	7	0.1	20	0.4	0	0.0	1	0.0
公 債 費	515	9.0	422	7.9	380	7.4	367	7.0	345	5.8
積 立 費	426	7.4	330	6.2	4	0.1	45	0.9	160	2.7
出資・貸付金等	40	0.7	32	0.6	33	0.6	34	0.7	47	0.8
繰 出 金	476	8.3	491	9.2	511	10.0	560	10.7	556	9.3
合 計	5,723	100.0	5,319	100.0	5,123	100.0	5,216	100.0	5,978	100.0

資料：地方財政状況調査表

●財政指数の推移

単位：百万円

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
標準財政規模	3,912	3,928	4,016	4,038	4,156
標準税収入額等	2,657	2,920	2,773	2,669	2,452
財政力指数	0.612	0.649	0.661	0.666	0.626
経常収支比率(%)	79.4	87.0	92.6	89.4	85.7
公債費比率(%)	9.3	7.3	5.6	4.7	3.6

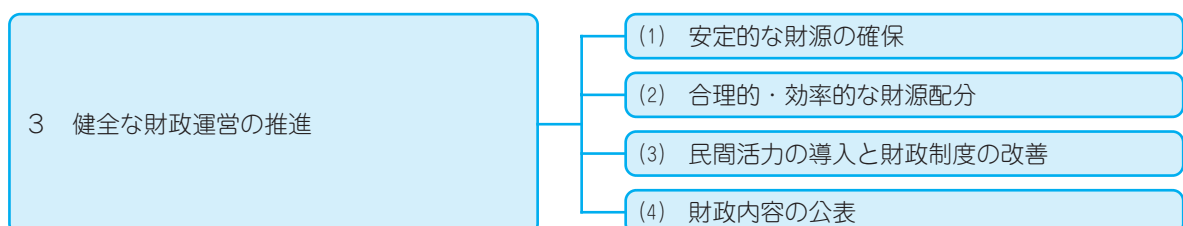
平成19年度以降の標準財政規模は、臨時財政対策債発行可能額を含む数値となります。

資料：企画財政課

■基本方針

健全な財政運営のため、安定的な財源の確保と優先順位を勘案した適正な財源配分に努めます。

■施策の体系



## ■ 施策の内容

- (1) 安定的な財源の確保 ……………  
税財源の確保を図るとともに、地方交付税等の適正配分の実現を国・県に要請していきます。
- (2) 合理的・効率的な財源配分 ……………  
社会・経済の動向を十分把握した上で、中長期的な展望に基づく財政計画を検討していきます。  
事業の費用対効果や優先順位に基づいた財源配分の実現に努めます。
- (3) 民間活力の導入と財政制度の改善 ……………  
公と民の役割分担を見直し、適正な民間活力の導入を推進していきます。
- (4) 財政内容の公表 ……………  
広報紙や町ホームページを活用し、町民に分かりやすい内容で財政状況をお知らせするよう努めます。

## ■ 成果指標

指 標 名	設定の理由・考え方	現 状 値	目 標 値
町税の徴収率	税源の確保を図る。	97.5%	98.0%
実質公債費比率	適切な起債計画に基づく財政運営を行う。	8.8%	7.6%
将来負担比率	世代間負担の公平に配慮した財政運営を行う。	27.7%	23.1%
経常収支比率	安定的な一般財源の確保と経常経費の削減を図る。	85.7%	80.0%

## ■ 町民が参加できること

- 町の財政状況に関心を持ちます。

## 4. 広域行政の推進

### ■ 現況と課題

本町では、ごみ処理、火葬、し尿処理、消防、後期高齢者医療保険など町民の生活に密着した分野で、一部事務組合や広域連合による広域行政を推進し、安定したサービスの維持・供給に努めています。また、広域的な行政課題に対応するため、周辺市町と連携した取り組みや各種協議会等にも参加しています。

一部事務組合は、分野ごとに構成市町が異なり複雑になっていることから、再編が課題です。また、圏央道やアクセス道路の整備、成田国際空港の機能拡充等によってもたらされる効果を適切に受けとめるため、周辺市町や国・県との連携を強化していくことも課題です。

### ● 広域行政の概要

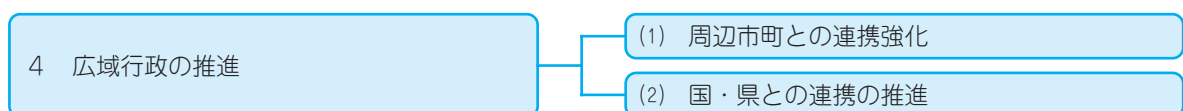
名 称	業務形態	関連市町村	発足年	事 業 内 容
匝瑳市ほか二町 環境衛生組合	一部事務組合	匝瑳市、多古町、 横芝光町	昭和44年	・火葬場及び一般廃棄物（し尿を除く）処理
香取広域市町村 圏事務組合	一部事務組合	香取市、成田市、 多古町、神崎町、 東庄町	昭和48年	・市町村圏の振興整備に関する計画の策定及び その実施のための連絡調整 ・関係市町職員の共同採用試験 ・関係市町職員の共同研修 ・老人福祉センターの設置、管理及び運営 ・不燃性廃棄物施設の設置、管理及び運営 ・一般廃棄物最終処分場の設置、管理及び運営 ・消防業務
東総衛生組合	一部事務組合	旭市、匝瑳市、多 古町、横芝光町	昭和35年	・し尿処理
千葉県後期高齢 者医療広域連合	広 域 連 合	県内の全市町村	平成19年	・後期高齢者医療制度の事務のうち次のもの (1)被保険者の資格の管理 (2)医療給付に関する事 (3)保険料の賦課 (4)保健事業 (5)その他後期高齢者医療制度の施行

資料：企画財政課

### ■ 基本方針

広域的な行政需要に対応するため、周辺市町や国・県との連携強化に努めます。

### ■ 施策の体系





## ■ 施策の内容

(1) 周辺市町との連携強化 .....  
周辺地域の共通課題を解決するため、引き続き周辺市町との連携・協力を強化します。

(2) 国・県との連携の推進 .....  
圏央道の早期実現や成田国際空港の整備拡充等の広域的な課題に対応するため、国・県との連携を推進します。

## ■ 町民が参加できること

- ごみ処理など広域的に行っている事業について理解を深めます。



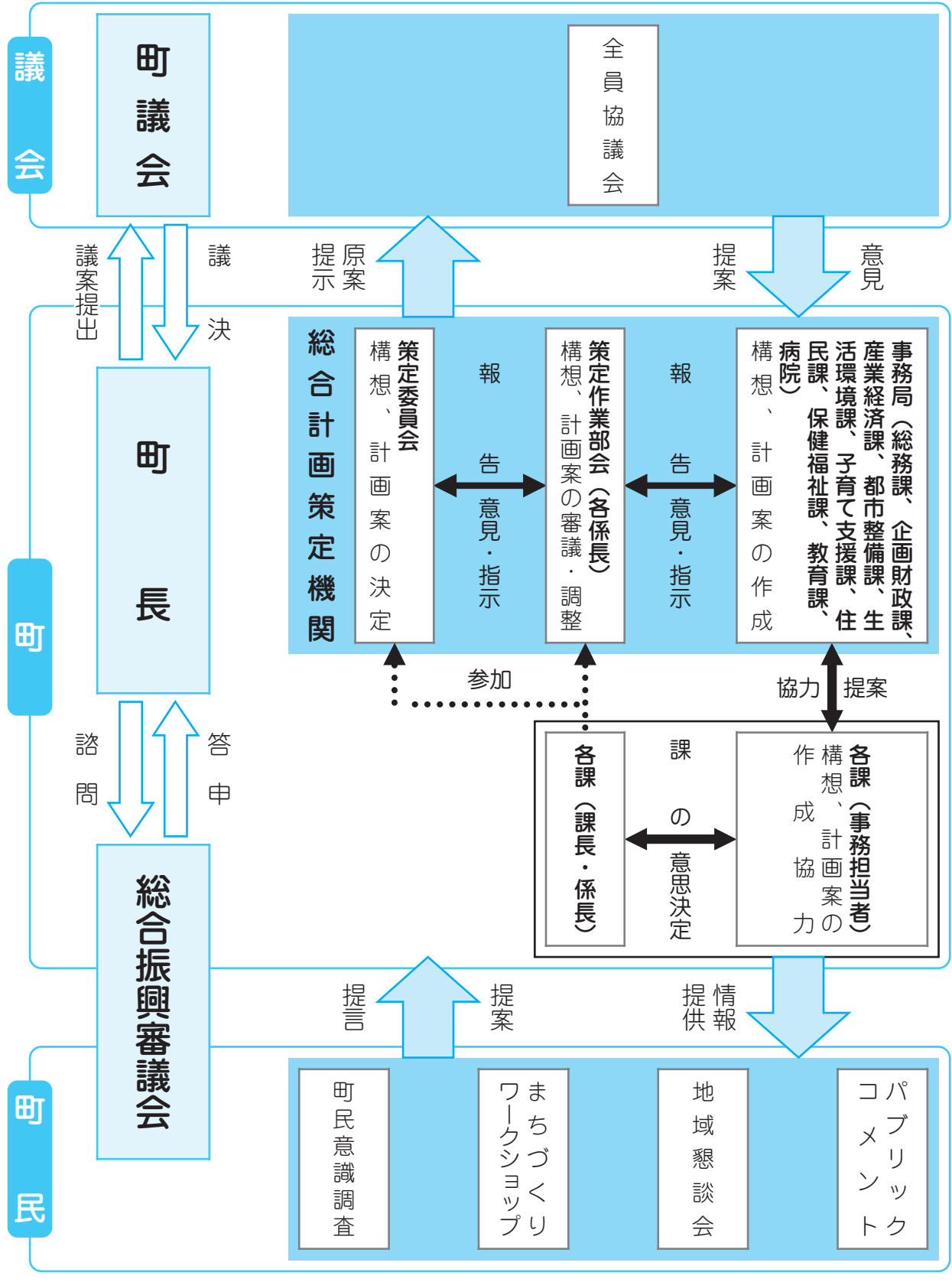


資料編

## 資料－１ 総合計画策定の経緯

平成21年	7月	総合計画策定方針決定 策定委員会	
	8月3日	総合計画策定全体計画について説明 職員アンケート依頼 分野シート提出依頼	
	8月5日	町民まちづくりアンケート発送（1,500通）	
	8月21日	町民まちづくりアンケート・職員まちづくりアンケート締め切り	
	9月1日	まちづくりワークショップ参加者募集開始	
	9月29日	総合振興審議会 策定方針、策定体制 策定手法全般の流れ 町民参画手法について 職員参画手法について 行政評価導入について 今後の策定スケジュールについて	
	9月28日	まちづくりワークショップ参加者募集締め切り	
	10月28日	多古高校生と町長の懇談会	
	10月25日	第1回まちづくりワークショップ	
	11月8日	まちづくり懇談会（多古第二小学校）	
	11月8日	まちづくり懇談会（久賀小学校）	
	11月22日	まちづくり懇談会（中村小学校）	
	11月22日	まちづくり懇談会（常磐小学校）	
	11月26日	まちづくり懇談会（多古町コミュニティプラザ）	
	12月6日	第2回まちづくりワークショップ	
	12月15日	各課ヒアリング実施（～1/7）	
	平成22年	1月31日	第3回まちづくりワークショップ
		2月1日	広報たこ2月号 町民まちづくりアンケート結果概要掲載
		3月14日	第4回まちづくりワークショップ
		4月18日	第5回まちづくりワークショップ
5月13日		総合計画策定策定作業部会（第1回）（基本理念・まちの将来像）	
5月16日		第6回まちづくりワークショップ	
6月2日		総合計画策定策定作業部会（第2回）（基本理念・まちの将来像）	
6月25日		まちづくりワークショップ発表会	
7月13日		各課ヒアリング実施（～7/23）	
8月2日		策定委員会（基本構想素案） 総合計画（案）について	
8月11日		総合計画策定策定作業部会（第3回）（まちの将来像）	
9月2日		策定委員会（まちの将来像）	
9月22日		総合振興審議会 基礎調査結果について ワークショップ効果について 基本理念、将来像検討過程と決定内容について 総合計画（案）について 今後のスケジュールについて	
11月2日		策定委員会（基本構想素案・基本計画素案）	
11月15日		総合振興審議会（諮問）	
11月19日		総合計画策定策定作業部会（第4回）（重点プラン）	
11月30日		総合計画策定策定作業部会（第5回）（重点プラン・成果指標）	
12月7日		総合振興審議会（答申）	
12月14日		議会報告（総合計画中間報告）	
12月27日		総合計画策定策定作業部会（第6回）（成果指標・町民が参加できること）	
平成23年	1月14日	総合計画（素案）に対してパブリックコメント実施（～2/4）	
	2月16日	パブリックコメント結果公表	
	3月14日	基本構想議決	
	3月29日	総合振興審議会（実施計画）	

## 資料-2 策定体制



## (1) 多古町総合振興審議会

### ■多古町総合振興審議会設置条例

#### (設 置)

第1条 経済情勢に即応した多古町の総合的な発展をはかるため地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、多古町総合振興審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

#### (任 務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、第1条の目的達成のため総合振興計画の策定、調整及びその実施に関する調査、審査を行なうものとする。

#### (組 織)

第3条 審議会は、委員15名で組織する。

2 委員は、町長が委嘱又は任命する。

3 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、会務を総理し審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

#### (会 議)

第5条 審議会は会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

#### (事 務)

第6条 審議会の事務は、町長の定める機関において処理する。

#### (委 任)

第7条 この条例に定めるもののほか審議会に関し必要な事項は町長が定める。

#### 附 則

この条例は、昭和50年5月1日から施行する。

#### 附 則（昭和63年3月12日条例第2号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

## ■多古町総合振興審議会委員名簿

(平成23年3月現在)

番号	氏名	役職名	備考
1	土井清司	議会議長	退任
1	越川幸昭	議会議長	
2	高木雅喜	農業協同組合長	
3	大矢弘美	商工会長	退任
3	金子久雄	商工会長職務代行者	
4	大三川博	農業委員会長	
5	越川正	教育委員長	退任
5	平山俊広	教育委員長	退任
5	菅澤勝則	教育委員長	
6	大網敦	民生委員児童委員協議会会長	
7	椎名美恵子	女性代表	
8	平山正明	区長会長	退任
8	米本允信	区長会長	
9	鈴木勲	識見を有する者	
10	古俣徳康	工業団地連絡協議会長	退任
10	関口修司	工業団地連絡協議会長	
11	堀井勇二	千葉銀行多古支店長	退任
11	鈴木信	千葉銀行多古支店長	
12	五木田繁	農業者代表	やる気集団会長
13	平山慎一	農業後継者	退任 農協園芸部青年部長
13	小川晃	農業後継者	農協園芸部青年部長
14	押田英雄	異業種交流青年会代表	退任 火曜会会長
14	安藤正彦	異業種交流青年会代表	火曜会会長
15	太田まさ子	商工業後継者	商工会女性部長



## (2) 多古町総合計画策定委員会

### ■多古町総合計画策定委員会設置要綱

#### (設 置)

第1条 多古町総合計画の策定に関する重要事項を審議するため、多古町総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

#### (組 織)

第2条 策定委員会は副町長、教育長及び各課長、所長、事務局長、事務長の職にある者をもって構成する。

2 策定委員会に委員長を置き、副町長をもってこれにあてる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 策定委員会に部会を設け、部会員の互選による部会長及び副部会長を置く。

5 部会の種類及び構成は、策定委員会において定める。

#### (職 務)

第3条 策定委員会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 総合計画に係る基本構想及び基本計画の企画、立案に関すること。

(2) その他

2 部会は次に掲げる事務を行い、その結果を委員会に提出する。

(1) 総合計画に係る事務事業の調査及び資料の収集並びに作成に関すること。

(2) 総合計画に含まれるべき事務事業の方針及び計画の企画、立案に関すること。

(3) その他

#### (会 議)

第4条 策定委員会は、必要に応じ委員長が召集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長に事故あるとき又は、委員長が欠けたときは、企画財政課長がその職務を代理する。

3 策定委員会は、必要に応じ関係職員及び学識経験者等から意見を聴取することができる。

#### (庶 務)

第5条 策定委員会の庶務は、企画財政課が行い、部会の庶務は副部会長が行う。

#### (補 則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附 則

1 この告示は、平成10年6月1日から施行する。

2 多古町基本構想、基本計画策定連絡会議設置要綱（昭和58年8月1日施行）は廃止する。

附 則（平成19年2月1日告示第7号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

## 資料－3 多古町総合計画の諮問・答申

### (1) 多古町総合計画（案）について（諮問）

多 企 第 76 号  
平成22年11月15日

多 古 町 総 合 振 興 審 議 会  
会 長 鈴 木 勲 様

多古町長 菅 澤 英 毅

### 多古町総合計画（案）について（諮問）

多古町総合計画を定めるにあたり、多古町総合振興審議会設置条例第2条の規定により貴審議会の意見を求めます。

## (2) 多古町総合計画（案）について（答申）

平成22年12月7日

多古町長 菅 澤 英 毅 様

多古町総合振興審議会  
会長 鈴木 勲

### 多古町総合計画（案）について（答申）

平成22年11月15日付け、多企第76号で諮問のあった多古町総合計画（案）について、当審議会において慎重に審議した結果、その内容は概ね適切なものと認めます。

なお、本計画の推進にあたっては、次の事項に十分配慮されることを要望します。

1. 本計画が広く町民に理解され、町民との共有化を図りながら、事業の実施にあたっては町民ニーズを的確に把握し、可能な限り町民の意見を取り入れ、町民との協働によりまちづくりを進められたい。
2. 少子・高齢社会が進むなか、定住人口の増加に向けて子育て世代を中心とした施策の推進やすべての町民が健康で暮らしやすいまちづくりに資する各種施策の推進に努められたい。
3. 様々な業種間の連携を促進し、本町の自然と調和した土地利用のもとに新たな雇用の場の創造に努め、本町の魅力の向上と賑わいの創出に向けた活力ある産業の振興を図られたい。

## 資料－４ 多古町まちづくりワークショップ

### (1) 実施経緯

平成21年10月25日	第1回	本町の現況説明
12月6日	第2回	課題の整理
平成22年1月31日	第3回	まちづくりの方向性の検討
3月14日	第4回	具体的取組の検討
4月18日	第5回	具体的取組内容の詳細の検討、とりまとめ
5月16日	第6回	具体的取組内容の詳細の検討、とりまとめ
6月25日	発表会	町長、町幹部同席のもと、ワークショップ発表会実施

### (2) 参加者名簿

(敬称略)

班	氏名
Aグループ	柏熊光昌
	平山末蔵
	石井佳代
	山口清
	石田尚孝
	太田まさ子
	萩原承平
Bグループ	鈴木英之
	平山さち子
	柳下雄一
	加瀬正一
	秋山茂樹
	清水智美
	平山堯望
Cグループ	津島一男
	押田武
	工藤しづ
	菅澤環
	大矢美雄
	大矢弘美
	飯田茂

### (3) 提案内容

#### ①Aグループ 提案1

1. 方向性	住民が主役の生涯現役まちづくり、「交流」		
2. 具体的取組	町民が主役の声かけ運動		
3. 目的・概要	家庭の日常のあいさつをはじめ、地域内でのあいさつも活性化し、元気なまちづくりリードを高める。また、来訪者に対してもあいさつをすることで、元気な多古町をアピールする。		
4. 役割分担	町 民	町を上げて取り組む	身近な場で挨拶を心がける。家族どうしでももちろん挨拶励行。
	企業・団体		職場での挨拶を励行する。職場の活性化にもつながる。
	行 政		役場内で、職員同士だけでなく来庁者にも積極的に挨拶励行。
5. 実施時期	平成23年度から		
6. 課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・のぼりを作る(人の集まる場所に)。</li> <li>・声かけ運動期間を設ける(声かけ運動週間を設けるなど)。</li> <li>・区長さんに地域に広めてもらう。</li> <li>・広報でPRする。</li> <li>・学校にも協力してもらう(こどもの日前後など)。</li> <li>・定着までに時間がかかる。</li> <li>・地域の団体の会合でもPRし、協力を促す。</li> </ul>		
7. 効 果	「多古町の人って、なんか元気があるな」と思われるまちづくりにつながる。 「多古町って、なんて感じの良い町でしょう」と思われるまちづくりにつながる。 挨拶が癖になってやめられなくなる(習慣化する)ことで、町全体が活気づく。		

#### ②Aグループ 提案2

1. 方向性	住民が主役の生涯現役まちづくり「高齢化社会への対応」		
2. 具体的取組	シルバー支援課の設置「頭と身体を使って“寝たきり老人ゼロ宣言”」		
3. 目的・概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少子高齢化や多古町の人口構成を考えると、高齢者支援は必須である。シルバー世代の活躍の場を作り、高齢者が元気に生活できるまちづくりをする。</li> <li>・「人材発見ネットワーク」を構築し、新規に設置するシルバー支援課を担当課として高齢者の活躍の場のコーディネートを図る。</li> </ul> <p>&lt;具体例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者を中心に、昔の生活に密着した行事を掘り起こし、若い世代と再体験することを通して、伝統文化の継承と世代間交流を図る(ならし団子、わら細工、馬など)。</li> <li>・昔の多古町の様子や戦争体験など、高齢者の実体験を聞く場を設け、子どもたちの学習の機会とする。</li> </ul>		
4. 役割分担	町 民	元気な高齢者全員	得意分野(昔の多古の話、行事の実施手法、趣味、特技など何でも可)を人材発見ネットワークに登録する。或いは高齢者の登録を手伝う(促す)。
	企業・団体		登録人材を様々な場で活用していくことを心がける(先ず人材発見ネットワークに照会する)。
	行 政		シルバー支援課を設置し、人材登録の管理と活躍の場のコーディネートを担う。
5. 実施時期	平成23年度(目標)		
6. 課 題	個人情報の管理。登録者はそれぞれ公表内容を指示することとする。役場を通して手続きするか、個人同士にするか、あらかじめ決める必要あり。役場を通すことで、信頼度が高まる。		
7. 効 果	人材ネットワークとシルバー人材センターとの違いは、あくまでボランティアであること。シルバー人材センターとは違った役割を担うこととしたい。		

## ③Bグループ 提案1

1. 方向性	特徴あるまちづくりを		
2. 具体的取組	多古町の魅力再発見と美しいまちなみづくり		
3. 目的・概要	<p>【再発見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○多古町には「美味しいもの・美しい景観」がたくさんある→都会から見れば「魅力」</li> <li>→多古町の魅力を町民自身が知らない→身近で心豊かな暮らしが出来るのにもったいない!</li> <li>○多古町の魅力が外部(都市住民等)に情報発信されていない→効果的にPRされていない</li> <li>→産直にしても単品ではなく、複数取り混ぜてPRすべき</li> <li>○町民が認識・PRすべき「多古の魅力」は何か?→魅力となる「地域資源」は何か?</li> <li>→効果的な「情報発信・PR方法」は何か?</li> <li>●町民が「多古町の魅力」を再発見する場を設ける→集まって議論する(例:ワークショップ)</li> <li>●多古町の魅力を情報発信、PRする方法を検討する</li> <li>●多古の魅力をよく知る人を「ボランティアガイド」として育成し、組織化し、活用する</li> </ul> <p>【美しいまちなみづくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●外に向かって自信を持って紹介できる「美しい場」をつくる(そぞろ歩ける景観・雰囲気が良い)</li> <li>→町内各地区で「ここをきれいにしたら素晴らしい場所になる」という場所・スポットを特定する</li> <li>→その場所・スポットを美化する(地区住民全員)→このようなスポットを町内のあちこちに作る</li> <li>⇒「ガイドマップ」として取りまとめる&amp;「コース作り」と「見る・楽しむポイントを解説」する(ガイド)</li> </ul>		
4. 役割分担	町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地区でのスポット探し、特定</li> <li>・美化の方法を検討</li> <li>・美化活動</li> <li>・ガイドマップ、コースづくり(地元町民と協働)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地区の魅力を探し、美化・活用方法を提案する</li> <li>・情報発信、PR方法の提案</li> <li>・ボランティアガイドとして参画</li> </ul>
	行政		<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地区から提案をつめる</li> <li>・ワークショップ等、検討の場を設ける(とりまとめ)</li> <li>・ボランティアガイドの募集・組織化</li> <li>・情報発信、PRの実現化</li> </ul>
5. 実施時期	すぐにでも可能		
6. 課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地区の住民の意識のもり上げ</li> <li>・各地区で中心となってリードする人材</li> <li>・全体のとりまとめ、調整</li> <li>・ボランティアガイドの組織、活用</li> </ul>		

## ④Bグループ 提案2

1. 方向性	特徴あるまちづくりを		
2. 具体的取組	特色ある教育・個人の才能を伸ばす教育		
3. 目的・概要	<p>★「不登校0、農業教育日本一、音楽教育日本一、ゴルフ教育日本一」を目指す!</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①町内すべての小中学校を「不登校0」にする</li> <li>→現場の管理者、子育て経験者で自ら参加意思のある人を募り、ボランティア組織化</li> <li>②「多古高校の素晴らしさ」、「農学校としての地位」、「農業教育」を見直す</li> <li>→農業を職業として選んでもらえるように!⇒県下一の農業高校に!</li> <li>③「多古中ゴルフ部」のレベルアップ</li> <li>→「多古の教育の素晴らしさ」(心と体)をPR⇒都市住民をひきつける</li> <li>④小学校の「英語教育」の充実</li> <li>→英語のできるボランティアをそろえる</li> <li>⑤教育面での他地域との「差別化」</li> <li>→文化ホール、音楽ホール(質が高い)を活かす⇒プロを呼ぶ⇒住まい=空家・多古台活用</li> </ul>		
4. 役割分担	町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>①現場の管理者や子育て経験者を募る⇒ボランティア参画⇒ネットワーク化・組織化</li> <li>②「多古やる気集団」、多古の「プロ農家」が指導者として関わる⇒組織化</li> <li>③用具提供、指導、活動の補助、支援、労力の提供</li> </ul>	英語教育→町民に英語の出来る人が何人かいる→ボランティアとして参画
	行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>①学校とのパイプ、調整役(教育委員会は主体的に関わる)⇒組織化支援、情報提供、活動の場をつくる</li> <li>②外部指導者の導入・調整&amp;教育カリキュラム等の見直し⇒組織化支援、情報提供、活動の場をつくる</li> <li>③情報発信、各種調整、空家の仲介</li> </ul>	やる気のある人を教壇に立てるように調整、積極活用 ボランティア教師の組織化・ネットワーク化
5. 実施時期	すぐにでも取組み可能		
6. 課題	人材発掘、組織化、活動の場づくり(当初は行政主導) 学校や家主との権利調整		



### ⑤Bグループ 提案3

1. 方向性	若い世代が安心して働ける子育て支援のまち		
2. 具体的取組	いなかの頼れる“おせっかいさん”登録制度 ～ボランティアの登録制度と総合的な多世代がなごやかに集う居場所づくり～		
3. 目的・概要	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○共働きの子育て世代にとって仕事と育児の両立（仕事をしながら子育てをする環境）が大きな課題</li> <li>○核家族の専業主婦も育児の悩みを持っている</li> </ul> <p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもの預かり機能の充実に加え、これを支援するスタッフを充実させ、地域でこのような人たちを支えるしくみづくりを行う</li> <li>①経験豊かな町民（人生の先輩）が自らの経験を子育て世代に役立てるため、自らの意思で登録する</li> <li>②要請・依頼に基づき個別に相談にのったり、面倒をみたりする</li> <li>③広報でPRする他ホームページで登録情報（してあげられること）と相談・依頼情報をマッチング</li> <li>④これらにより「子育ての若い世代が安心して住めるまち」を目指す ⇒安心して子育てできるまち⇒よいイメージづくり⇒人口増加へ</li> </ul>		
4. 役割分担	町 民	趣旨に賛同する町民。 温かい心をもつ人なら誰でも可。	子育てママの支援（相談にのる／具体的な支援、サポート（預りなど）） 支援メニューづくり（行政と協働）
	企業・団体		事業への支援（間接的に企業にもメリットあり）
	行 政		ボランティア研修、コーディネーターの養成 町民への情報発信・PR、支援メニューづくり（町民と協働）、施設の確保（サービス拠点の確保～空家・空店舗）
5. 実施時期	すぐ。計画すぐ⇒1年後には実現・スタート		
6. 課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援は、各家庭の実情に合わせて行う必要があり、個人情報を守秘、信頼関係を大切にすること</li> <li>・各家庭のニーズに合わせた支援を実施するには、コーディネーターや支援者団体のネットワークづくりが必要。</li> </ul> <p>※事務局をどうするか?⇒当初、行政と町民（有志）の協働 ⇒町民の一人立ちへ（NPO設立）</p>		
7. 効 果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町ぐるみで子育てに関心を持ち、支援することで、子育てママや家庭にゆとりが生まれ、児童虐待を防ぐ効果もある</li> <li>・将来的にはNPOを設立し、自主運営を目指す</li> <li>・保育園・幼稚園の先生方に研修会を行い、安心して活動できるようにする</li> <li>・「あそこへ行けば誰かいる、あそこへ行けば安心できる、あそこへ行けば楽しい」 ～こんな施設、居場所、拠点をつくる⇒子育て世代が増える可能性大⇒人口増加も期待</li> </ul>		

## ⑥Bグループ 提案4

1. 方向性	農業を核とした地場産業、働く場のあるまちづくり		
2. 具体的取組	多古農業大学（仮称）への取組		
3. 目的・概要	<p>●「農業体験・生産者とのふれあい」を通して「都市住民との交流」や「地元小中学生・高校生の食農教育」を行う取組（しくみ）を総称して「多古農業大学」（仮称）と呼ぶ。</p> <p>①農業体験を通して地元の子どもたちを教育（社会科・総合学習、食農教育）⇒農業を通して地域のごと、生命の大切さ、環境を学ぶ</p> <p>②不登校児童や障がいを持った方も参加（将来⇒障がい者の働く場づくり）</p> <p>③教授＝農家・生産者、スタッフ＝町民、授業＝体験、学園祭＝あじさい祭り</p> <p>④学校・拠点＝空家・空教室、フィールド＝農地（現場）、販売拠点＝道の駅／商店街空店舗</p> <p>⑤ここをベースに特産品、郷土料理を開発・提供、観光との連携も図る（経済効果を生む）</p> <p>⑥授業の様子などを情報発信＝多古町の魅力PR</p>		
4. 役割分担	町民	農業者、賛同する町民 * 障害をもった人の親や関係者も巻き込む	農家＝教授・インストラクター、町民＝スタッフ・助教授
	企業・団体		協賛者・援護者、資金提供、資材・機材の提供（PRさせる）
	行政		農家（農地手当て）の権利調整・仲介、情報発信PR、若干の補助
5. 実施時期	企画・計画＝すぐにでも		
6. 課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局をどこが担うか、軌道に乗るまでをどうするか？</li> <li>・農家、農地はあるか？空家、空店舗はあるか？⇒小さくても、まず、始めることが重要。</li> <li>* 交流・レクリエーション的な側面と本物の側面を併せ持つ（都市住民に本物を提供）</li> </ul>		
7. 効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農家だけではなく、その支援体制（町民のかかわりの仕組み）づくり</li> <li>・手始めに地元多古高校生を受け入れる（留学生）</li> <li>・姉妹都市、企業、大学と連携⇒持続する（資金）仕組みづくり</li> <li>・学生（都市住民）のリピーター化（多古町ファンクラブ）</li> </ul>		

## ⑦Cグループ 提案1

1. 方向性	環境		
2. 具体的取組	栗山川を中心として、それに続く田んぼ、里山を大切に、多くの人に来てもらう		
3. 目的・概要	栗山川とその周辺を多古町のシンボルとして、多くの人を呼べるようなフィールドにしていく。そのためには、ハード整備とそれを指導する専門家の養成が必要		
4. 役割分担	町民	専門指導員（応募・育成）＋サポート体制（町民・団体）	専門指導員の指示に基づきサポートを行う
	企業・団体		コーディネーターの役割
	行政		
5. 実施時期	もう遅きに失している。今すぐ取りかかる。		
6. 課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然観察体制の確立</li> <li>・町民の意識改革（専門知識に裏打ちされた、新しい発想を受け入れる）</li> </ul>		
7. 効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地道な努力が必要</li> <li>・科学的な成果報告（達成度の評価）⇒環境白書、環境教育教材</li> </ul>		

## ⑧Cグループ 提案2

1. 方向性	環境		
2. 具体的取組	森林の荒廃対策		
3. 目的・概要	杉林を中心とした森林荒廃を所有者と町民が力を合わせて整備する。所有者のやる気を出させるため、どのくらいのコストで整備が可能かモデル地区を設けて検討する。ノウハウは森林組合の協力を求める。整備の際、町民の有志の手も借りる。		
4. 役割分担	町民	森林の所有者 町民の有志	所有者：コスト負担、町民：ボランティア参加
	企業・団体		森林組合：ノウハウの提供
	行政		コーディネーター役
5. 実施時期	なるべく早い時期に取りかかる		
6. 課題	まず所有者の意識改革が必要。所有者がやる気にならないと実施は難しい。コスト負担と、収入対策（間伐材の販売：チップ化等）。町外の所有者が多くなってきている。		

### ⑨Cグループ 提案3

1. 方向性	政治		
2. 具体的取組	学・官・民の連携・協働 広域ネットワークのあり方		
3. 目的・概要	現代社会の複雑化(専門化・多様化・高度化)に対応し貢献できるように、広い視野と見識を養う。透明性と情報公開が不可欠		
4. 役割分担	町民	分野別とか、タテ割り分担ではなく、全者を連動するプロジェクトを立ち上げる方式で。特に大学や高校など専門家を交えることが大事	〇〇問題研究会。問題意識を持った住民主導で動き出す。メンバーは「在住」だけでなく、在勤、在学、外国籍も含めて
	企業・団体		
	行政		
5. 実施時期	役割ごとの実践内容から、喫緊の課題の優先順位を決めて		
6. 課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法」の順守の徹底、その啓発の推進</li> <li>・行政資料室の設置</li> <li>・依存的体質(おまかせする)の打破</li> </ul>		
7. 効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方分権となると国・県・町は対等。それに対応できるノウハウ、リーダーシップが得られるか</li> <li>・若い世代の積極的な参加と行動力</li> </ul>		

### ⑩Cグループ 提案4

1. 方向性	政治		
2. 具体的取組	やすらぎと静かにおだやかに暮せるまちづくり		
3. 目的・概要	地方分権の時代は町だから、国や県や周辺の市まかせにするのではなく、自立能力が伴わなければならない。今のままではあまりに「地域エゴ」が強い。虫がよすぎるのではないか。		
4. 役割分担	町民	人まかせにするのではなく、町民全体が自己責任で何が出来るか、何をしなければならないか、何をすべきかを勉強し、ワークショップでプロジェクトを立ち上げる。	町の現状、問題点の洗い出し、勉強、実践 大学などの有識者に専門的なアドバイスをもらう 広域的な役割を負担する
	企業・団体		
	行政		
5. 実施時期	今のこの町の現実を洗い出すことから		
6. 課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機感の欠如。閉鎖的、依存的体質の改善。</li> <li>・自明“多古の常識”を疑う</li> <li>・達成度の検証</li> </ul>		
7. 効果	行政のお世話になりっぱなしでなく、これからの多古町で何が分担できるか、役に立てるかを考えること		

## 多古町総合計画

人・文化・自然 みんなでつくる 潤いのまち 多古

発行日：平成23年3月

発行：多古町

企画・編集：多古町企画財政課

〒289-2292 千葉県香取郡多古町多古584番地

電話番号：0479-76-2611

FAX：0479-76-7144

電子メール：info@town.tako.chiba.jp

ホームページ：http://www.town.tako.chiba.jp/







人・文化・自然 みんなでつくる潤いのまち多古

TAKO TOWN 多古町

